

## 監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人前川英樹から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表します。

平成31年4月12日

奈良県監査委員 斎藤 信一郎

同 森田 康文

同 西川 均

同 亀田 忠彦

監査テーマ

債権管理に関する財務事務の執行について

平成30年度

包括外部監査結果報告書

債権管理に関する財務事務の執行について

平成31年3月

奈良県包括外部監査人  
前川英樹

## 目 次

第 1	外部監査の概要	8
1	外部監査の種類	8
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	8
	（1）監査の対象	8
	（2）監査対象期間	8
3	特定の事件の選定理由	8
4	外部監査の方法	9
	（1）監査の対象範囲	9
	（2）監査要点	9
	（3）主な監査手続	9
5	外部監査の実施期間	10
6	外部監査人補助者の資格及び指名	10
7	利害関係	10
8	監査報告における「結果」と「意見」の区分	10
	（1）「結果」と「意見」の判断基準	10
	（2）表記の方法	11
第 2	奈良県の債権、未収金の概要	12
1	奈良県の債権、未収金の概要	12
	（1）債権の概要	12
	（2）債権の推移	12
	（3）未収金	12
	（4）未収金の推移	13
2	債権の法的性質	14
	（1）債権の法的性質	14
3	地方公共団体における債権管理事務	17
	（1）地方公共団体の債権管理事務の概要	17
	（2）債権の発生と管理	18
	（3）回収管理	20
	（4）財産調査等	21
	（5）強制執行	22
	（6）滞納処分等の執行停止、徴収停止、債務免除及び債権放棄	24
	（7）時効及び不納欠損	25
4	税外未収金の回収施策	27

(1)	税外未収金の回収施策 .....	27
(2)	未収金対策推進連絡会議 .....	29
(3)	収納機会の多様化 .....	29
(4)	債権回収マニュアル及び債権管理指針の策定 .....	29
(5)	弁護士による債権管理業務の検証 .....	31
(6)	平成 30 年度 of 取組 .....	32
5	平成 17 年度包括外部監査の措置状況について .....	33
(1)	平成 17 年度包括外部監査の措置状況について .....	33
6	県に対する総括的な結果又は意見 .....	37
第 3	債権、未収金の情報開示 .....	48
1	債権、未収金の情報開示 .....	48
(1)	債権の情報開示 .....	48
(2)	統一基準による財務書類等の作成 .....	50
(3)	奈良県の全体会計貸借対照表 .....	50
(4)	結果又は意見 .....	53
第 4	地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権 .....	54
1	概要 .....	54
(1)	制度の概要 .....	54
(2)	債権の内容 .....	56
(3)	未収金の内容 .....	57
(4)	未収金の推移 .....	58
2	収納率向上に向けた取組 .....	64
(1)	税務課並びに各県税事務所間での取組 .....	64
(2)	奈良モデルによる常駐派遣型協働徴収による取組 .....	64
3	未収金に関する調査 .....	65
(1)	未収金調査の内容 .....	65
(2)	財産調査・滞納処分について .....	66
(3)	結果又は意見 .....	67
4	延滞金 .....	69
(1)	延滞金の調定 .....	69
(2)	延滞金の通知並びに徴収 .....	69
(3)	結果又は意見 .....	70
第 5	生活保護費徴収金及び生活保護費返還金 .....	72
1	概要 .....	72

(1)	制度の概要	72
(2)	債権の内容	72
(3)	未収金の内容	72
(4)	未収金の推移	77
2	未収金の管理事務	80
(1)	未収金の徴収事務	80
(2)	履行延期の手続	82
(3)	返納金にかかる債権管理	84
(4)	実施手続	85
(5)	結果又は意見	86
3	債権管理簿	87
(1)	債権管理簿の整備状況	87
(2)	結果又は意見	88
第6	看護師等修学資金返還金	96
1	概要	96
(1)	制度の概要	96
(2)	債権の内容	97
(3)	未収金の内容	97
(4)	未収金の推移	98
2	貸与の手続	98
(1)	貸与時の手続	98
(2)	一括貸与の手続	99
(3)	結果又は意見	100
3	延滞金	101
(1)	延滞金等に関する原則的な取り決め	101
(2)	延滞金等に関する例外的な取り決め	102
(3)	結果又は意見	103
第7	旧県立五條病院医業未収金	106
1	概要	106
(1)	制度の概要	106
(2)	債権の内容	106
(3)	未収金の内容	106
(4)	未収金の推移	107
2	不納欠損処理	107
(1)	不納欠損処理の手続	107

(2) 結果又は意見.....	109
第8 精神障害者社会復帰施設運営補助金返還金.....	110
1 概要.....	110
(1) 制度の概要.....	110
(2) 債権の内容.....	110
(3) 未収金の内容.....	110
(4) 未収金の推移.....	111
2 財務会計システムの登録方法.....	111
(1) 財務会計システムの登録方法.....	111
(2) 結果又は意見.....	112
第9 母子父子寡婦福祉資金貸付金債権.....	114
1 概要.....	114
(1) 制度の概要.....	114
(2) 債権の内容.....	114
(3) 未収金の内容.....	114
(4) 未収金の推移.....	117
(5) 貸付金の利用実績.....	117
(6) 結果又は意見.....	118
2 長期滞留債権.....	118
(1) 概要.....	118
(2) 結果又は意見.....	121
3 違約金の計算.....	121
(1) 違約金の計算.....	121
(2) 結果又は意見.....	122
第10 児童保護措置費保護者負担金.....	124
1 概要.....	124
(1) 制度の概要.....	124
(2) 債権の内容.....	126
(3) 未収金の内容.....	126
(4) 未収金の推移.....	127
(5) 結果又は意見.....	127
2 債権回収事務.....	128
(1) 回収事務の概要.....	128
(2) 結果又は意見.....	129

3	債権管理事務に関連する手引 .....	129
	(1) 督促、催告 .....	129
	(2) 延滞金 .....	130
	(3) 結果又は意見 .....	130
4	抽出調査 .....	132
	(1) 抽出調査の内容 .....	132
	(2) 債務者が死亡した場合の不納欠損処理 .....	134
	(3) 不納欠損処理の時期 .....	134
	(4) 歳入の調定の時期 .....	135
	(5) 債権管理簿の記載状況 .....	136
	(6) 結果又は意見 .....	138
第11	同和対策専修学校等修学資金等貸付金 .....	141
1	概要 .....	141
	(1) 制度の概要 .....	141
	(2) 債権の内容 .....	142
	(3) 未収金の内容 .....	142
	(4) 未収金の推移 .....	143
2	分割納付 .....	143
	(1) 分割納付の手続 .....	143
	(2) 結果又は意見 .....	143
3	延滞金 .....	144
	(1) 延滞金等に関する原則的な取り決め .....	144
	(2) 結果又は意見 .....	146
第12	中小企業高度化資金貸付金等 .....	148
1	概要 .....	148
	(1) 制度の概要 .....	148
	(2) 債権の内容 .....	148
	(3) 未収金の内容 .....	152
	(4) 未収金の推移 .....	152
	(5) 個別債権の状況 .....	155
	(6) 結果又は意見 .....	158
第13	中央卸売市場施設使用料等 .....	161
1	概要 .....	161
	(1) 制度の概要 .....	161

(2) 債権の内容 .....	161
(3) 未収金の内容 .....	162
(4) 未収金の推移 .....	163
(5) 結果又は意見 .....	165
第14 農業経営構造対策事業費補助金返還金 .....	169
1 概要 .....	169
(1) 制度の概要 .....	169
(2) 債権の内容 .....	170
(3) 未収金の内容 .....	171
(4) 未収金の推移 .....	172
(5) 結果又は意見 .....	172
第15 修学支援奨学金貸付金元金収入等 .....	174
1 概要 .....	174
(1) 制度の概要 .....	174
(2) 債権の内容 .....	174
(3) 未収金の内容 .....	176
(4) 未収金の推移 .....	177
(5) 未収金の管理方法 .....	178
(6) 結果又は意見 .....	179
2. 貸与の手続 .....	179
(1) 貸与時の手続 .....	179
(2) 継続して貸与する場合の手続 .....	181
(3) 結果又は意見 .....	182
3. 延滞金 .....	182
(1) 延滞金等に関する原則的な取り決め .....	182
(2) 延滞金等に関する例外的な取り決め .....	182
(3) 結果又は意見 .....	184
第16 放置違反金 .....	187
1 概要 .....	187
(1) 制度の概要 .....	187
(2) 債権の内容 .....	190
(3) 未収金の内容 .....	190
(4) 未収金の推移 .....	191
(5) 結果又は意見 .....	191



## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査である。

### 2 選定した特定の事件（監査テーマ）

#### （1）監査の対象

債権管理に関する財務事務の執行について

#### （2）監査対象期間

平成29年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成30年度の一部についても監査対象とする。

### 3 特定の事件の選定理由

県が平成29年度より公表している統一的な基準に基づく一般会計等貸借対照表において、平成28年度末の未収金残高は29億円、貸付金残高は575億円計上されている。これらの債権は、県及び県民の重要な財産であり、適切な管理を行ったうえ、期日までに納付を受けることが必要である。

県においては、平成17年度に「未収金の財務事務」のテーマで包括外部監査が実施されている。この監査により、回収不能債権の不納欠損処理の促進、延滞金の徴収取扱いの明確化、滞納者に対する恩恵停止の対応、督促の推進、管理台帳の適切な運用など、未収金に関する問題点が多数指摘され、県は当指摘の措置を継続的に行ってきた。また、県は平成18年度より未収金対策推進連絡会議を開催、平成25年度に債権管理指針を策定、平成27年度に税外債権の管理マニュアルを策定、平成28年度に弁護士による債権管理業務の検証を行うなど、債権管理に関する多くの施策を行ってきた。

一方、平成20年度末の未収金残高は32億円、貸付金残高は254億円、長期延滞債権残高は75億円の計362億円（注）であるのに対して、平成28年度末の未収金残高は29億円、貸付金残高は575億円の計604億円と大きく増加している。平成20年度と平成28年度では集計の方法が異なる可能性があり、また個々の債権によっては、減少しているものも多く存在すると考えられるが、平成17年度以降の県の取組にもかかわらず、全体の債権は増加傾向にあるとも考えられる。

このような状況を受けて、各所管課が具体的にどのように債権管理を実施しているのか、債権が増加するのはどのような要因によるものか、管理すべき対象としての債権が網羅的に捕捉できているのか、効率的な財務事務を実施できているかなどについて、あらためて検証する必要があると考え、当事件を選定した。

(注) 端数処理の関係で合計が一致していない。

## 4 外部監査の方法

### (1) 監査の対象範囲

奈良県が有する全ての債権及び未収金を対象とした。なお、一般会計及び特別会計が有する未収金のうち、未収金の種類別に概ね1千万円を超えるものについては、平成29年度に外部監査の対象となった県営住宅に係る未収金等一部を除いて所管課の管理状況等をより詳細に確認した。

### (2) 監査要点

1. 債権発生時の審査事務等が規則、規程に基づく方法で実施されているか
2. 債権の収納期日までに適切な方法で収納事務が実施されているか
3. 債権管理システムを活用するなど効率的に財務事務が実施されているか
4. 債権の収納率を高めるための施策を実施しているか
5. 債権の認識、計上、取立、不納欠損処理等は適切に行われているか

### (3) 主な監査手続

#### (合規性の観点)

以下の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われているかを関係書類の閲覧、担当者等への質問、現場調査等により確認する。

- ・債権発生時の審査事務等が規則、規程に基づく方法で実施されているか
- ・債権の収納期日までに適切な方法で収納事務が実施されているか
- ・債権の認識、計上、取立、不納欠損処理等は適切に行われているか 等

#### (経済性、効率性等の観点)

以下の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかを関係書類の閲覧、担当者等への質問、現場視察等により確認する。

- ・債権管理システムを活用するなど効率的に財務事務が実施されているか
- ・債権の収納率を高めるための施策を実施しているか 等

## 5 外部監査の実施期間

自 平成 30 年 7 月 31 日 至 平成 31 年 3 月 31 日

## 6 外部監査人補助者の資格及び指名

公認会計士	小寺 雄二
公認会計士	江見 拓馬
公認会計士	久保田浩之
公認会計士	田島 賢二
公認会計士試験合格者	北島明希子

## 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8 監査報告における「結果」と「意見」の区分

### (1) 「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合規性（適法性と正当性）の観点から、「経営に係る事業の管理」については合理性と能率性の観点から、判断している。

#### ① 「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項、または違反していないものの社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 法令等に対する違反
- ・ 形式的には法令等に対する違反とはいえないが、行為の目的が、法令等が予定するものとは別のものである場合、法令等の運用の仕方が不十分あるいは不適切である場合、又は社会通念上、適切でない行為や不作為
- ・ 管理の合理性と能率性について重要性が高いと判断される指摘事項

#### ② 「意見」

合規性（適法性と正当性）あるいは合理性と能率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項、及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 不正不当とまでは判断しないが、現状を継続することが適切ではなく、何らかの対応が必要であると考えられる事項

- ・ 行政の透明性を高め、あるいは能率性を向上させるために、改善又は改良することが良いと考えられる事項
- ・ あるべき姿の提言や参考となる見識

(2) 表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設けてその冒頭に【結果】又は【意見】のいずれであるかを明記し、中心となる部分は下線を付して強調している。

## 第2 奈良県の債権、未収金の概要

### 1 奈良県の債権、未収金の概要

#### (1) 債権の概要

自治体が財産として管理の対象としている債権は、金銭の給付を目的とする権利、すなわち地方自治法第240条1項に定める債権を指す。すなわち、地方自治法第240条第1項においては、「この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」と規定される。

一方、当報告書における債権は、その範囲を明確にするために、以下に示す内容となっている。

債権： 「奈良県会計規則の施行について」に規定されている債権に関する調書（第15号様式）に該当する債権

負担金債権、分担金債権、財産売払代債権、財産交換差金債権、母子福祉資金貸付金債権、農業改良資金貸付金債権、中小企業振興資金貸付金債権、その他貸付金債権、受託事業債権、損害賠償金債権、弁償金債権、違約金債権、延滞利息債権、返納金債権及び返還請求権のある敷金債権

#### (2) 債権の推移

県の債権の推移は以下のとおりである。

○債権の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
債権	29,183,776	30,533,284	32,312,065	42,400,815	46,490,036	58,902,629	75,716,519

(出典：歳入歳出決算概要書をもとに監査人が集計)

県の債権は継続的に増加している。平成23年度末の残高と平成29年度末の残高を比較した場合、全体で46,532,743千円増加している。これは主に、公立大学法人奈良県立医科大学整備費貸付金が11,519,813千円増加したこと、また地方独立行政法人奈良県立病院機構整備費貸付金が37,088,635千円増加したことに起因している。

#### (3) 未収金

未収金とは、債権について歳入の調定を行ったものの、納期限までに収納されないまま年度末を迎えたものである。当報告書の未収金は、調定後収入が未済のものであり、債権の種類は問わない。

(4) 未収金の推移

奈良県の未収金（公営企業会計を除く。）の推移は以下のとおりである。

○未収金の推移 (単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計					
県税	5,146,411	5,080,508	4,821,351	4,531,056	4,461,340
分担金及び負担金	67,058	73,428	73,173	66,259	56,791
使用料及び手数料	149,830	156,008	142,446	140,510	143,557
財産収入	270	0	0	0	0
諸収入	1,833,151	1,886,749	1,968,663	2,047,243	2,058,867
延滞金	169	169	169	169	169
加算金	130,183	142,103	130,619	125,757	119,380
過料等	55,749	54,817	58,209	52,352	39,453
貸付金元利収入	1,179,803	1,273,388	1,349,822	1,417,385	1,480,958
受託事業収入	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
雑入	465,045	414,071	427,642	449,379	416,706
合計	7,196,721	7,196,694	7,005,636	6,785,069	6,720,557
特別会計収入未済額					
母子父子寡婦福祉資金貸付金	98,981	104,348	110,894	114,555	110,924
農業改良資金貸付金	59,967	58,485	57,774	54,402	50,673
中小企業振興資金貸付金	3,441,259	3,455,707	3,521,273	3,577,568	3,646,557
林業改善資金貸付金	17,783	17,723	16,543	16,496	14,271
育成奨学金貸付金	1,323	5,578	13,934	23,536	34,397
中央卸売市場事業費	60,940	64,367	40,947	45,885	56,709
公園	525	0	0	0	0
下水道	137	0	0	0	0
奈良県病院事業清算費	0	0	0	0	0
合計	3,680,918	3,706,210	3,761,367	3,832,442	3,913,532
一般会計・特別会計 合計	10,877,639	10,902,904	10,767,003	10,617,511	10,634,089

○未収金の推移 (単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計					
県税	3,920,701	3,607,454	3,205,856	2,778,588	2,525,479
分担金及び負担金	42,998	42,592	50,570	38,178	39,077
使用料及び手数料	148,009	149,831	145,355	147,446	156,504
財産収入	0	0	0	0	0
諸収入	2,106,861	2,175,235	2,360,864	2,336,407	2,411,042
延滞金	169	169	169	0	0
加算金	114,237	111,321	177,082	171,183	175,855
過料等	27,030	20,433	15,410	14,606	12,591
貸付金元利収入	1,486,527	1,518,725	1,567,173	1,632,945	1,666,895
受託事業収入	2,200	2,200	0	0	0
雑入	476,696	522,385	601,029	517,671	555,699
合計	6,218,570	5,975,114	5,762,647	5,300,620	5,132,103
特別会計収入未済額					
母子父子寡婦福祉資金貸付金	111,672	111,571	106,647	104,876	105,827
農業改良資金貸付金	24,861	21,261	13,779	10,609	7,636
中小企業振興資金貸付金	1,542,410	1,508,021	1,479,715	1,442,807	1,408,084
林業改善資金貸付金	13,815	13,387	121	53	0
育成奨学金貸付金	46,445	57,875	72,548	91,575	105,488
中央卸売市場事業費	41,035	39,174	35,982	30,765	22,658
公園	0	0	0	0	0
下水道	0	0	0	0	0
奈良県病院事業清算費	0	0	0	28,795	0
合計	1,780,241	1,751,291	1,708,794	1,709,483	1,649,694
一般会計・特別会計 合計	7,998,811	7,726,405	7,471,442	7,010,104	6,781,798

(出典：「一般会計・特別会計収入未済額調書」をもとに監査人が集計)

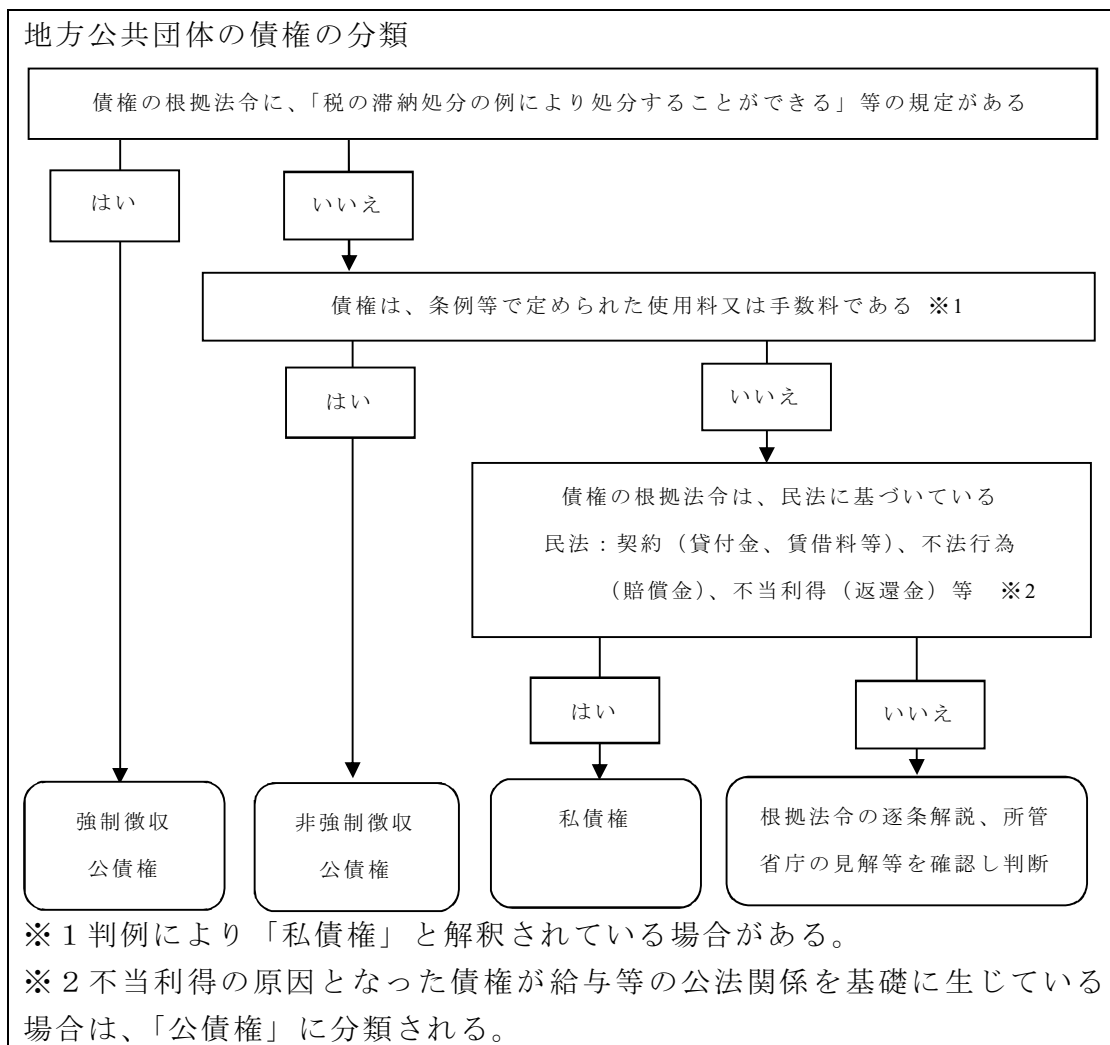
県の未収金は、全体としては平成 20 年度より継続的に減少している。平成 20 年度末の残高と平成 29 年度末の残高を比較した場合、全体で 4,095,841 千円減少している。これは主に、一般会計における県税の未収金が 2,620,932 千円減少したこと、特別会計における中小企業振興資金貸付金の未収金が 2,033,176 千円減少したこと等の影響が大きいと考えられる。

一方で、平成 20 年度末の残高と平成 29 年度末の残高を比較した場合、育成奨学金貸付金は 104,164 千円増加し、貸付金元利収入は 487,092 千円増加するなど、一部の未収金は全体の減少傾向とは対照的に増加している。

## 2 債権の法的性質

### (1) 債権の法的性質

以下に地方公共団体の債権の分類を記載する。



(出典：「税外債権の管理マニュアル」(県作成) を元に監査人が一部修正)

地方公共団体の「債権」は、まず公法上の原因に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因に基づいて発生する「私債権」に分類される。次に「公債権」は、租税債権及び地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と、地方税の滞納処分の例によることができず、民事執行法による強制執行が必要な「非強制徴収公債権」に分類される。これらの相違点は以下のとおりである。

#### ①滞納処分、強制執行の違い

強制徴収公債権の場合、個別の法令の根拠規定により、滞納債権を地方税の滞納処分の例により回収することが可能であるが、非強制徴収公債権や私債権の場合、滞納処分によることができず、訴えの提起等を通じて、民事執行法による強制執行を行うこととなる。

#### ②時効の違い

公債権の場合、消滅時効期間は原則 5 年となるほか、時効の援用を必要としない。一方、私債権の場合は、消滅時効期間が原則 10 年となるほか、時効により債権が消滅するためには、時効の援用が必要となる。

#### ③延滞金等の徴収に係る根拠法令の違い

公債権の場合、督促は地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に基づいて行い、県の税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和三十一年四月十九日奈良県条例第十七号）の定めるところにより延滞金を徴収しなければならない。

一方、私債権の場合、督促は地方自治法施行令第 171 条の規定に基づいて行うが、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項のような規定はないため、債務の不履行については一般法である民法第 419 条の規定や契約書等の規定に基づき、遅延に係る損害賠償金を徴収することになる。

以下、公債権に係る延滞金と私債権に係る上記損害賠償金を合わせて延滞金等と称する。



## 県の税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例

### (趣旨)

第一条 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他県税以外の県の歳入(以下「税外収入」という。)に係る延滞金の徴収については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、[この条例](#)の定めるところによる。

### (延滞金)

第二条 税外収入を納期限内に完納しない者に対しては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金額につき年十・七五パーセントの割合( <sup>じゆん</sup> 閏年は、平年と同様に扱う。) を乗じて計算した延滞金を徴収する。

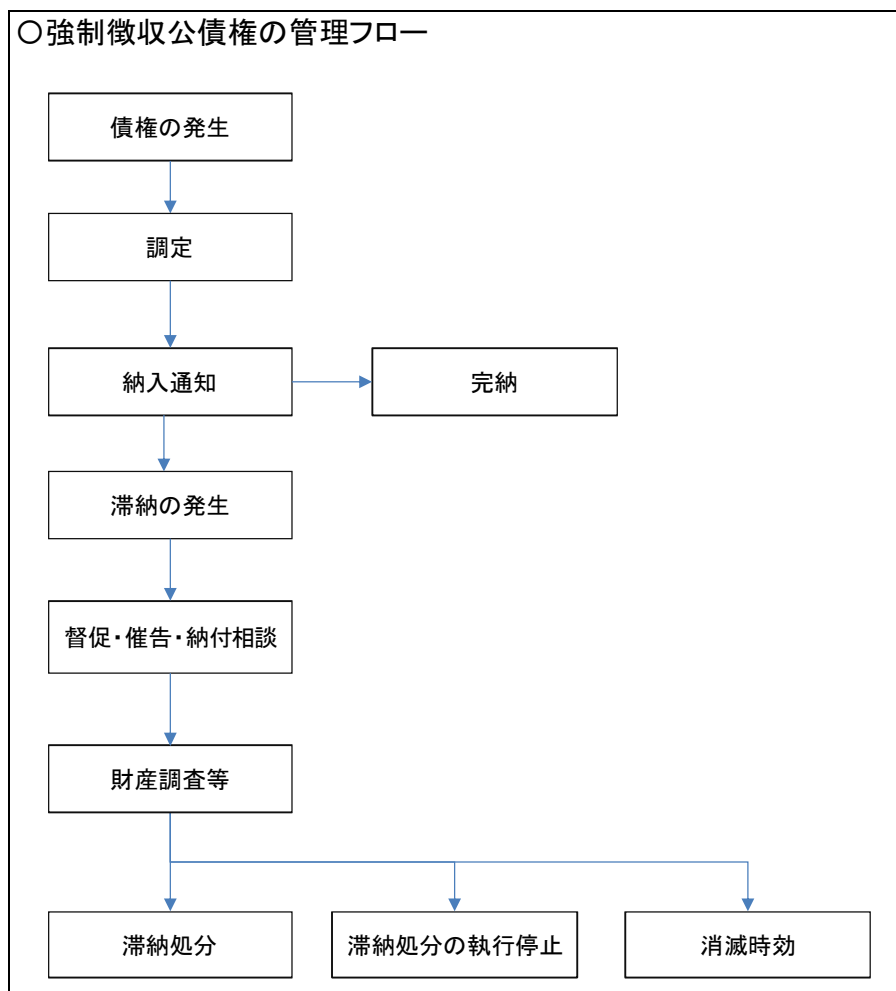
ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

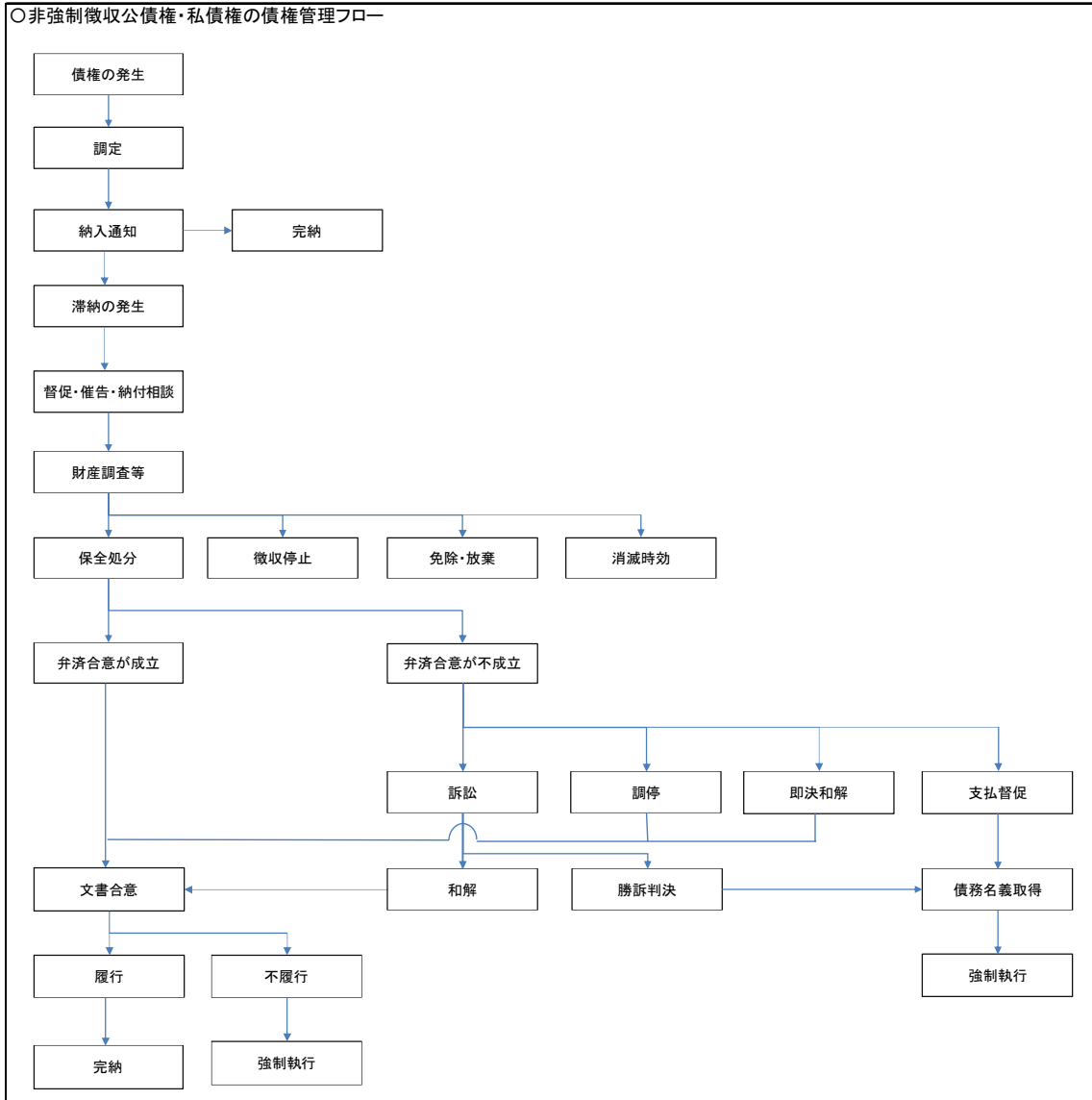
2 知事は、税外収入を納期限内に完納しなかつた者でその完納しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、[前項](#)の延滞金を減免することができる。

### 3 地方公共団体における債権管理事務

#### (1) 地方公共団体の債権管理事務の概要

地方公共団体の債権管理事務の概要は以下のとおりである。





## (2) 債権の発生と管理

### ①債権の発生

地方公共団体の債権は、法令、条例、契約等により生じるが、公債権は公法上の原因、すなわち法令または法令に基づく行政処分により生じる。また、私債権は私法上の原因、つまり契約、不法行為、事務管理、不当利得により生じる。

### ②歳入の調定

歳入の調定は、地方公共団体の権利の内容を確認して具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等納入の通知上必要な事項を調査

決定する行為である。既に発生している債権についての内部的確認行為の性質を有する。

債権について権利行使をするためには、歳入の調定が必要となる（地方自治法第 231 条）。歳入の調定は、歳入の所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査することが求められる（地方自治法施行令第 154 条第 1 項）。また、その性質上原則として納入の通知の行為の前に行われる。しかし、例外として収納の後に調定の行為がなされることがある。これは、事後調定といわれ、即納などの例外的な場合を除き、原則として、法律上特別の徴収方法がとられている場合に限り認められる。

なお、歳入として調定された収入のうち、調定された年度に地方公共団体へ納入があったものは、収入済額となるが、納入がなかったものに関しては、収入未済額として処理される。当報告書の未収金はこの収入未済額を指している。

### ③納入の通知

納入の通知とは、一般的には、歳入の納入を通知すること、すなわち、納入義務者に対してその納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知する対外的行為をいう。

地方自治法には、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」旨定められている（地方自治法第 231 条、同施行令第 154 条第 2 項）。この規定は、公債権、私債権のいずれにも適用がある。

なお、納入の通知は、時効中断の効力を有する（地方自治法第 236 条第 4 項）。

### ④債権管理簿の整備

債権管理を適正に行うため、債権管理簿の整備が必要となる。債権管理簿に記載すべき事項については、地方自治法及び同施行令には規定がない。

この点、国の債権の管理等に関する法律及び同施行令には、債権管理簿に記載すべき事項が定められているため、地方公共団体の債権管理においても、この法令が参考となるであろう。

なお、債権管理簿の記載項目については、地方公共団体が債権管理条例や会計規則等で別に定めている場合もある。

<p>国の債権の管理等に関する法律 第 11 条</p>	<p>歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき(政令で定める債権については、政令で定めるとき)は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。</p> <p>2 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載し、又は記録しなければならない。</p>
<p>国の債権の管理等に関する法律 施行令第 10 条第 1 項</p>	<p>法第 11 条第 1 項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 債権の発生原因</p> <p>二 債権の発生年度</p> <p>三 債権の種類</p> <p>四 利率その他利息に関する事項</p> <p>五 延滞金に関する事項</p> <p>六 債務者の資産又は業務の状況に関する事項</p> <p>七 担保(保証人の保証を含む。以下同じ。)に関する事項</p> <p>八 解除条件</p>

### (3) 回収管理

#### ① 収納事務

地方公共団体の債権の収納には、会計担当窓口での収納、銀行や郵便局での口座振替による収納、銀行振込のほか、生活保護費からの代理納付などの方法もある。

地方公共団体においては、現金の出納及び保管は会計管理者の権限であり、現金納付の場合、その納付金は会計管理者が保管し、振替納付の場合、金融機関や郵便局から収納済通知書が会計管理者に送られてくる。

しかし、個々の債権の回収管理は、各所管部局において行うため、収納済通知書及び財務会計システム等の入金情報を基礎に債権管理簿における各債権の回収に関する記帳を行う。

債権について納期限までに納付がない場合は、督促の手続がとられる。

## ②督促

督促とは、債権について履行期限までに履行しない者がある場合に、期限を指定しその履行を催促する行為である。

公債権は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に基づき、また、私債権については、地方自治法第 240 条第 2 項及び同施行令第 171 条に基づき、督促を行わなければならないこととされている。

督促は強制徴収公債権における滞納処分の前要件となっており、督促がなされない場合は、滞納処分手続が実施できない。非強制徴収公債権及び私債権においては、督促を行っても滞納処分を行うことはできず、なお納付がないときは、債権回収のため、裁判上の手続により強制執行手続を行う必要がある。

地方自治法第 231 条の 3 第 1 項による公債権の督促及び同施行令第 171 条による私債権の督促は、いずれも絶対的な時効の中断の効力があり、債権回収に関する初回の督促時にその効力が生じる。

## ③催告

催告とは、督促を行ってもなお納期限までに弁済がない債権について、弁済を促すため、文書、電話、訪問等により納付を促すために行う請求のことである。時効の中断等の法的効果は最初の督促により生じるため、催告については、主に債務者へ債務の弁済を催促する効果がある。

## (4) 財産調査等

### ①財産調査

財産調査とは、債務について納期限を定めて督促及び催告を行っても、なお納付のない債務者に対して滞納処分又は強制執行を行うため、債務者の財産の有無や財産の価値を把握するため調査を行うことをいう。

強制徴収公債権については、滞納者の納付能力を調査するために、地方公共団体自身が債務者や勤務先、取引先等の関係先に対して調査を行ったり、他の市町村や税務署に対して資料の閲覧や提供を求めたりすることができる（地方税法第 298 条、第 331 条第 6 項、第 20 条の 11、国税徴収法第 141 条等）。

なお、非強制徴収公債権及び私債権については、財産調査を行うための法的根拠がないため、任意の調査として財産調査を行う。

## ②所在調査

所在調査とは、債務者の所在を調査することである。債務者の所在が不明な場合に実施され、住民票及び戸籍の調査、現地調査、相続人調査等が実施される。

## (5) 強制執行

### ①総論

強制執行とは、法律または裁判所の判決に基づき、強制的に債権の回収を進める手続である。金銭債権の強制執行は、債務者の財産の差し押え、それを競売することにより換価し、その金銭から配当を受けるという流れで行われる。

強制徴収公債権については、地方公共団体が自ら滞納処分を行うことができるが、非強制徴収公債権及び私債権については、裁判所の判決に基づいて強制執行手続を行う必要がある。

### ②強制徴収公債権の滞納処分

強制徴収公債権について、債権が納期限までに納付されない場合、地方公共団体は自ら財産の差し押え、換価、配当に至る一連の滞納処分の手続を行うことができる。滞納処分とは、納付されない債権を強制的に取り立てて収納することをいう（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）。

その主要な手続は、財産の差し押え、財産の換価、換価代金の配当などがある。滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならない（国税徴収法第 54 条）。また、差し押さえた財産が第三者の権利の目的となっている場合等は、その第三者等に対して通知しなければならない（国税徴収法第 55 条）。

また、差し押さえた財産は、換価が求められ、原則として、公売によってなされる（国税徴収法第 89 条、第 94 条）。

### ③非強制徴収公債権及び私債権の強制執行等

非強制徴収公債権及び私債権について、納期限までに納付がない債務者に対して督促をしたのち、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、自治体の長は、徴収停止または履行延期の特約等の措置をとる場合を除いて、担保権の行使、強制執行、訴訟手続等による履行の請求の措置を採らなければならない（地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条の 2）。

金銭債権の場合、強制執行の対象となるのは、原則として、債務者が有するすべての財産であり、不動産、動産、債権などすべて含む。

#### ④債務名義の取得

債務名義とは、強制執行によって実現される請求権が存在することを公証する法定の文書である。債務名義の取得は、非強制徴収公債権及び私債権の強制執行の要件となる。債務名義は以下のとおり民事執行法に列挙されている。

民事執行法 第 22 条	強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行ふ。 一 確定判決 二 仮執行の宣言を付した判決 三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。） 三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令 三の三 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令 四 仮執行の宣言を付した支払督促 四の二 訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の規定を準用することとされる事件を含む。）若しくは家事事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。） 五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。） 六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決 六の二 確定した執行決定のある仲裁判断 七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）
-----------------	---



## (6) 滞納処分の執行停止、徴収停止、債務免除及び債権放棄

### ①滞納処分の執行停止

強制徴収公債権について、債務者が滞納処分を行う財産がないとき、滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときなど、一定の要件が認められた場合は、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第 15 条の 7 第 1 項、国税徴収法第 153 条）。

### ②徴収停止

非強制徴収公債権及び私債権について、納期限を相当の期間経過しても、なお納付がない場合に、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときなど、一定の要件がみたされた場合で、履行が著しく困難又は不適當であると認められるときは、以後その保全、取立てをしないこととするものである（地方自治法施行令第 171 条の 5）。

### ③債務免除

債権を放棄するには議会の議決が必要であるが、法令又は条例に特別の定めがある場合は議会の議決は不要である。債務免除はその 1 例である。

自治体の長は、債権について、政令の定めるところにより、債務の免除をすることができる（地方自治法第 240 条第 3 項）。また、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項）。

### ④債権放棄

債権放棄とは、ある特定の債務者の有する債権について、債務者から弁済を受ける権利を放棄することをいう。法令又は条例に特別の定めがある場合を除いて、議会の議決を必要とする。なお、議会の議決を必要としない場合は以下のとおりである。

議会の議決を要しない債権放棄

①地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項の規定による債権放棄

- ②消滅時効の完成による債権消滅（私債権については、時効の援用があったもの）
- ③強制徴収公債権で、継続して3年間、滞納処分の執行を停止したもの
- ④債務者である法人の清算が終了したもの（当該法人の債務について、弁済責任を有する者がいるときは、その債務も消滅している場合に限る）
- ⑤その他個別法令、契約上の減免規定に基づく債権免除

(7) 時効及び不納欠損

①時効

時効とは、一定の事実状態が一定期間継続した場合に、その継続した事実関係を尊重し、これをもって権利関係と認め、法律効果を与える制度をいう。

時効には、取得時効と消滅時効がある。

(ア) 取得時効：時効の完成によって権利を取得する時効

(イ) 消滅時効：時効の完成によって権利を消滅させる時効

地方公共団体が有する公債権の時効について、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利及び地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものは、時効に関し他の法律の定めがあるものを除き、権利不行使の状態が5年間継続するときは、時効により消滅することが定められている（地方自治法第236条）。

一方、私債権については、同条同項の適用はなく、民法、商法等の民事法が適用される。

②地方公共団体の主な債権の時効期間

地方公共団体が扱っている主な債権の時効期間は以下のとおりである。

区分	種類	時効期間	根拠条文
強制徴収公債権	地方税	5年	地方税法第18条第1項
	国民健康保険料	2年	国民健康保険法第110条第1項
	介護保険料	2年	介護保険法第200条第1項

	下水道使用料	5年	地方自治法第236条第1項
	児童保育費負担金	5年	地方自治法第236条第1項
非強制徴収 公債権	公立学校授業料	5年	地方自治法第236条第1項
	生活保護法第63条に基づく返還金	5年	地方自治法第236条第1項
	生活保護法第78条に基づく徴収金	5年	地方自治法第236条第1項
	児童扶養手当返還金	5年	地方自治法第236条第1項
私債権	学校給食費	2年	民法第173条
	水道使用料	2年	民法第173条
	公営住宅使用料	5年	民法第169条
	公立病院の診察料	3年	民法第170条第1号
	住民等に対する貸付金	10年	民法第167条

### ③時効の効力

時効の効力はその起算日に遡る（民法第144条）。

また、時効により、権利の取得と消滅が起こるため、時効の利益を受ける者により時効の利益を受けようとする意思表示がなされる。これを時効の援用という（民法第145条）。

### ④不納欠損処分

地方公共団体の債権のうち、回収不可能と判断されるものについては、不納欠損処分を行うことにより処理する必要があるが、この対象となる債権は次のとおりである。

- (ア) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により権利が消滅し、又は免除したもの
- (イ) 地方自治法第96条第1項第10号の規定による権利放棄の議決があったもの

例えば、(ア)に該当するものには、消滅時効期間が経過し時効の援用があった私債権などがある。また、(イ)に該当するものには、消滅時効は経過しているが、債務者及び保証人の所在が不明なため、その援用が行われていないものなどがある。

#### 4 税外未収金の回収施策

##### (1) 税外未収金の回収施策

県は、平成 17 年度に「未収金の財務事務について」のテーマで包括外部監査を受けている。そこでは債権管理について次のような指摘事項があり、これに対する措置の一環として平成 18 年度以降、行政経営・ファシリティマネジメント課を中心として未収金の回収管理に努めてきた。

平成 18 年度以降において、行政経営・ファシリティマネジメント課が取り組んできた主な実施施策は以下のとおりである。

年度	実施施策
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部監査の指摘を受け、関係 17 課で連絡会議を 4 回開催し、全庁的に未収金対策に取り組むとともに適宜情報交換を実施</li> <li>・ 各課において、債権管理マニュアル（取扱要綱等）を整備 記載内容：延滞債権管理方策（台帳の整備等） ：回収方策（督促、催告、強制執行等）</li> <li>・ 外部監査指摘事項に対応し、マニュアル等に基づき徴収を強化 督促回数の増、訪問督促の実施等</li> </ul>
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口座振替：こども家庭課</li> <li>・ 支払督促：農政課（市場）、こども家庭課、人権施策課</li> <li>・ 民間委託：住宅課（債権回収管理特別会社（サービサー）の活用）</li> </ul>
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 督促強化及び支払督促等の法的措置を実施 母子・寡婦福祉資金貸付金、看護師等修学資金貸付金、県立病院使用料、専修学校等修学資金貸付金、中央卸売市場施設使用料等、県営住宅使用料、高等学校授業料、高校・大学奨学資金貸付金等</li> <li>・ 強制徴収の実施 道路占用料等（対象を拡大して実施）</li> <li>・ 民間の債権回収業者等への回収事務の委託 債務者が行方不明状態にある貸付金、使用料等</li> </ul>
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生未然防止対策の拡充 県立奈良病院（地方独立行政法人 奈良県立病院機構へ移行）クレジットカード支払システムを導入し、患者サービスの向上を図る</li> <li>・ 民間の債権回収業者等への回収事務の委託</li> </ul>

	県立病院未収金債権回収業務委託
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生未然防止対策の拡充 県立三室病院、五條病院（ともに地方独立行政法人 奈良県立病院機構へ移行）でのクレジットカード払いの導入</li> <li>・ 口座振替の導入等納付しやすい環境を整備 高校・大学奨学資金貸付金等</li> <li>・ 民間の債権回収業者等への回収事務の委託 高校・大学奨学資金貸付金償還金</li> </ul>
平成 23 年度	新たな取組なし
平成 24 年度	新たな取組なし
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権管理指針の策定 「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」</li> <li>・ 税外未収金回収支援事業 債権回収担当者を対象とした研修会の開催 各課の抱える債権の回収困難事案に対する個別の法律相談</li> <li>・ 民間の債権回収業者等への回収事務の委託 児童措置費負担金、児童扶養手当過誤払返納金</li> </ul>
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権の分類、及び回収方針の設定 過年度の未収金を債権の状況に応じて分類し、回収方針を設定</li> <li>・ 債権管理事務等チェックシートの作成及び周知</li> </ul>
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通マニュアルの作成 債権管理に係る共通的な事項を説明したマニュアルを作成</li> <li>・ 発生未然防止対策の拡充 口座振込による納付が可能となるよう整理</li> </ul>
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権管理業務の検証 回収実績が低調な債権をモデルとして、弁護士による業務の検証を行い、改善に向けた提言を得て、業務改善を図る</li> <li>・ 共通マニュアルの作成 不納欠損処理を行うことにより債権整理を図るため、解説したマニュアルを作成</li> </ul>
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払督促を行うための手引き作成等 法的手続である支払督促を容易に行えるよう、手引きを作成するとともに、その内容について説明する研修を実施</li> <li>・ 納付しやすい環境の整備 奨学資金貸付金の返還に係る口座振替を行える金融機関を、</li> </ul>

	平成 30 年 1 月から都市銀行（U F J、三井住友）にも拡充を図ったところ。今後、ゆうちょ銀行に拡充するための協議を実施
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理の状況把握及び進捗管理の徹底</li> </ul> 債権者毎の状況を詳細に把握し、回収可能な債権は支払督促申立等により回収を促進し、回収不可能な債権については、不納欠損処分を行う等適切な債権管理を徹底 過年度未収金の削減目標及び現年度未収金の収納目標を各所管課に設定してもらい、その達成に向け進捗管理を実施

## （２）未収金対策推進連絡会議

県は、平成 17 年度の包括外部監査の指摘を受けて、平成 18 年度より未収金対策推進連絡会議を毎年度開催し、全庁的に未収金対策に取り組むとともに適宜情報交換を実施している。

当会議は毎年概ね 2 回～4 回開催されている。一部の所管課の取組を他課に共有するとともに、回収実績や分析結果を報告するなど、主に情報交換の場として活用されており、未収金の回収に貢献していると考えられる。また、当連絡会議においては、マニュアル等の整備状況の報告も行っている。

## （３）収納機会の多様化

県は、収納機会を多様化し、収納率を向上させるための環境の整備を進めている。平成 19 年度にはこども家庭課において、また、平成 22 年度には、高校・大学奨学資金貸付金等において、新たに口座振替を導入した。また、平成 21 年度には県立奈良病院において、また、平成 22 年度には県立三室病院及び五條病院において、クレジットカード払いを導入した。さらに税外債権の発生未然防止対策として口座振込による納付を可能とするなど、収納機会の多様化を進めている。

なお、平成 28 年度の弁護士による検証を受けて、奨学資金貸付金の返還に係る口座振替を行える金融機関を、平成 30 年 1 月から都市銀行（U F J、三井住友）にも広げるなど、拡充を図っている。

## （４）債権回収マニュアル及び債権管理指針の策定

県は、平成 18 年度より各課において、延滞債権管理方策（台帳の整備等）及び回収方策を整備した。

また、マニュアル等に基づき徴収を強化し、督促回数の増加や訪問督促を実施している。平成 25 年度以降の指針・マニュアルの策定は行政経営・ファシリティマネジメント課によりなされた。

年 度	取 組
平成 18 年度	関係 17 課において債権管理マニュアル（取扱要綱等）を策定
平成 25 年度	<p>債権管理指針を策定</p> <p><b>【策定の背景（当指針に関する通知より抜粋）】</b></p> <p>税外未収金については、負担の公平性及び収入確保の観点から、奈良県未収金対策推進連絡会議（平成 18 年 4 月設置）等を通じて、情報及びノウハウの共有、債権管理に係る職員研修、法的措置を含む徴収強化の対策を進めてきたところです。</p> <p>しかしながら、税外未収金（公営企業会計を含む。）の総額は近年増加し、平成 24 年度決算において約 65.5 億円となっていることから、債権管理に係る基本的な事項について統一的な取扱いを定めることにより、対策の更なる強化を図ることとします</p>
平成 27 年度	<p>債権管理マニュアルを策定</p> <p><b>【策定の背景（当マニュアルより抜粋）】</b></p> <p>奈良県では、県民の貴重な財産である債権について、適切な管理と公平性の確保を行うため、「税外債権に係る債権管理の適正化に関する指針」を定めるなど、各般の取り組みを行ってきたところです。</p> <p>一方、債権整理には法的知識やノウハウが欠かせないことから、担当者が債権回収や整理の基本的な事項を理解するとともに、実務上の取扱いについて、知識を備えておくことが必要であると考えています。</p> <p>このため、地方自治法等関係法令の規定に基づき、債権の発生から回収まで、その時々で適切な対応を行うことができるよう「税外債権の管理マニュアル」を作成しました。</p>
平成 28 年度	<p>債権管理マニュアル（債務整理編）を策定</p> <p><b>【策定の背景（当マニュアルより抜粋）】</b></p> <p>県が有する債権は、県及び県民の重要な財産であり、日頃から適正な管理を行い、貸付金や使用料等で徴収すべきものは、その期限までに納付を行ってもらうことが基本ですが、滞納により未収となっている債権が少なくない状況です。</p> <p>このため、その解消に向けた取組が各所管部署で行われて</p>

	<p>いるところですが、それでもなお回収できない債権のうち、真に回収不能なものについては不納欠損処分を行い、合理的かつ適正な管理を図ることも必要です。</p> <p>このための基準については、平成 20 年 1 月 9 日付け会局会第 121 号で奈良県会計管理者から、各部局長、教育長、警察本部長に通知され、それに基づく必要な事務処理についても、平成 20 年 1 月 9 日付け会局会第 122 号で各所属長に通知されているところです。さらに、法人に対する債権の場合の留意事項について、平成 21 年 12 月 25 日付け会局会第 141 号で会計局長から各所属長に通知されています。</p> <p>このマニュアルでは、これらの通知により不納欠損処分について検討するにあたり、必要な手続について説明をします。</p>
平成 29 年度	<p>支払督促申立の手引きを策定</p> <p><b>【策定の背景】</b></p> <p>税外未収金の更なる回収を促進するため、訴訟よりも簡便な手続である支払督促を県職員が自ら行うことができるように、支払督促を申し立てる手順など具体的な手続を説明したマニュアルを作成する。</p>

(5) 弁護士による債権管理業務の検証

行政経営・ファシリティマネジメント課は、平成 28 年度に弁護士による債権管理業務の検証を行っている。検証の概要は以下のとおりである。

検証者	弁護士 A
報償費	540 千円
対象所管課	教育委員会事務局学校支援課
対象業務	①就学支援奨学金、②育成奨学金、③地域改善対策奨学金（高校）、④地域改善対策奨学金（大学）、⑤高校全日制課程等就学奨励金、⑥定・通制課程就学奨励金にかかる、債権管理・回収事務
業務の方法	債権管理・回収事務について、債権の徴収実績向上という観点を中心に、事務執行が合理的かつ適切に行われているか、改善の余地がないかを、所管課に対する聞き取り及び資料提出を受ける方法により調査し、検討
業務の実施期間	平成 28 年 6 月から平成 28 年 9 月
主な意見・提案	・口座振替可能金融機関の拡充



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧制度での口座振替の導入検討</li> <li>・催告書への納付書の同封</li> <li>・連帯保証人への催告の実施</li> <li>・委託対象債権の拡大</li> <li>・連帯借受人の勤務先の把握</li> <li>・「連帯借受人」とする運用（連帯借受人ではなく連帯保証人とすべき）</li> </ul>
--	--

当報告の中であげられた意見・提案については、すべてとは言わないまでも、多くの点で改善が見られた。

#### （6）平成 30 年度の取組

行政経営・ファシリティマネジメント課は、平成 30 年度において、債権者毎の状況を詳細に把握し、回収可能な債権は支払督促申立等により回収を促進し、回収不可能な債権については、不納欠損処分を行う等の施策を実施している。また、各所管課に過年度未収金の削減目標及び現年度未収金の収納目標を設定してもらい、その達成に向けた進捗管理を実施している。

## 5 平成17年度包括外部監査の措置状況について

### (1) 平成17年度包括外部監査の措置状況について

平成17年度の包括外部監査における指摘内容と措置状況は以下のとおりである。

#### 平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

所属 知事部局及び教育委員会事務局

#### 《全般的な項目》

項目	監査結果	措置内容
(1) 未収金のうち実質的に回収不能な額について	監査対象とした平成16年度末の未収金を、監査人の判断によりAからEに分類した。 「A(債務者が免責決定を受けているもの、および、消滅時効の期限が到来しているもの)」「B(債務者の居所不明などにより債権の回収が実質上困難なもの)は努力を行っても回収できるとは考えにくい債権であり、A、Bはほぼ全額が回収不能と考えられる。また、「C(平成13年度以前に債権の全部もしくは一部が発生しており、かつ平成14年度以降回収がない債務者に対するもの)は最近3年間回収実績がないものであり、個々の事情はあるものの今後も回収が困難と思われるものが含まれている。 A・Bは全額、Cは50%が回収不能と仮定すると、合計で約7億6千万円が回収不能額と推計される。このような債権分類、少なくともAからCに掲げる債権に係る情報については毎年度公表するなど実質的な債権の状態を明らかにする必要がある。	各債権毎に作成した取扱要領等の着実な実施により、適切な債権管理と回収可能性の精査を行い、決算報告における未収金の額が実質的な債権の状況を表すよう、回収が不可能なものについて不納欠損処理を行っていく。
(2) 不納欠損処理について	実質的に回収が不可能と考えられるAに該当する債権は、回収可能性を十分精査したうえで不納欠損処理を行う必要があると考える。なお、私法上の債権については、消滅時効の期限が到来していても債務者から時効の援用がなければ議会の議決が必要である。	
(3) 延滞金の徴収取扱いの明確化	税以外の収入に係る各未収金については、それぞれの関係法令もしくは私法上の契約条項により、延滞金を徴収しなければならないが、監査対象とした未収金のなかで大部分が徴収されていないことが判明した。 延滞金を徴収しなければ、期限内に支払った債務者との公平性を欠くこととなる。また、延滞金を徴収しないことで、期限内の支払いに対する義務感が薄れ、滞納を発生させる原因ともなうと考えられるため、法令に従い延滞金は徴収しなければならないことになる。 政策目的から延滞金を徴収しないという方針を採る収入金が存在するのであれば、その方針を明確かつ透明にするため、条例改正を行うなど、延滞金を徴収しない収入金を明確にする必要がある。	延滞金については、各債権毎に債務者の状況を個別に判断し、条例等に基づきやむを得ない事由があると認める場合は、減免する。

所属 知事部局及び教育委員会事務局

#### 《個別項目》

課名 (債権名)	項目	監査結果	措置内容
【知事部局】 障害福祉課 (心身障害者扶養共済掛金収入)	① 条例に反して取り扱っている加入者の対策ならびに処分を検討すべき	心身障害者扶養共済制度条例第19条によれば、2か月間滞納すれば加入者地位を失うことになるが、障害福祉課では積極的に強制脱退手続はせず、その後も保険料を前払いし続けるのが実情である。滞納したからといって、一律に脱退させることは事業の趣旨からみて不合理であるというのが理由である。 しかし、条例で期限が定められている以上それに従わなければならないし、また、納期限内に支払っている者とそうでない者と同じ加入者としておくのは不公平である。平成16年度末の奈良県の現状でみると、全加入者721人のうち10人は条例に反して加入者として取り扱われているため、保険料の経済的な負担支援などの対策も十分考慮したうえで、その処分を検討すべきである。	心身障害者扶養共済に加入していないながら未収のあるものについて整理を行い、保険料徴収、脱退等の措置をとった。
	② 時効期限が満了した債権を処分すべき	平成16年度末の未収金残高は11,716千円(149人)であるが、このうち、障害福祉課では脱退者の未収金8,747千円(138人)については督促を行わず、現況把握も行っていない。脱退者の多くは掛金の値上げに反発があったため、督促を行えるような状況にないためである。さらに、未収金のうち2,922千円は10年の時効が満了しており、滞納者も高齢化し、回収は困難な状況であるため不納欠損処分を行うべきである。また、残りの5,825千円についても、まず督促を行ったうえで、年度末においてもなお未収金として残る場合には回収可能性を検討したうえで、強制徴収の処置を検討すべきである。それでも回収が困難な場合は、回収にかかる負担を勘案して徴収停止も検討すべきである。	心身障害者扶養共済からの脱退者で未収のあるものについて、所在等調査を行い、所在の確認されたものについて催告書を送付した。 引き続き納付交渉を進めるとともに、債権の回収可能性を精査し、回収が不可能なものについては、不納欠損処分を行う。

課名 (債権名)	項目	監査結果	措置内容
子ども家庭課 (母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入)	① 回収が実質上不可能な貸付金の処分について	母子寡婦福祉資金貸付金は他の債権と比べると回収率が低くなっている(ただし、平成15年度の全国平均値35.5%と比べると奈良県は50.0%と高い)。貸付台帳を査閲したところ、以下のように回収が実質上不可能になっているものが発見された。 A. 債務者の自己破産が裁判所の決定により確定し、県への配当が無く、連帯保証人は既に行方不明となっているもの(事業開始・継続資金) B. 債務者が死亡し、連帯保証人は生活保護受給者となっているもの(事業開始・継続資金) C. 債務者が行方不明のため、連帯保証人に徴収指導を行い徴収していたが、償還途中で転居し、その後は照会により判明した住所に催告状を送付しているもの(修学資金) 上記の債務者については、債権の一部が、当初の納期限から10年以上経過しているものも含まれており、かなり以前の債権の回収が延滞している。このことを踏まえ、「債務者の居所不明などにより債権の回収が実質上不可能なもの」5,645千円について精査した上で、前記のAに該当するような事例は不納欠損処理を行うべきであり、B、Cなどそれ以外のものについては強制徴収の処置を視野に入れて回収努力を行うべきである。	行方不明等個々の債権の回収可能性を精査し、回収不可能なものについては、不納欠損処分を行う。それ以外のものについては、支払督促の実施等回収努力を強化する。
医務課 (看護師等修学資金)	① 延滞金の徴収について	奈良県看護師等修学資金貸付金と条例第11条によれば、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞金を收受しなければならないものとされている。しかしながら、収入済となったものを含めて延滞金の徴収は全く行われていなかった。期限内に返還した者との公平性を確保するためにも、条例にしたがって延滞金を徴収する必要がある。 なお、延滞金を徴収するか否かについて十分に検討したうえで、延滞金を徴収しないように条例改正を行うことも検討の余地がある。	延滞金については、条例及び債権管理マニュアルの定めにより、債務者の状況を個別に判断し、期日までに返還しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合は、減免する。
	② 債権回収手続を強化する必要がある	未納者に対する督促は年1回の督促状送付のみであり、電話や訪問による督促は行っておらず、また、転居により督促状が返戻された場合に転出先の調査も行っていない。この結果、所在不明となり督促状が返戻され、実質的に債権回収不能となっているものが存在する。未納者に対しては常時連絡をとっておくことが重要であり、納付書の送付回数を増やすほか、金額の大きい案件等については電話や訪問による督促も併せて行う必要がある。場合によっては、少額でも毎月納付させるなどの返還方法を提案するとともに、文書もしくは口頭により返済の意思を確認しておくことも有効であると考えられる。 また、保証人に対する督促も平成15年度に1回行ったとのことであるが、その後は行われていない。本人に連絡が取れない場合や資力が無い場合については、定期的に保証人に督促を行わなければならない。	未納者に対する督促の努力を強化することとし、県内滞納者全員及び近隣の県外滞納者への家庭訪問を行った。また、転居先不明の場合は調査を実施し、改めて文書督促や家庭訪問を行うとともに、納付指導に応じない債務者については、保証人に支払を求めた。

課名 (債権名)	項目	監査結果	措置内容
医務課 (看護師等修学資金)	③ 管理台帳等の整理について	返還未納者の管理について、個人別の「収入金収納未済額者台帳」を査閲したところ、総貸付額や年度別の調定金額の記載欄がなく、貸付金額に対する調定額、収入額が把握しにくい管理台帳となっていた。管理台帳は容易に現状が把握できる形で記載しておく必要があり、また、未納者全体の貸付額・調定額・収納額等の状況を一覧把握できる管理表も別途作成することが望ましい。 なお、平成16年度に発生した新規未納者が管理台帳に登録されておらず、各種届け出の内容も適時に入力されていなかった。適時に入力しないことで入力漏れが発生する危険性もあり、届け出未提出者の早期把握も不可能となる。台帳やシステムの保持するデータは常に事実と一致させておく必要がある。	総貸付額や年度別の調定金額がわかるよう台帳を整理し、全体の状況が把握できる管理表を作成するとともに、データ入力は、養成所等からの届出後、適時入力を行い、未届け者への督促を行うこととした。
	④ 調定処理漏れについて	滞納者全員の調定状況を調査したところ、平成15年度以前において1,998千円(7名)の調定漏れが発見された。納期限の到来ことに正確に調定しなければならない。	調定漏れの債権については、速やかに調定を行い、本人あてに通知した。
医大・病院課 (附属病院使用料、医業未収金)	① 延滞管理の状況	平成16年度以降、外来や月途中退院の患者の延滞も把握されているが、延滞発生の原因や債務者の現況などについては適時に把握されていない。また、従前より管理を行ってきた月末在院患者の延滞についても、年1回しか督促や催告を行っていないなど、頻度も極めて少なかった。 未収金は債務者から当然に回収すべき債権であり、延滞期間が長くなればなるほど回収は困難になる。事務量の増加、徴収コスト等を勘案する必要はあるが、今後は外来患者については日次、入院患者については少なくとも月次で延滞者を把握し、督促状の送付、電話等による催告を速やかに行う必要がある。	滞納把握については、外来患者・入院患者(途中退院者)については日次、入院患者(在院者)については月次で行っている。 また、督促頻度については、年2回以上に増やし、特に高額、悪質なものについては、支払い督促等更なる回収強化措置を実施した。
	② 県立病院における未収金計上(調定)のタイミング	奈良病院では、外来患者にかかる未収分の追加計上を12月に、五條病院では月途中退院患者及び外来患者に係る未収分の計上を1月に行っており、1(2)月～3月において未収となったものが会計上計上漏れとなっている。 県立病院は地方公営企業法の財務規定に従い、年度末現在の財政状況を正しく計算し、公表する必要がある。医療費請求の性格上金額が確定するのに2、3ヶ月かかるものもあるなど事務処理上の制約もあることは理解できるが、減額査定等については翌年度の経理処理とし、3月末時点で病院側が把握している範囲で未収金を計上すべきである。	奈良病院及び五條病院では、平成17年度分から未収金の計上漏れがないよう会計処理を実施している。
	③ 延滞金の徴収について	附属病院使用料、医業未収金については、延滞金の徴収は全く行われていない。支払いを行っている者との公平性を確保するためにも、条例にしたがって延滞金を徴収する必要がある。 なお、延滞金を徴収するか否かについて十分に検討したうえで、延滞金を徴収しないように条例改正を行うことも検討の余地がある。	医業未収金については、最高裁判例(平成17年11月21日第二小法廷判決 平成17年(受)第721号、診療費等請求事件)により、延滞金条例の適用外となったが、支払督促においては、遅延損害賠償金の請求をしておく。

課名 (債権名)	項目	監査結果	措置内容
人権施策課 (専修学校等貸付金)	① 延滞金の徴収	奈良県同和对策専修学校及び各種学校修学資金貸付条例第11条によれば、修学資金等を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは延滞金を支払わなければならないものとされているが、延滞金の徴収は行われていなかった。期限内に返還した者との公平性を確保するためにも、条例にしたがって延滞金を徴収する必要がある。 ただし、「修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。」と但書きがある。よって、やむを得ない理由を明確にするなど具体的な取り扱いを取り決めようとして、今後の対処方針や方法を検討する必要がある。	延滞金については、条例及び債権管理マニュアルの定めにより、債務者の状況を個別に判断し、期日までに返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められる場合は、減免する。
金融・商業振興課 (中小企業高度化資金貸付金等)	① 回収不能債権は不納欠損処理を行う必要がある	平成16年度末の貸付残高に占める滞納額の割合を見ると、中小企業高度化資金貸付金(A方式)では39%、中小企業店舗高度化資金貸付金では43%と高い数値を示している。前者は大口の貸付先が滞納となっているためである。後者は小規模小売店の設備投資意欲が衰え近年の貸付実績が急激に落ち込んでしまったことも一因であるが、時効が到来している貸付けが多数存在していることも事実である。 各資金で既に時効が到来しているにもかかわらず債権者から援用がないため債権として残っているものもあるが、なかには清算終了している会社も多く存在しており、これらについては精査した上で不納欠損処理を行う必要がある。	個々の債権の回収可能性を精査し、回収が不可能なものについて、不納欠損処理を行う。
	② 債権回収を強化すべき	平成17年度において回収を積極的に進めている成果もあり、ここ数年回収がなかった滞り先から、わずかながら回収ができてきている事例もある。しかしながら、「①回収不能債権は不納欠損処理を行う必要がある」で記載のとおり、過去においては、ほとんど回収を行えないまま時効が到来している事例も散見される。督促状の発送を行っているものの、相手先から反応がないにもかかわらず電話をかけたりに行くことをしていない貸付先もある。また、督促状の記録を査閲すると、数年に1度しかコンタクトをとっていない貸付先も見受けられる。 個々の先によってさまざまな事情があるものの、積極的に回収努力を行わなければならない。なお、大阪府においては、中小企業や商店街団体の設備導入を支援する高度化・近代化資金貸付金の回収業務を民間委託しており、未収金が大幅に減少した例もあるため、このような手法の導入も併せて検討すべきである。	債務者の直接訪問や督促状の送付、電話での督促回数を増やすとともに、連帯保証人についても、償還を指導し、その資産状況に応じて返済するよう交渉するなど回収への取組を強化している。
	③ 違約金を徴収する必要がある	延滞した場合は損害金として違約金(年10.75%)がかかるが、徴収されていないものが多い。個々の債権ごとに検討したうえで、違約金を徴収する必要がある。	債務者の業績の回復を促すために元金から優先して充当するなど、債務者の経営状況と回収可能性を精査し、違約金を徴収していく。

課名 (債権名)	項目	監査結果	措置内容
金融・商業振興課 (中小企業高度化資金貸付金等)	④ 個別債権について A協業組合	A. 協業組合(中小企業高度化資金貸付事業) 貸付額2,000,000千円、返済期日到来額(調定額)872,908千円、回収額3,520千円、延滞額869,388千円という状況である。当組合の経営成績が極端に悪化しており、回収を進めていくには困難な状況ではあるが、今後も引き続き回収努力を行うべきである。	組合を直接訪問し、納付書・督促状を手交して請求するなど、督促を重ねるとともに経営状況の把握に努めている。経営状況は依然として厳しいため、償還は進んでいないが、今後とも回収努力を継続していく。
	④ 個別債権について B協同組合	B. 協同組合(中小企業高度化資金貸付事業) 貸付額76,100千円、返済期日到来額(調定額)10,146千円、回収額3,680千円、延滞額6,466千円という状況である。当該協同組合への当初の貸付条件では毎年5,073千円の返済を行う予定であるが、現状は平成16年2月に2,480千円、平成17年2月に1,200千円のみ返済となっている。しかし、これは賦課金が少なすぎるためであり、返済予定額に対する賦課金を組合員に課すのであれば、返済条件どおりに回収できる。現状は賦課金が48千円程度しか徴収していないため、組合員から賦課金を増額させるようにして、貸付金の早期回収に努めるべきである。	組合に対して、賦課金を増額するよう指導するとともに、連帯保証人に対しても、個別にヒアリングを実施し、それぞれの資力に応じた償還交渉を進めている。
	④ 個別債権について C有限会社	C. 有限会社(中小企業高度化資金貸付事業) 貸付額191,120千円(無利息)は延滞したものの平成17年7月をもって完済した。しかしながら、その回収は貸付元金だけであり、延滞に伴う違約金は未徴収となっている。延滞期間が長かったために違約金も多額になり、会社の経営状況も芳しくないことから、早期に徴収することは困難と考えられる。よって、早期に額を確定して、分割返済などの措置を視野に入れつつ、回収努力を行うべきである。	違約金の金額を提示して支払い交渉中であったが、債務者の破産手続開始決定がなされたことから、今後、配当によって充当するとともに、不足する部分については、連帯保証人に請求していく。
林政課 (林業改善資金貸付金)	① 連帯保証人の資格要件を明文化すべき	平成16年度末の未収金のうち、回収が困難となっている債権が1件(平成16年度末残高は3,592千円)発見された。当該債権は会社に対する貸付けであるが、同社は平成13年度に破産しており、県を含め一般債権者には配当はなかった。そこで、連帯保証人に督促したところ、連帯保証人は全員経営陣であって、しかも同社と経営陣が経済的にほぼ一体であるため、回収が困難な状況が続いていた(平成18年3月現在、会社の清算は完了しており、連帯保証人と返済計画について協議中である)。 上記の事態を受けて、現在、林政課としては、会社で連帯保証人を複数要する貸付けの場合、経営者の他に、社外で就労している者でなければならないとしているが、それを明文化しているものがない。よって、当該ルールを明文化する必要がある。	借受人が会社で連帯保証人を複数要する貸付けの場合、経営者の他に、社外で就労している者でなければならない旨を徹底するため、「奈良県林業・木材産業改善資金貸付事務取扱要領」を改正し、連帯保証人の勤務先等を明記した「連帯保証人申出書」を新たに徴収することとした。

課名 (債権名)	項目	監査結果	措置内容
【教育委員会事務局】 総務福利課 (高等学校授業料)	① 延滞金の徴収	期限を過ぎても納付されない授業料については延滞金を徴収しなければならないが、各学校ではそれを行っていない。公平性の面からも、納期限内に納付しない生徒に対しペナルティを課すべきである。 なお、延滞金を徴収するか否かについて十分に検討したうえで、延滞金を徴収しないように条例改正を行うことも検討の余地がある。	各高校において、未納者ごとに資料を整備し、校長が個々の未納者の状況から個別に判断し、文書として残していくよう、連絡会議で徹底した。
	② 延滞による処分の判断根拠を明文化すべき	期限後9か月以降もなお延滞している者は出席停止・退学処分や裁判所への法的措置の規定があるものの、勉強中の生徒に配慮してほとんど適用されていない。 しかし、退学処分が現実的でないし、行政の裁量で延滞させたまにしておくべきではない。したがって、各学校は処分しないと判断した正当な理由を未納者ごとに文書によって明らかにし、判断過程を説明できるようにしておくべきである。	
学校教育課 (高校・大学奨学金貸付金等)	① 延滞金の徴収	奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例第10条等に基づき、期限を過ぎても返済されない債権については10.95%の延滞金を徴収しなければならないが、具体的な手続が決まっていないため、学校教育課では徴収を行っていない。また、条例に違反した者に対してペナルティを科さないのは公平性にかける。さらに、貸付総額に占める延滞額の状況は悪化する可能性がある。これに対して、延滞金の徴収は延滞者に対して心理的な牽制効果が期待でき、状況の悪化を食い止めることができると考えられる。 したがって、延滞金の徴収に関する具体的な手続を明文化し、それに基づいて実行すべきである。ただし、申請者に対して十分に説明を行うとともに、借用証書には、延滞した場合は条例に基づく延滞金を徴収する旨を明示しておくべきである。 なお、延滞金を徴収するか否かについて十分に検討したうえで、延滞金を徴収しないように条例改正を行うことも検討の余地がある。	「奨学金等の貸付金債権管理事務取扱要領」(平成18年10月2日施行)を作成し、債権管理簿の作成や返還計画書・債権確認書の提出、延滞金の取扱など、徴収手続を定めた。 また、平成17年度より「高校奨学金制度のお知らせ」及び「返還のてびき」において、延滞金が発生することを明記するとともに、各学校において卒業年時の12月頃に貸与生を集めて返還の指導を実施し、延滞金について周知徹底を図っている。

## 6 県に対する総括的な結果又は意見

### 【結果】（総括1）

未収金について生じる延滞金及び遅延損害金（延滞金等）について、元本（分納により支払われた元本部分を含む。）の支払が完了し延滞金等を確定しうるものについては、その確定しうる時に調定し、未収金として回収管理に着手しなければならない。

### 【意見】（総括2）

また、元本の支払が未了のもの（未収金の残高）についても、原則として、各年度末日（出納整理期間を含む）までの期間に対応する延滞金等相当額を債務者に通知して弁済義務の認識を喚起し、併せて当該延滞金等相当額を全庁で集計して公表し、県の財政に及ぼす影響度合いを判断しうる情報提供に努めることが望ましい。

県の未収金のうち一部については、法令、条例等により、延滞金等の徴収が求められている。このため、元本が回収されない場合、継続的に延滞金が発生することになる。

しかし県は、延滞金等については実際に収納を受けた時まで調定をしておらず、いわゆる事後調定しか行っていない。

県が事後調定を専らにする根拠として、以下の規定を挙げている。

#### 地方自治法（抜粋）

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

#### 地方自治法施行令（抜粋）

第二百五十四条 地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金

額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしてしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

県は、上記の法令をもとに、延滞金等はすべて「あらかじめ納入すべき額が確定しないもの」であるから「その性質上納入の通知を必要としない歳入」とであると解し（「奈良県会計規則の施行について（平成7年4月3日出第3号総務部長）」第2の4(1)(ウ)、実際に納入を受けたときにしか調定をしていない。

## 奈良県会計規則

### 第二章 収入

#### (歳入の調定)

第八条 歳入徴収者は、歳入を徴収しようとする場合において、令第一百五十四条第一項の規定による調査をしたときは、調定決議書によつて調定しなければならない。この場合において、法令又は契約による分割納付の定めをした場合の歳入の調定は、当該法令又は契約に定める納期限の到来ごとに当該納期限に係る額について行うものとする。

2 歳入徴収者は、会計管理者又は出納員から [第十五条第一項](#)の規定による領収済通知書の送付を受けた場合において、当該収納済みである歳入が納入の通知によらないもの等であることにより [前項](#)の調定をしていないときは、当該収納済みの歳入について、[同項](#)の規定に準じて調定しなければならない。

3 二以上の歳入の調定を同時にするとき、調定決議書に調定内訳書を添付するものとする。ただし、[前項](#)の規定による調定をする場合は、領収済通知書又は調定内容を明らかにする書類を添えて調定内訳書に代えるものとする。

4 歳入徴収者は、[第一項](#)又は[第二項](#)の規定による歳入の調定をした後において誤りその他の特別の事由により当該調定について、その額を増額し、若しくは減額し、その他の事項([第十九条第一項](#)に規定する会計区分等を除く。)を訂正し、又は取り消す必要が生じたときは、増加額について調定し、若しくは調定額を減額決定し、訂正し、又は取り消さなければならない。

第十一条 歳入徴収者は、収入金（令第154条第2項に規定する納入の通知を必要としないものを除く。）について第8条第1項の調定をしたときは、直ちに納入義務者に対し、納入通知書により納入の通知をしなければならない。

い。ただし、次に掲げる収入金については、口頭、掲示その他の方法により納入の通知をすることができる。

- 一 使用料及び手数料
- 二 物品及び生産物の売払収入
- 三 競輪場の入場料及び競輪の車券の発売代金
- 四 奈良県収入証紙の売りさばき代金
- 五 その他その性質上納入通知書により難いと認められるもの

奈良県会計規則の施行について 総務部長通知 平成 7 年 4 月 3 日（抜粋）

## 第 2 収入に関する事項

### 1 歳入の調定について（規則第 8 条関係）

- (1) 第 8 条第 1 項の規定はいわゆる事前調定を、同条第 2 項はいわゆる事後調定の手続を定めたものである。
- (2) 令第 154 条第 1 項の規定による調査とは、所属年度、歳入科目、収納すべき金額、納入義務者、納入期限及び納付場所について誤りがないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかである。
- (3) 調定して納入通知をした後、法令又は契約により納入猶予又は分割納付を定めた場合には、第 4 項の規定により当該調定を取り消し、第 11 条第 2 項第 4 号の規定により当該納入通知を取り消した上、定められた納期限の到来ごとに、当該納期限に係る額について調定するものとする。

（中略）

### 4 納入の通知について（規則第 11 条関係）

- (1) 歳入を収入するときは、次に掲げる歳入を除き、納入を通知すべきものである（政令第 154 条第 2 項）。
  - (ア) 地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債及び滞納処分費
  - (イ) 寄附金、預金利子、配当金等その性質上納入の通知を必要としないもの
  - (ウ) 延滞金等あらかじめ納入すべき額が確定しないもの
- (2) 口頭、掲示その他の方法で納入の通知のできる使用料とは、行政財産の目的外使用の場合における使用料、保健所使用料、病院使用料、公園施設使用料、有料道路使用料等である。

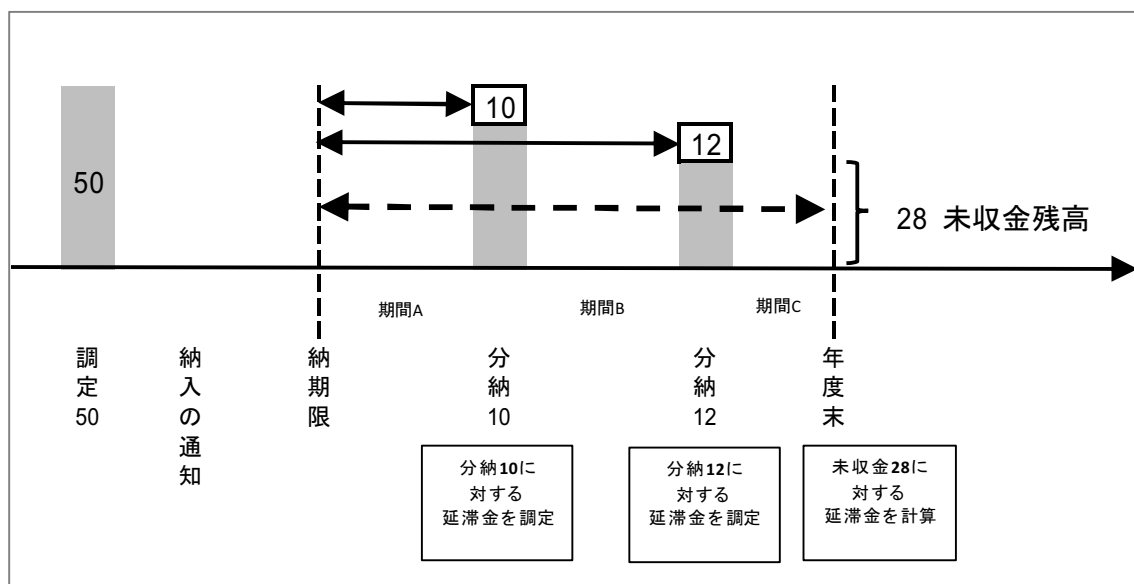


しかし、元本（分納により支払われた元本部分を含む。）の全部または一部が返済された場合には、その時点で当該返済を受けた元本に対応する延滞金等は確定するから、「その性質上納入の通知を必要としない歳入」には該当せず、調定し納入の通知をしなければならない。県が根拠とする法令は納入の通知の要否について触れているのみであり、いわゆる事後調定については言及がなく、実務上においてやむを得ざる場合の取り扱いに過ぎない。

確定しうる延滞金等を調定し納入の通知を行うことは、県が条例により税外収入について延滞金を徴収すると定めていることの実効性を確保するためにも、また私債権に係る遅延損害金についても公債権と同様の取り扱いをして公平を保つためにも、必要である。

債権を取り扱う各部局が全庁的に横断して取り組むべき課題として、連携統一した組織的対応が必要である。

例えば元本 50 の債権について、納期限までに弁済がなく、納期限から期間 A を経たときに 10 が支払われ、その後に期間 B を経たときに 12 が支払われた場合を想定すると、最初の分納 10 の支払が確認された時点で、当該 10 に対する延滞金等は遅延期間 A の確定により金額を確定できるから、即時に調定し納入を通知する。同様に分納 12 が確認された時点では、遅延期間（A + B）に対応する延滞金等を調定し、納入を通知すべきとなる。



また、その後に追加の弁済がなく年度末を迎えた場合には、元本の未収金残高 28 に対して延滞金等に相当する債権が発生していると考えられるから、

納期限の翌日から年度末までの期間に対応する延滞金等相当額を計算集計して公表することが県の財政状態に関する情報提供の観点から望ましい。

【意見】（総括3）

延滞金について、調定を行わずに納付書を同封して催告している実務が見受けられるが、このような催告状の送付は、予め納入すべき額を確定させて行う納入の通知と同様の形式を備えており、また具体的金額を定めて催告するという能動的な対外的行為に対しては事前の組織的意思決定として調定をすることが内部統制として有意義であると考えられるので、そのような実務運用に向けて検討を進められたい。

延滞金の催告、中でも元本債権の一部または全部が未納である場合に当該未納額と併せて納付書に記載して滞納者に送付することにより行われる延滞金の催告については、調定を要するところの金額確定に当たるか否かについて考え方が分かれる。

このような催告は、予め納入すべき額を確定させて行う納入の通知と同様の形式を備えているから、事実上は延滞金債権を確定させた前提で行われているものとして、事前に調定が必要ではないかと考えられる。

一方で、元本債権が完納されない限り延滞金は期間に応じて増加し続けるものであるから、人為的に期間を区切って算出して催告しても、それは調定を要するところの金額確定には当たらず、元本債権の完納をもって初めて延滞金が確定する、という考え方もある。さらに、納付書に示された延滞金額を債務者が納付することによって確定する、条件付きの確定であり、催告時点で確定していないという理解も傾聴に値する。

調定を行わずにする延滞金の催告について、複数の課で見受けられる現状の実務運用は、収納率の向上を目指す有効な施策であり否定されるものではないが、債権管理の視点からは、また具体的金額を定めて催告するという能動的な対外的行為に対しては事前の組織的意思決定として調定をすることが内部統制として有意義であると考えられるので、そのような実務運用に向けて検討を進められたい。

【意見】（総括4）

税外収入の延滞金等の計算に用いる割合については、昨今の経済情勢を踏まえると相対的な割高感は否めないから、是非とも見直すことが望ましい。併せて、収入を生じさせる原因となる事業の趣旨に鑑みて、一定の事業に係る収入については延滞金を軽減する、あるいは徴収しないことも可能となるよう、条例改正も含めた検討をすべきである。

一般論として、期限内の弁済を怠ったものに対して延滞金等を課すことは必要ではあるが、県が定める延滞金等の割合を一覧すると、相対的な割高感があり、経済情勢を踏まえた見直しの必要性を感じるところである。

債権等の名称	延滞金等の割合	根拠条文等
看護師等修学資金返還金	年 14.50%	奈良県看護師等修学資金貸与条例
修学支援奨学金貸付金元金収入等（修学支援奨学金・育成奨学金）	年 10.95%	奈良県高等学校等奨学金貸与条例
同和対策専修学校等修学資金等貸付金	年 10.75%	奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例（施行昭和 62 年 10 月から平成 14 年 3 月まで） 同廃止条例（平成 14 年 4 月から）
中小企業高度化資金貸付金	年 10.75%	奈良県中小企業高度化資金貸付規則
法や条例に個別具体的な割合の記載がない県の税外収入に係る延滞金等	年 10.75%	県の税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例

民法改正による法定利率が年 3%と予定されていることも念頭に、全体的な統一感を持って割合を下げるのが経済合理的である。同時に、事務の簡素化による徴収コストの経済性にも鑑み、100 円単位未満の切捨て運用を図ることも一案である。

さらに、奨学金の返済問題や教育の無償化が議論される昨今、収入の原因となる事業の趣旨を勘案して、一定の事業に係る収入の延滞金については、軽減ないし不徴収の配慮も有益であると考えられ、条例等の改正等による対応が望まれる。例えば延滞金の徴収に焦点を当てた条例として、京都府税外収入延滞金徴収条例が参考になる。

<p>京都府税外収入延滞金徴収条例 （趣旨）</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 2 項の規定に基づく、分担金、使用料、手数料および過料その他府の収入（以下「収入金」という。）を納期限までに納付しない者に対し督促状を発付した場合における延滞金の徴収については、この条例の定めるところによる。</p> <p>（延滞金を徴収しない収入金）</p>
---

第3条 教育、療養、社会福祉等の目的で府の行なう事業に関する収入金で、知事が定めるものにあつては、前条に規定する延滞金を徴収しないものとする。

【結果】（総括5）

歳入の調定は、歳入の内容を調査して収入金額を決定し回収すべき債権について対外的な権利行使の起点を画する内部的意思決定行為であるが、適時に調定を実施していない事例が見受けられる。適時の調定は、債権回収のために欠かせず、債権の所管課以外の課がモニタリングをするためにも重要である。また、県が有する債権額を正しく把握し情報公開する観点からも、適時に調定を実施することが必要である。

一般企業においては、複式簿記の原理に従って、例えば貸付を実行した場合には、貸付金という債権が仕訳を通じて計上され、その債権の回収という流れで管理処理される。決算においては貸借対照表に決算日時点の貸付金残高の総額が資産として計上される。

一方、第2 3. (2)に記載のとおり、地方公共団体においては、債権は、法令、条例、契約等により生じるが、その発生と同時に会計処理をするという運用はされておらず、納期限が近づいてきて納入の通知（企業会計における請求）が必要になったので調定する、という運用が広く見受けられる。貸付等が実行された時点では調定はされず、分割返済の期限到来前に期限を迎える返済予定額のみが調定され、納入の通知が発せられるということであり、収入に関して財務会計システムには調定の結果しか反映されないから、期限未到来の貸付金残高に関する情報は財務会計システムとは別に債権管理簿として登録されるという仕組みがとられている。

このような調定の運用については、債権管理の面からは工夫の余地があると考えられるが、少なくとも、調定の遅延や未実施により回収が遅延したり滞納が誘発されることは許されない。

しかし、今回の調査において、分割納付の定めがない一部の債権については調定が適時になされておらず、実態としては未収金が発生しているものの財務会計システムに登録されず、債権及び未収金として認識されていないものが見受けられた。

このように調定が遅れる一因として、県の規則に従うと、調定は納期限の前20日以内に行わなければならない、すなわち納期限の21日以上前には行えない、という理解があるようである。

## 奈良県会計規則

### 第二章 収入

第十一条 歳入徴収者は、収入金（令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としないものを除く。）について第 8 条第 1 項の調定をしたときは、直ちに納入義務者に対し、納入通知書により納入の通知をしなければならない。ただし、次に掲げる収入金については、口頭、掲示その他の方法により納入の通知をすることができる。

- 一 使用料及び手数料
- 二 物品及び生産物の売払収入
- 三 競輪場の入場料及び競輪の車券の発売代金
- 四 奈良県収入証紙の売りさばき代金
- 五 その他その性質上納入通知書により難いと認められるもの

第十二条 前条の納入通知書に記載すべき納期限は、法令又は契約に定めのある場合を除き、当該納入通知書を発する日から二十日以内において定めるものとする。（以下略）

しかし、奈良県会計規則第 12 条によれば、法令又は契約に定めのある場合は、納入通知書を発する日から 20 日以内の日に納期限を定める必要はないから、合理的理由により納入義務者との合意があれば、その合意による時期を納期限として、その収入の発生の原因となった事実が生じたときに調定を行わなければならない。

さらに、法令又は契約により分割納付の定めをした場合について、奈良県会計規則は、当該法令又は契約に定める納期限の到来ごとに当該納期限に係る額について調定を行うものとしているが、これも納期限が近づいてきたから調定するという思考の表れである。しかし、歳入の調定は、歳入の徴収に関する内部的意思決定であり、債権の発生を画する行為であるから、その収入の発生の原因となった事実が生じたときに行う、納期限にとらわれずに行われるのが原則であると思料する。

例えば大阪府財務規則は、分割納付に係る調定について例外的な取扱いを定めておらず、また特定の納期限を指定する必要があるものについての取扱いをただし書きにより明確化しており、県職員の現状認識を改めるに際しての参考になる。

## 大阪府財務規則

### 第三章 収入

#### (歳入の調定)

第二十二條 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査の上調定伺書(様式第二十号)を作成し、これを決定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、令第百五十四條第二項の規定による納入の通知を必要としない歳入及び同條第三項ただし書の規定により口頭、掲示その他の方法によって納入の通知をする歳入について、あらかじめ調定するものを除き、納入義務者が当該歳入を納付した場合には、別に定める方法により調定を行うものとする。

#### (納入の通知)

第二十五條 歳入徴収者は、[第二十二條第一項](#)の規定により歳入を調定したときは、直ちに納入義務者に納入通知書(様式第二十二号)又は納付書(様式第二十三号)を送付しなければならない。

2 歳入徴収者は、納入通知書(様式第二十二号)又は納付書(様式第二十三号)により難いときは、[前項](#)の規定にかかわらず、口頭、掲示その他の方法によりこれを通知することができる。

3 [第一項](#)の規定により納入通知書(様式第二十二号)を発する場合は、これを発する日から二十日以内(当該期間の末日が日曜日又は銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第五條第一項各号に掲げる日のいずれか(以下「日曜日等」という。))に該当する場合にあっては、これらの日の翌日まで)において、適宜の納期限を定めなければならない。ただし、特定の納期限を指定する必要のあるものは、この限りでない。

会計課は、毎年度、財務会計システムの繰越調定額を基礎として収入金収入未済額調書を作成し、この調書に基づいて、行政経営・ファシリティマネジメント課が未収金の状況をモニタリングしている。

しかし、歳入が適時に調定されない場合、当該歳入が未納となった場合には収入未済額に含まれてこないから、所管課以外では知ることができなくなり、全庁的なモニタリングの対象より外れることとなる。また、財務会計システムの情報を基礎として作成される財務書類を通じて公表される財産の額が実態と乖離することとなる。

効果的な債権管理及び正しい情報公開のため、適時に調定を実施することが必要である。

## 【結果】（総括6）

一部の債権については、債権の管理が適切に行われておらず、督促や滞納処分等の回収事務において、形式的で実効性の薄い手続きに留まっていたり、超長期の分割納付が約定されるなど、全額を回収するという積極性に欠けるのではないかと危惧する事例が見受けられる。

こうした状況やこれまでに述べた「総括的な結果又は意見」を踏まえると、平成17年度の包括外部監査においても指摘をされていたように、県として「未収金回収を指導・支援する」機能の一層の強化が不可欠である。単なる情報共有にとどまらず、各部局の課題解決に向けて具体的に指導・支援する機能とリーダーシップが求められる。

第2 3. (1)に記載のとおり、地方公共団体における債権管理事務は、債権の発生、調定、納入通知に始まり、収納あるいは、滞納処分、強制執行を経て消滅していく一連の流れとなっている。これについて調査したところ、債権管理簿の未収金残高と財務会計システムの未収金残高に乖離があるまま放置しているもの、財産の差押えを実施したものの公売を実施せず複数年にわたりそのままにしているもの、また、100年を超える期間の分割納付を約定したものなど、適切ではない事例が散見された。債権管理事務が属人的となっており、組織的な管理がなされていないおそれがある。

平成18年度以降、未収金対策推進連絡会議（以下、連絡会議）が開催され、未収金対策の効果的な取り組みに向けた情報交換や連絡調整が積み重ねられ、債権の管理マニュアル等の整備が推進されてきたことを踏まえて、今回の「総括的な結果又は意見」に至った現状を見渡すと、これまでのように連絡会議を継続することがどこまで実効性を発揮するのかは疑問である。マニュアル整備により各課の自助努力向上を促進するだけではならず、各課の個別課題に対して直接的に指導・支援する機能が県として必須である。そして、まずは今回の包括外部監査における「包括的な結果と意見」に対する措置を推進することから着手されたい。

## 【意見】（総括7）

今回確認した債権の中には、昭和の時代からの未収金など長期間回収されないまま残っているものが散見された。限られた人員で回収の実効性を高めるためには、回収コストを勘案した機動的な対応が必要である。回収が困難な債権については、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事専決処分事項として議会の指定を受けて実施する債権放棄（以下「委任専決処分による債権放棄」という。）の実施も

含めた、より効果的、効率的な管理方法を全庁的に検討して実施することが必要である。

今回調査した債権の中には、昭和の時代より長期間回収されないまま残っているものが散見された。私債権については、時効期間が経過したとしても債務者の時効の援用がない場合は、不納欠損処理を行うため債務者の所在調査と財産調査が必要となるが、特に少額の債権については、債権額よりも多くの費用がかかるおそれがあり、不納欠損処理がすすんでいない。

県の債権は県の貴重な財産であるため、まずは債権管理を強化、徹底し、債権回収の効果を可能な限り高めることが必要である。

しかしながら、債権は発生から年数が経過するほど回収が難しくなるため、県が有する債権の中には実質的に回収が困難な債権が多く含まれると考える。回収が困難な債権をそのままにすることは、効果的、効率的な債権管理を妨げ、かえって県の貴重な財産を損なうおそれがあると考えられる。

安易な債権放棄の実施は認められるものではないが、回収可能性が極めて低い債権については債権放棄を進めることにより、回収可能な債権に人員や時間等の資源を集中することで、より効果的、効率的な債権管理が実施可能になると考える。

近畿2府4県においては、大阪府、京都府及び兵庫県のように債権管理条例を制定し、議会の議決を経ず、機動的に債権放棄を行っている自治体がある。滋賀県のように地方自治法第180条第1項に基づき、1件20万円以下の権利を放棄することを知事が専決処分できるよう指定を受けている自治体もある。県は、このような近隣府県の状況も踏まえて、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や委任専決処分による債権放棄の実施も含めた、より効果的、効率的な管理方法を全庁的に検討して実施することが必要である。



### 第3 債権、未収金の情報開示

#### 1 債権、未収金の情報開示

##### (1) 債権の情報開示

県の債権は、会計規則に従い歳入歳出決算概要説明書の中に「債権」として情報開示が図られている。平成29年度の債権は以下のとおりである。

#### 3. 債権

区 分	前年度末 現在額	決算年度中増減額			決算年度末 現在額
		増	減	計	
奈良まほろば館敷金	千円 46,110	千円 0	千円 0	千円 0	千円 46,110
市町村振興資金貸付金	4,049,060	474,000	636,310	△162,310	3,886,750
市町村財政健全化貸付金	2,286,532	0	206,185	△206,185	2,080,347
市町村財政健全化支援 事業貸付金	3,014,339	0	809,648	△809,648	2,204,691
市町村公営企業財政健全化支 援事業貸付金	787,091	0	113,109	△113,109	673,982
奈良モデル貸付金	1,048,700	0	42,540	△42,540	1,006,160
地域総合整備資金貸付金	461,698	300,000	63,478	236,522	698,220
介護福祉士等修学資金貸 付金	9,874	0	802	△802	9,072
母子福祉資金貸付金	794,043	93,367	98,492	△5,125	788,918
父子福祉資金貸付金	4,642	2,682	0	2,682	7,324
寡婦福祉資金貸付金	32,068	746	4,249	△3,503	28,565
財政安定化基金貸付金	36,697	0	36,697	△36,697	0
看護師等修学資金貸付金	1,115,569	47,916	39,757	8,159	1,123,728
理学療法士・作業療法士 修学資金貸付金	52,496	0	0	0	52,496
緊急医師確保修学資金貸 付金	1,093,584	204,826	29,884	174,942	1,268,526
医師確保修学研修資金貸 付金	356,920	48,000	34,200	13,800	370,720
組織適合性検査自己負担金	30	0	0	0	30
公立大学法人奈良県立医科学 大学整備費貸付金	15,221,458	1,257,300	1,494,311	△237,011	14,984,447
地方独立行政法人奈良県立病 院機構整備費貸付金	18,971,948	19,079,000	962,313	18,116,687	37,088,635
南和広域医療企業団運営費貸 付金	0	537,722	0	537,722	537,722
歯科衛生士修学資金貸付金	936	0	468	△468	468
原爆障害者手当給付金	298	0	60	△60	238
未熟児養育医療費負担金	129	0	128	△128	1
専修学校及び各種学校 修学資金等貸付金	63,378	0	7,413	△7,413	55,965

区 分	前年度末 現在額	決算年度中増減額			決算年度末 現在額		
		増	減	計			
中小企業基盤整備機構 貸付金	千円 32,859	千円 2,720	千円 4,256	千円 △1,536	千円 31,323		
なら農商工連携ファンド 事業貸付金	2,250,000	0	0	0	2,250,000		
東京レストラン敷金	15,000	0	0	0	15,000		
農業改良資金貸付金	123,246	0	26,563	△26,563	96,683		
(一社)家畜改良事業団寄託金	3,500	0	0	0	3,500		
(公社)日本食肉格付協会寄託金	2,000	0	0	0	2,000		
(一社)奈良県畜産会寄託金	38,000	0	0	0	38,000		
(一社)日本養鶏協会寄託金	5,000	0	0	0	5,000		
(一社)奈良県野菜価格 安定基金債権	20,000	0	0	0	20,000		
林業改善資金貸付金	1,325,648	16,340	101,179	△84,839	1,240,809		
関西国際空港土地保有 株式会社貸付金	99,467	0	4,100	△4,100	95,367		
第二阪奈有料道路事業 資金貸付金	200,000	0	200,000	△200,000	0		
流域下水道事業推進資金 貸付金	34,340	0	17,830	△17,830	16,510		
旧住宅供給公社未収金	4,189	0	576	△576	3,613		
(一社)移住・住みかえ支援 機構寄託金	10,000	0	0	0	10,000		
地域改善対策大学奨学金 貸付金	467,531	0	102,637	△102,637	364,894		
奈良県高等学校定時制課程及び 通信制課程修学奨励金貸付金	504	0	0	0	504		
奈良県高等学校全日制課程 等修学奨励金貸付金	75,608	0	15,169	△15,169	60,439		
地域改善対策高校奨学金貸付金	374,969	0	82,172	△82,172	292,797		
高等学校等奨学金貸付金	2,946,287	237,148	395,054	△157,906	2,788,381		
所得税源泉徴収相当額未返還金	891	0	64	△64	827		
中小企業 振興資金 貸付金	小規模企業者等設備導入資金 (設備資金貸付)	146,475	0	54,320	△54,320	92,155	
	小規模企業者等設備導入資金 (設備貸与)	402,922	0	136,069	△136,069	266,853	
	高度化 資金貸付金	共同施設資金貸付金	80,573	0	11,511	△11,511	69,062
		工場等集団化貸付金	45,646	0	9,127	△9,127	36,519
		構造改善高度化資金 (特定)貸付金	168,174	0	14,206	△14,206	153,968
小規模企業者等設備貸与事 業貸付金	582,200	300,000	33,000	267,000	849,200		
合 計	58,902,629	22,601,767	5,787,877	16,813,890	75,716,519		

(2) 統一基準による財務書類等の作成

都道府県は平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で「統一的な基準」に基づいて作成された財務書類を開示することが総務大臣より通知された。

平成 27 年 1 月 23 日、総務大臣より「統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成」するよう要請があった。統一的な基準とは、この時に取りまとめられた「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を示しており、実務に際して具体的な拠るべき基準と位置付けられる。

これによれば、すべての地方公共団体は平成 29 年度までに統一的な基準による財務書類等を作成することが求められており、県としても作成が必要である。

○統一的な基準による地方公会計の整備促進について

(前略)

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

(後略)

(3) 奈良県の全体会計貸借対照表

平成 28 年度の奈良県全体会計貸借対照表は、以下のとおりである。

【様式第1号】

## 奈良県全体会計貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	2,257,048,628	固定負債	1,200,591,578
有形固定資産	1,592,062,316	地方債等	1,034,715,786
事業用資産	117,612,289	長期未払金	65
土地	50,950,083	退職手当引当金	124,863,612
立木竹	209,424	損失補償等引当金	0
建物	120,737,762	その他	41,012,115
建物減価償却累計額	△ 64,490,173	流動負債	155,628,549
工作物	5,577,306	1年内償還予定地方債等	139,331,798
工作物減価償却累計額	△ 1,580,530	未払金	1,981,768
船舶	0	未払費用	0
船舶減価償却累計額	0	前受金	0
浮標等	0	前受収益	0
浮標等減価償却累計額	0	賞与等引当金	7,786,170
航空機	815,671	預り金	6,289,534
航空機減価償却累計額	△ 815,671	その他	239,280
その他	921,442	負債合計	1,356,220,127
その他減価償却累計額	△ 317,805	<b>【純資産の部】</b>	0
建設仮勘定	5,604,780	固定資産等形成分	2,290,519,359
インフラ資産	1,468,706,560	余剰分(不足分)	△ 1,310,022,395
土地	698,222,522	他団体出資等分	0
建物	685,350,729		
建物減価償却累計額	△ 180,895,685		
工作物	475,721,654		
工作物減価償却累計額	△ 240,003,436		
その他	42,425,287		
その他減価償却累計額	△ 30,541,523		
建設仮勘定	18,427,013		
物品	17,559,370		
物品減価償却累計額	△ 11,815,903		
無形固定資産	376,781,683		
ソフトウェア	2,057		
その他	376,779,626		
投資その他の資産	288,204,630		
投資及び出資金	99,664,977		
有価証券	8,937		
出資金	99,656,040		
その他	0		
長期延滞債権	0		
長期貸付金	53,742,322		
基金	134,797,331		
減債基金	48,537,029		
その他	86,260,301		
その他	0		
徴収不能引当金	0		
流動資産	79,668,463		
現金預金	35,439,885		
未収金	3,813,059		
短期貸付金	3,919,266		
基金	29,551,465		
財政調整基金	25,501,465		
減債基金	4,050,000		
棚卸資産	42,715		
その他	7,158,509		
徴収不能引当金	△ 256,435		
繰延資産	0		
資産合計	2,336,717,091	純資産合計	980,496,964
		負債及び純資産合計	2,336,717,091

平成 28 年度の奈良県全体会計貸借対照表によると、奈良県の一般会計及び特別会計に関する債権及び未収金は、以下のとおりとなる。

○債権及び未収金 (単位：千円)

大 項 目	科 目	金 額
債権	長期貸付金	53,742,322
	短期貸付金	3,919,266
	小計	57,661,588
未収金	長期延滞債権	0
	未収金	3,813,059
	小計	3,813,059
合計		61,474,647

(出典：公表資料より監査人が集計)

統一基準により作成された奈良県全体会計貸借対照表に計上されている債権及び未収金と実際に課で管理する債権及び未収金が一致しているかについて調査を行った。調査結果は以下のとおりである。

○債権及び未収金 (単位：千円)

	財産調書及び収入未 済額調書から集計し た数値	全体会計貸借対 照表の数値	差 異
債権	※ 58,757,482	57,661,588	1,095,894
未収金	7,010,104	3,813,059	3,197,045

(出典：公表資料、財産調書、収入未済額調書より監査人が集計)

※財産調書の債権の総額から、敷金、負担金、給付金等貸付金以外の項目を除いて計算している。

(4) 結果又は意見

【結果】

平成 29 年度に県が公表した平成 28 年度の全体会計貸借対照表における長期貸付金、短期貸付金、長期延滞債権及び未収金は、統一的な基準に基づいて作成されてはいなかった。県は本来求められている統一的な基準に基づく財務書類の公表を行うとともに、債権管理簿等の原簿と照合することにより、公表される数値の妥当性を確認するべきである。また、県は、統一的な基準に基づく財務書類の数値と財産調書及び収入未済額調書など、他に県が作成する公文書の数値との乖離を分析し、情報の信頼性と精度をより一層高めるべきである。

県は、平成 28 年度の財務書類を平成 29 年度に作成、公表しているが、平成 28 年度の財務書類のうち、長期貸付金、短期貸付金、長期延滞債権及び未収金については、平成 27 年度末の公会計システムの金額を開始貸借対照表の期首残高とし、これに平成 28 年度に貸付、発生等により増加した額と償還、回収等により減少した額を加減算して算出していた。

統一的な基準における財務書類作成要領によれば、開始貸借対照表の期首残高は、既存の各種台帳等の原簿を活用して棚卸的に調査の上、作成することが求められており、統一的な基準に沿った取り扱いとはなっていなかった。

また、公表された全体会計貸借対照表の数値は、財産調書及び収入未済額調書など、他に県が作成する公文書の数値とも異なっており、実態から乖離した結果となっているおそれがある。

県は本来求められている統一的な基準に基づく財務書類の公表を行うとともに、債権管理簿等の原簿と照合することにより、公表される数値の妥当性を確認するべきである。また、県は、統一的な基準に基づく財務書類の数値と財産調書及び収入未済額調書など、他に県が作成する公文書の数値との乖離を分析し、情報の信頼性と精度をより一層高めるべきである。

## 第4 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	地方税法、国税徴収法、奈良県税条例他
所管部局	総務部
担当課	税務課
制度内容	県が取り扱う税目は県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、軽油引取税等があり、賦課、調定、徴収、滞納処分等を実施している。

道府県税は、地方税法第4条第1項において普通税及び目的税と規定されている。さらに、道府県が課す普通税は、地方税法第4条第2項において道府県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税と規定され、道府県が課す目的税は、地方税法第4条第4項において狩猟税と規定されている。この他、地方税法第4条第3項及び第6項において、道府県は別に税目を起こして普通税及び目的税を課すことができると規定されている。なお、普通税は、一般の経費に充てるために課される税であるのに対して、目的税は特定の経費に充てる目的で課される税である。特に目的税は使途が明確なため納税者の納得を得られやすい反面、特定の目的以外に使用できないことから、県の財政運営を窮屈にする可能性がある。

県は、奈良県産業廃棄物税条例を制定して平成16年度から産業廃棄物税を、奈良県森林環境税条例を制定して平成18年度から森林環境税を、それぞれ課している。また、地方消費税は地方税法第72条の100、地方税法附則第9条の4第1項において国が消費税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされており、個人の県民税は地方税法第41条第1項において市町村に賦課徴収を法定委任することとされている。さらに、個人の森林環境税は奈良県森林環境税条例第2条において県民税の均等割の税率に加算して賦課徴収することとなっている。このため、県が賦課徴収する税目は、県民税（法人税割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、事業税（個人・法人）、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、狩猟税、産業廃棄物税、森林環境税（法人）となる。

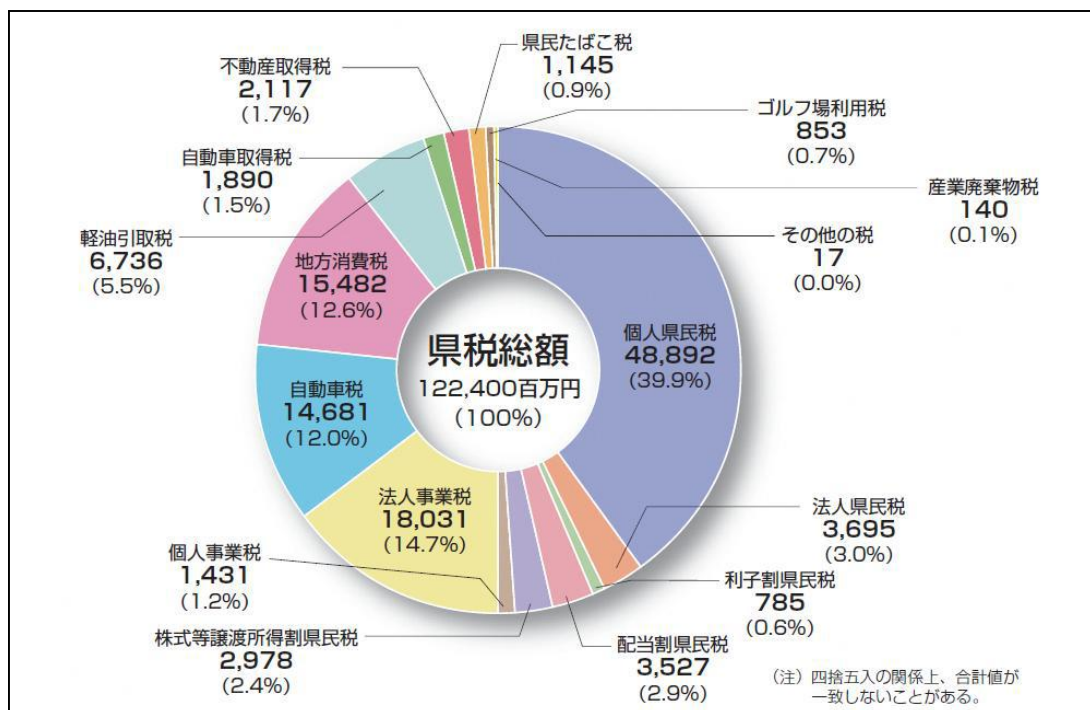
県税は、本庁の総務部税務課が所管し、出先機関である奈良県税事務所、中南和県税事務所、自動車税事務所は、取扱税目別、管轄区域別に知事から権限委任を受け賦課徴収業務を行っている。

機関名	賦課徴収税目	管轄区域
奈良県税事務所	県民税（法人均等割、法人税割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、事業税（個人・法人）、不動産取得税、鉦区税、森林環境税（法人）	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡 ※県民税（法人均等割、法人税割）・法人事業税及び地方法人特別税は、奈良県外に本店がある法人については、支店所在地に関わらず管轄している。また、県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）は奈良県全域を管轄している。
中南和県税事務所	県民税（法人均等割、法人税割）、事業税（個人・法人）、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉦区税、産業廃棄物税、森林環境税（法人）	大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡、吉野郡 ※ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税は、奈良県全域を管轄している。
自動車税事務所	自動車取得税・自動車税	奈良県全域
税務課	県たばこ税、狩猟税	奈良県全域 ※県民税（均等割・所得割）（森林環境税（個人）を含む。）及び地方消費税は地方税法の規定により、県で賦課徴収を実施していない。

（出典：地方税法、県税条例等）

『平成 30 年度地方税ガイド（県税及び市町村税の概要）』によると、平成 30 年度の一般会計予算 5,067 億円のうち、県税は 1,224 億円(24.2%)を占め、奈良県の貴重な自主財源となっている。また、以下のとおり、平成 30 年度の県税収入予算のうち個人県民税が 39.9%を占め、次いで法人事業税(14.7%)、地方消費税(12.6%)、自動車税(12.0%)の順となっている。





出典：『平成 30 年度地方税ガイド（県税及び市町村税の概要）』

## (2) 債権の内容

名称	県税、延滞金、不申告加算金、過少申告加算金、重加算金
根拠法令等	地方税法、国税徴収法、奈良県税条例他
平成 29 年度末金額	124,111,878 千円
平成 29 年度末件数	580,439 件
債権の法的性質	強制徴収公債権

平成 29 年度の県税債権の発生額は以下のとおりである。全体に占める割合は県民税（個人）（森林環境税（個人）も含む。）が 39.9%と一番多く、次いで事業税（法人）が 15.2%、自動車税が 12.5%の順となっている。なお、以下の県税のほか、重加算金（191,555 千円）、延滞金（126,467 千円）、不申告加算金（3,936 千円）、過少申告加算金（1,309 千円）が発生している。

(単位：千円)

税目	金額	割合
県民税（個人）（森林環境税（個人）含む。）	49,428,877	39.9%
県民税（法人）（森林環境税（法人）含む。）	3,609,870	2.9%
県民税（利子割）	795,055	0.6%
県民税（配当割）	2,976,522	2.4%
県民税（株式等譲渡所得割）	2,977,915	2.4%
事業税（個人）	1,395,725	1.1%
事業税（法人）	18,809,596	15.2%
地方消費税	14,887,443	12.0%
不動産取得税	2,471,473	2.0%
県たばこ税	1,161,872	0.9%
ゴルフ場利用税	858,691	0.7%
自動車税取得税	1,797,098	1.5%
軽油引取税	6,868,351	5.5%
自動車税	15,511,062	12.5%
鉦区税	802	0.0%
狩猟税	11,605	0.0%
産業廃棄物税	138,721	0.1%
旧法による税（特別地方消費税）	657	0.0%
旧法による税（軽油引取税）	87,273	0.1%
合計	123,788,611	100.0%

(出典：平成 29 年度 奈良県歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書)

### (3) 未収金の内容

平成 29 年度末未収金額	2,701,335 千円
平成 29 年度末未収件数	9,645 件

※上記には不申告加算金、過少申告加算金、重加算金が含まれている。

平成 29 年度末の県税の未収金総額は以下のとおりである。県が賦課徴収を行っていない県民税（個人）（森林環境税（個人）も含む。）が全体の 61.8%を占めている。次いで自動車税が全体の 9.7%、軽油引取税が全体の 9.5%の順となっている。一方、県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、鉦区税、狩猟税、産業廃棄物税は、平成 29 年度末の未収金は存在しなかった。なお、以下の県税の未収金以外

に、重加算金が 175,015 千円、不申告加算金が 554 千円、過少申告加算金が 285 千円発生している。

(単位：千円)

税目	金額	割合
県民税（個人）（森林環境税（個人）含む。）	1,670,332	66.1%
県民税（法人）（森林環境税（法人）含む。）	16,729	0.7%
事業税（個人）	19,716	0.8%
事業税（法人）	40,150	1.6%
不動産取得税	177,160	7.0%
軽油引取税	256,768	10.2%
自動車税	261,683	10.4%
旧法による税（軽油引取税）	82,941	3.3%
合計	2,525,479	100.0%

(出典：平成 29 年度奈良県歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書)

#### (4) 未収金の推移

県税及び各税目別の未収金の推移は以下のとおりである。

##### 【県税債権】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	106,828,335	105,890,135	116	938,084	99.1%
	過年度分	4,387,640	1,026,325	378,697	2,982,618	23.4%
	合計	111,215,975	106,916,460	378,814	3,920,701	96.1%
26年度	現年度分	107,840,496	106,835,290	125	1,005,081	99.1%
	過年度分	3,852,528	922,449	327,706	2,602,374	23.9%
	合計	111,693,024	107,757,738	327,831	3,607,455	96.5%
27年度	現年度分	116,489,103	115,545,624	293	943,186	99.2%
	過年度分	3,573,477	961,960	348,846	2,262,671	26.9%
	合計	120,062,580	116,507,584	349,139	3,205,857	97.0%
28年度	現年度分	115,343,526	114,690,744	175	652,607	99.4%
	過年度分	3,177,734	808,014	243,739	2,125,981	25.4%
	合計	118,521,260	115,498,758	243,914	2,778,588	97.4%
29年度	現年度分	121,047,196	120,320,443	95	726,658	99.4%
	過年度分	2,741,414	711,623	230,970	1,798,821	26.0%
	合計	123,788,611	121,032,066	231,065	2,525,479	97.8%

(出典：県税決算額に基づき県が集計)

※ 税務課では不納欠損額のみ

未収金全体では、収入未済額は年々減少傾向にある。税目ごとの推移は次ページ以降で説明するが、軽油引取税を除いて、どの税目も減少傾向にあることがうかがえる。また、収納率については、現年度分は99%を超えており、過年度分も25%程度まで下がるものの、一定の徴収が出来ていることがうかがえる。

【県民税(個人)(森林環境税(個人)含む。)】 (単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	47,646,364	47,025,861	-	620,503	98.7%
	過年度分	3,038,665	697,096	244,514	2,097,055	22.9%
	合計	50,685,029	47,722,957	244,514	2,717,558	94.2%
26年度	現年度分	46,941,008	46,413,769	-	527,239	98.9%
	過年度分	2,729,783	641,159	223,978	1,864,646	23.5%
	合計	49,670,791	47,054,928	223,978	2,391,885	94.7%
27年度	現年度分	47,797,162	47,352,244	-	444,918	99.1%
	過年度分	2,421,684	567,253	220,302	1,634,129	23.4%
	合計	50,218,847	47,919,498	220,302	2,079,047	95.4%
28年度	現年度分	47,449,765	47,023,408	-	426,357	99.1%
	過年度分	2,120,353	542,955	159,865	1,417,533	25.6%
	合計	49,570,117	47,566,363	159,865	1,843,890	96.0%
29年度	現年度分	47,564,626	47,128,084	-	436,542	99.1%
	過年度分	1,864,251	488,834	141,626	1,233,790	26.2%
	合計	49,428,877	47,616,919	141,626	1,670,332	96.3%

(出典：県税決算額に基づき県が集計)

※ 税務課では不納欠損額のみ

県民税(個人)(森林環境税(個人)含む。)についても、全体の未収金と同様の推移となっている。なお、賦課徴収が市町村に法定委任されていることから、県では平成24年度から地方税滞納整理本部を設置し、奈良モデルとしての県税職員の常駐派遣をはじめ、随時派遣、合同公売や地方税法第48条による直接徴収、研修会の開催などを通じて市町村の徴収支援を継続しており、その成果は収納率、未済金の圧縮額等数値に表れている。なお、以下「2 収納率向上に向けた取り組み」を参照されたい。

【県民税(法人)(森林環境税(法人)含む。)】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	3,776,304	3,767,515	53	8,736	99.8%
	過年度分	36,813	8,692	3,079	25,042	23.6%
	合計	3,813,117	3,776,207	3,132	33,778	99.0%
26年度	現年度分	4,129,951	4,119,556	42	10,353	99.7%
	過年度分	33,572	7,786	3,029	22,758	23.2%
	合計	4,163,523	4,127,342	3,071	33,111	99.1%
27年度	現年度分	3,693,480	3,688,739	21	4,720	99.9%
	過年度分	32,502	8,499	6,732	17,271	26.2%
	合計	3,725,983	3,697,239	6,753	21,991	99.2%
28年度	現年度分	3,330,892	3,323,634	53	7,205	99.8%
	過年度分	21,478	4,719	4,313	12,446	22.0%
	合計	3,352,369	3,328,353	4,365	19,651	99.3%
29年度	現年度分	3,590,352	3,585,923	72	4,357	99.9%
	過年度分	19,518	3,929	3,217	12,373	20.1%
	合計	3,609,870	3,589,852	3,289	16,729	99.4%

(出典：県税決算額に基づき県が集計)

※ 税務課では不納欠損額のみ

県民税(法人)(森林環境税(法人)含む。)についても、未収金全体と同様の推移となっているが、過年度の収納率が20%と低く、いかに未収を発生させないかが重要となる。

【事業税(個人)】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	1,169,799	1,163,236	64	6,499	99.4%
	過年度分	55,076	10,325	2,965	41,786	18.7%
	合計	1,224,875	1,173,561	3,029	48,286	95.8%
26年度	現年度分	1,227,411	1,218,873	-	8,538	99.3%
	過年度分	48,281	13,591	7,184	27,506	28.1%
	合計	1,275,691	1,232,463	7,184	36,044	96.6%
27年度	現年度分	1,261,589	1,250,291	-	11,297	99.1%
	過年度分	36,094	12,938	3,382	19,775	35.8%
	合計	1,297,683	1,263,229	3,382	31,072	97.3%
28年度	現年度分	1,281,601	1,276,768	-	4,832	99.6%
	過年度分	31,072	8,611	1,713	20,748	27.7%
	合計	1,312,673	1,285,379	1,713	25,580	97.9%
29年度	現年度分	1,370,145	1,364,512	-	5,633	99.6%
	過年度分	25,580	8,449	3,048	14,083	33.0%
	合計	1,395,725	1,372,961	3,048	19,716	98.4%

(出典：県税決算額に基づき県が集計)

※ 税務課では不納欠損額のみ

事業税（個人）については、過年度分の収納率が5年間で10ポイント以上も上昇しており、全体の収納率の向上、並びに全体の収納率の向上につながっている。

【事業税(法人)】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	11,472,447	11,458,135	-	14,312	99.9%
	過年度分	64,859	7,787	1,244	55,828	12.0%
	合計	11,537,306	11,465,922	1,244	70,141	99.4%
26年度	現年度分	12,662,597	12,648,530	-	14,067	99.9%
	過年度分	69,178	8,943	4,915	55,320	12.9%
	合計	12,731,774	12,657,473	4,915	69,387	99.4%
27年度	現年度分	14,636,093	14,626,994	-	9,099	99.9%
	過年度分	67,748	8,681	28,531	30,536	12.8%
	合計	14,703,841	14,635,674	28,531	39,635	99.5%
28年度	現年度分	17,357,010	17,339,573	-	17,437	99.9%
	過年度分	37,890	10,221	12,506	15,163	27.0%
	合計	17,394,900	17,349,794	12,506	32,600	99.7%
29年度	現年度分	18,778,649	18,758,057	-	20,592	99.9%
	過年度分	30,947	8,836	2,553	19,558	28.6%
	合計	18,809,596	18,766,893	2,553	40,150	99.8%

(出典：県税決算額に基づき県が集計)

※ 税務課では不納欠損額のみ

事業税（法人）については、平成27年度に他の年度と比べると多額の不納欠損処理を行った結果、未収金が減少した。結果、平成28年度以降の過年度分の収納率の向上につながっている。

## 【不動産取得税】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	1,894,765	1,809,922	-	84,843	95.5%
	過年度分	402,445	80,082	36,820	285,543	19.9%
	合計	2,297,211	1,890,004	36,820	370,386	82.3%
26年度	現年度分	2,614,810	2,399,193	-	215,616	91.8%
	過年度分	300,466	68,841	16,586	215,040	22.9%
	合計	2,915,276	2,468,034	16,586	430,656	84.7%
27年度	現年度分	2,385,831	2,279,364	-	106,466	95.5%
	過年度分	375,213	141,033	25,818	208,362	37.6%
	合計	2,761,044	2,420,398	25,818	314,828	87.7%
28年度	現年度分	2,093,952	2,056,207	32	37,713	98.2%
	過年度分	253,374	52,102	11,061	190,211	20.6%
	合計	2,347,326	2,108,309	11,093	227,924	89.8%
29年度	現年度分	2,297,402	2,233,680	-	63,722	97.2%
	過年度分	174,071	39,459	21,175	113,438	22.7%
	合計	2,471,473	2,273,138	21,175	177,160	92.0%

(出典：県税決算額に基づき県が集計)

※ 税務課では不納欠損額のみ

不動産取得税は、宅建業者からの申請による徴収猶予などの影響を受け、他の税目と比べると現年度分の収納率が若干ではあるが低いことが特徴である。過年度分の収納率も年度によってばらつきがあり、1件あたりの金額が軽油引取税と並んで大きいことがその要因であると考えられる。

## 【自動車税】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	15,976,824	15,806,220	-	170,604	98.9%
	過年度分	615,541	167,118	75,771	372,652	27.1%
	合計	16,592,365	15,973,337	75,771	543,257	96.3%
26年度	現年度分	15,640,004	15,492,318	83	147,603	99.1%
	過年度分	533,952	142,786	72,015	319,152	26.7%
	合計	16,173,957	15,635,104	72,098	466,755	96.7%
27年度	現年度分	15,436,582	15,315,414	272	120,896	99.2%
	過年度分	460,619	136,589	64,081	259,948	29.7%
	合計	15,897,201	15,452,004	64,353	380,844	97.2%
28年度	現年度分	15,250,383	15,140,751	90	109,542	99.3%
	過年度分	375,127	109,232	54,281	211,614	29.1%
	合計	15,625,510	15,249,983	54,371	321,156	97.6%
29年度	現年度分	15,191,804	15,089,459	23	102,321	99.3%
	過年度分	319,259	100,546	59,351	159,362	31.5%
	合計	15,511,062	15,190,005	59,374	261,683	97.9%

(出典：県税決算額に基づき県が集計)

※ 税務課では不納欠損額のみ

自動車税は1件あたりの金額が少額で件数が多いことが特徴であるが、収納率は他の税目と比べて高い。一方、毎年一定額の不納欠損も発生している。

【軽油引取税】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	5,749,891	5,717,305	-	32,586	99.4%
	過年度分	173,583	55,226	14,304	104,053	31.8%
	合計	5,923,475	5,772,531	14,304	136,639	97.5%
26年度	現年度分	6,006,851	5,926,022	-	80,829	98.7%
	過年度分	136,639	39,344	-	97,295	28.8%
	合計	6,143,490	5,965,366	-	178,124	97.1%
27年度	現年度分	6,365,082	6,119,292	-	245,790	96.1%
	過年度分	178,124	86,131	-	91,993	48.4%
	合計	6,543,206	6,205,423	-	337,782	94.8%
28年度	現年度分	6,540,724	6,491,203	-	49,521	99.2%
	過年度分	337,782	80,173	-	257,609	23.7%
	合計	6,878,506	6,571,376	-	307,130	95.5%
29年度	現年度分	6,648,494	6,555,002	-	93,492	98.6%
	過年度分	307,130	60,913	-	246,217	19.8%
	合計	6,955,624	6,615,915	-	339,709	95.1%

(出典：県税決算額に基づき県が集計)

※ 税務課では不納欠損額のみ

軽油引取税は、不動産取得税と並んで1件あたりの金額が大きく、滞納が発生すると積みあがっていく傾向にある。ここ5年間で不納欠損を実施したのは平成25年度のみであるため、特に過年度分の収入未済が2.4倍程度に増加している。この要因は不正軽油事案による大口滞納が大部分を占めているためである。



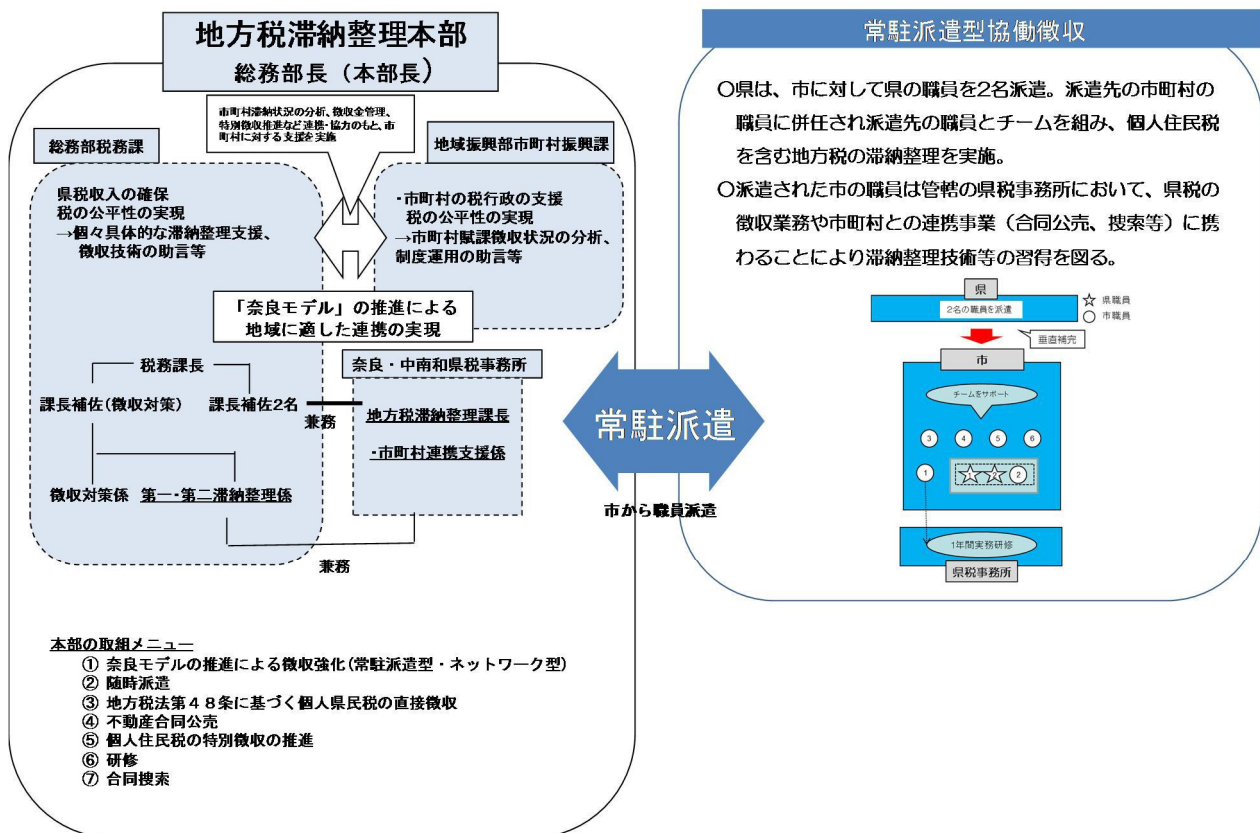
## 2 収納率向上に向けた取組

### (1) 税務課並びに各県税事務所間での取組

県では、収納率向上のため、税務運営方針にて、外部委託化の推進による効率的な事務執行体制の見直し、税務マニュアルの作成と運用、部門間等の連携など、様々な施策を講じている。また、各事務所は同一の税システムを利用して情報共有しており、例えば複数の滞納債権を有する滞納者に対して各事務所が賦課徴収する場合には、効率的に徴収するために各事務所間での情報交換を密に行うなど、収納率の向上を目指した取り組みを実施している。

### (2) 奈良モデルによる常駐派遣型協働徴収による取組

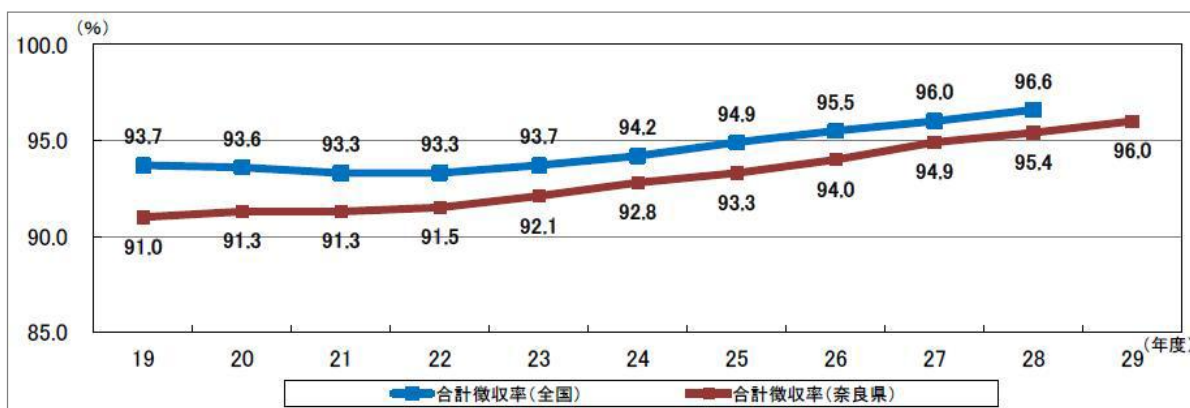
県税の調定額の4割、収入未済額の6割を超える県民税（個人）（森林環境税（個人）含む。）については、賦課徴収が市町村に法定委任されていることから、県では平成24年度から地方税滞納整理本部を設置し、奈良モデルと呼ばれる市町村の徴収支援を継続して実施してきた。具体的には、以下の図に記載のような、県税職員の常駐派遣をはじめ、随時派遣、合同公売や地方税法第48条による直接徴収、研修会の開催などの支援を実施している。



(出典：奈良県作成資料)

これらの取組は、以下の表のとおり市町村税の徴収率（≒収納率）の向上に貢献し、県が賦課徴収を法定委任している県民税（個人）（森林環境税（個人）含む。）の収入未済額はここ5年で4割も減少している。

奈良県内の市町村税徴収率の推移



(出典：奈良県報道資料)

※徴収率＝収入済額／調定額（収納率＝収入済額／調定額）

### 3 未収金に関する調査

#### (1) 未収金調査の内容

調査について、まず、税務課が管理する税システムの平成29年度末の残高と、庁内で管理する財務会計システムの平成29年度末の残高を照合した。

その結果、両者の残高は一致していた。

次に、各税目の明細を管理している税システムの内訳を閲覧し、税目ごとに調定金額が最大の債権及び調定日が最も古い債権を抽出し、債権管理簿の内容を閲覧して適切に徴収業務が実施されているかを確認した。

抽出対象とした税目及び件数は、以下のとおりである。軽油引取税のみ、調定金額が最大の調定債権と調定日が一番古い調定債権が同一であったため、軽油引取税のみ1件の抽出となっている。

税目	件数
県民税(法人)(森林環境税(法人)含む。)	2件
事業税(個人)	2件
事業税(法人)	2件
不動産取得税	2件
自動車税	2件
軽油引取税	1件
合計	11件

各調定債権の債権管理簿は、奈良県税事務所、中南和県税事務所、自動車税事務所で管理していることから、各事務所の担当者から直接説明を受け、調査を行った。

なお、地方公務員法第 34 条第 1 項において、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」と定められており、さらに、地方税法第 22 条において、「地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と定められていることを理由に、税務課並びに各税事務所の担当者から包括外部監査人に対する情報提供は相当の制限を受けたものとなった。例えば、税システムの内訳の閲覧は項目を限定して実施しており、システムデータを母集団として監査人側で任意にパラメーターを設定してサンプルデータを抽出することはできなかった。債権管理簿の閲覧についても、債権管理簿の原本の閲覧は認められず、債権管理簿その他の資料等から担当者が抜粋整理して再構成した資料の閲覧にとどめられている。

## (2) 財産調査・滞納処分について

滞納債権が発生した場合、滞納者の財産を差し押さえる必要がある（地方税法第 72 条の 68 第 1 項等）。財産の差し押さえに先立って滞納者の財産を調査する必要があるが、このことを財産調査という。財産調査は、国税徴収法第 141 条に従い、以下のものに質問を実施することができる。

- ・ 滞納者
- ・ 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- ・ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- ・ 滞納者が株主又は出資者である法人

県は、この国税徴収法に従い、原則としてすべての滞納者、連帯債務者の財産調査を実施している。財産調査は、各税事務所で定期的に金融機関への調査を実施するとともに、生命保険等の支払記録があれば、生命保険会社へも調査を実施している。その他、不動産については謄本を入手して行う。

財産調査の結果、滞納者の保有する財産が発見された場合、滞納処分の手続に入る。滞納処分は、財産の差押、財産の換価、換価代金等の配当という手続からなる。まず、滞納処分のはじめの手続として、滞納者等の生活・事業に欠かすことのできない財産でない限り、財産を差し押さえる。差押の対

象となる財産は動産・債権・不動産・無体財産権があるが、県では、預金、生命保険、土地、建物等を差し押さえている。次に、差し押さえた財産を強制的に金銭に替えて滞納債権に充当する必要がある、換価代金等の配当という。金銭及び有価証券であれば、容易に充当することが可能であるが、それ以外の動産及び不動産については、金銭に替える手続である換価の手続を実施する必要がある。換価の手続は、原則として公売による必要がある、例外として随意契約による売却及び国による買い入れによって行うことができる。

### (3) 結果又は意見

#### 【結果】

滞納処分（差押）を実施したものの、その後長期間にわたって換価がなされていない滞納債権があった。

自動車税について抽出調査を行った結果、自動車税事務所において、過去に不動産を差し押さえたものの、換価の手続を実施していないものがあった。当該未収金については、公売を実施しても買い手がつかない可能性があり、換金可能性が低く、換価額と公売に係る経費を比較して経費の方が多額に発生すると判断して、長期間にわたって換価の手続が実施されていなかった。

確かに、滞納者の財産を差し押さえると時効の中断（民法第147条）の効力が生じ、差押が継続している間は中断の効力が継続する（国税不服審判所平成22年2月22日裁決）ことから、差押えは請求権の消滅を防ぐ意味では効果のある手続である。また、滞納者に滞納債権の納入を促すための手立てにもなり得る。

しかし、差押え後長期にわたって換価の手続がなされなければ、差し押さえたままの滞納案件について、回収は遅々として進まず収納率の向上に寄与しない。全体の未収金額は、年々減少を続けているが、不動産の差押えを実施しても換価の手続が進んでいない滞納債権については、改めて換価可能な財産がないか財産調査を実施して収納を進める必要がある、換価可能な財産がないのであれば、差押えを解除して不納欠損処理を進める必要がある。

#### 【意見】

自動車税事務所では、滞納処分が実施できていない債権が多数あり、特に換価の手続が追い付いていないため、徴収体制の強化を図るか、より効率的に徴収できる仕組みを構築すべきである。

自動車税事務所においては、給与や預貯金等の比較的換価容易な財産が判明した債権への対応を優先し、事務所を統廃合した平成 27 年以降は、不動産の新たな差押えや換価の手続は行わず、不動産以外の財産への差押え替えによる回収と、滞納処分の執行停止を経た未収金の欠損処理を進めているのが現状である。

県と平成 29 年度の一人当たり都道府県税収入額が近似している都道府県との税務人員数を比較すると以下のとおりであり、県は税務人員一人当たりの取り扱い税額が多額となっている。税務人員数が少ないことが財産処分の処理が追い付いていない要因の一つとなっている可能性があり、様々な取組により収納率は向上しているものの、これらの都道府県の中では収納率は一番低い状況にある。税の徴収体制の強化を図るとともに、例えば税システムの改修を進めるなど IT を有効活用することにより、より効率的に税務事務を実施できる仕組みを導入する必要がある。

	県税 (単位： 百万円)	人口 (単位： 千人)	県民一人当たり 県税額 (単位：円)	税務人員数 (単位：人)	税務人員 一人当たり県税額 (単位：百万円)	税務人員数 出典元	県税額 出典元
奈良県	121,032	1,348	89,786	112	1,081	『平成29年度奈良県人事行政の公表』	『平成29年度一般会計決算の概要』
沖縄県	128,359	1,443	88,953	171	751	『平成29年度沖縄県人事行政の運営等の状況』	『平成29年度決算概要(資料)』
和歌山県	95,446	945	101,001	153	624	『平成29年度県人事行政の運営等の状況』	『和歌山県歳入歳出決算書』
高知県	79,905	714	111,912	134	596	『高知県人事行政の運営等の状況』	『平成29年度決算見込み(詳細編)』
長崎県	116,904	1,354	86,340	207	565	『平成29年度人事行政の運営の状況』	『平成29年度決算見込みについて』
鳥取県	54,605	565	96,646	97	563	『鳥取県人事行政の運営等の状況(平成29年)』	『平成29年度一般会計決算について』

(出典：平成 29 年度の各出典元から監査人が集計(人口については、『総務省統計局人口の動向(平成 29 年 10 月 1 日現在)』)。(。平成 29 年度の一人当たり都道府県税収入が、県と近似している都道府県を抽出した。なお、人事行政の運営状況等の公表資料で税務人員数が判明しなかった秋田県、熊本県、宮崎県、島根県は除外している。)

## 4 延滞金

### (1) 延滞金の調定

納期ごとの納めるべき税額が納期限までに完納されない場合において、滞納者は納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、以下の割合で計算した額の延滞金を本税に加算して納付しなければならない。

本則：年 14.6%（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については年 7.3%）

※ 各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合は、以下の【特例】を適用

附則：特例基準割合に年 7.3%を加算した割合（ただし、納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年 1%を加算した割合）

#### ○特例基準割合

平成 12 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで	平成 26 年 1 月 1 日以降
前年の 11 月 30 日を経過する時における商業手形の基準割引率（従来のいわゆる公定歩合）に年 4%を加算した割合	各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に年 1%の割合を加算した割合

ただし県は、県税の延滞金については、収入時に調定（以下、「事後調定」という。）をするのみで、本税が完納され延滞金額が確定しているものを納付前の未収の段階では調定をしていない。

### (2) 延滞金の通知並びに徴収

納期限までに本税が納付されない場合、納期限後 20 日以内に滞納者に対して督促状を発する必要がある（地方税法第 72 条の 66 等）。督促を実施してもなお納付されない場合、各税事務所より滞納者に対して催告書が送付される。奈良県税事務所、中南和県税事務所では督促状を送付してから一定期間経過後に一次催告、二次催告を行い、それでも納付されない場合は、個別の状況を勘案して催告書の送付を行う。自動車税事務所では、年に 4 回、滞納処分中などの例外を除き、原則すべての滞納者に催告書を送付している。催告書は、納付（入）書と一体の綴りとなっており、滞納者が金融機関等に持

ち込んで納付することが可能となっている。また、催告書には一定時点において計算された延滞金額も記載されている。

納期限経過後に本税を払い終わったものの、延滞金の納付が未了の場合、本税の完納後から1か月以内に滞納者に対して延滞金額の通知を送付している。当該通知は、本税が払い終わっていない場合に送付する催告書と同じく、納付（入）書と一体の綴りとなっており、滞納者が金融機関等に持ち込んで納付することが可能となっている。本来、督促状発付後10日を経過すれば、財産の差押え等の法的要件を満たすが、県はできるだけ滞納者の自主納付を促すため、法的には義務付けられていない催告という行政対応を、差押処分の執行前に行っているところである。

### (3) 結果又は意見

#### 【結果】

県税の延滞金について本税を払い終わり延滞金額が確定しているものについては、歳入の調定を行うべきである。

税務課は、税の延滞金について、収納時に歳入の調定を行っており、いわゆる事後調定をしている。

しかし、本税が完納された時点で延滞金として納入すべき金額は確定しているのであるから、歳入の調定を行う必要がある。本税であろうと延滞金であろうと、県の確定した債権であることには変わりはなく、後者のみ事後調定とすることは整合性を欠いている。

県の平成29年度末の延滞金の滞納額は、以下のとおり627,287千円となっており、本税の滞納額の24.8%にのぼる。本税が完納された滞納延滞金額でも243,545千円と本税の滞納額の9.6%にのぼる。ただし、これらの延滞金の滞納額には県で把握できない県民税（個人）（森林環境税（個人）含む。）が含まれておらず、これを考慮すると延滞金の滞納額は本税の73.3%にものぼる（本税が完納された滞納延滞金額でも本税の滞納額の28.5%にのぼる）。

(延滞金の滞納額)

(単位：千円)

税目	本税完納	本税未納	合計
県民税（法人）（森林環境税（法人）含む。）	3,638	8,423	12,060
事業税（個人）	11,357	11,179	22,536
事業税（法人）	20,213	12,411	32,624
不動産取得税	75,083	93,473	168,555
軽油引取税	104,064	179,397	283,461
自動車税	29,191	78,859	108,050
合計	243,545	383,742	627,287

(出典：県が税システムより集計)

これまで延滞金の未納額は収納された場合にのみ調定されていたので、本税が不納欠損されても当該本税に係る滞納延滞金は不納欠損額には反映されていない。不納欠損は、滞納処分を実施しても収納できずに県の債権が失われた際に実施するものであると考えられる。延滞金についても、地方自治法第231条の3第3項において、「地方税の滞納処分の例により処分することができる」とされていることからすると、県の債権が失われているにもかかわらず、不納欠損に反映されないことは著しく不合理な処理と言わざるを得ない。

また、延滞金の未納額については、本税が完納されてから1か月以内に、当該延滞金額を記載した納付書を送付することにより滞納者に催告しており、その催告は予め納入すべき額を確定させて行う納入の通知と同様の形式を備えているから、この点からも事前に調定が必要ではないかと考えられる。

ただし、調定を行わずにする延滞金の催告、特に本税が未納である場合に当該本税未納額と併せて納付書に記載して滞納者に送付することにより行われる延滞金の催告については、調定を要するところの金額確定に当るか否かについて議論のあるところであり、現状の実務運用が否定されるものではないが、税務課だけではなく他の部局においても同じ実務運用が見受けられたため、「第2-6 県に対する総括的な結果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。



## 第5 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	福祉医療部
担当課	地域福祉課保護係 中和福祉事務所 吉野福祉事務所
制度内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護費返還金 被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関に返還させるもの。</li> <li>・生活保護費徴収金 実施機関が、不実の申請その他不正な手段によって保護を受けた者又は受けさせた者から徴収するもの。</li> </ul>

#### (2) 債権の内容

名称	生活保護費徴収金及び生活保護費返還金
根拠法令等	生活保護法
平成29年度末金額	中和福祉事務所 45,866 千円 吉野福祉事務所 10,816 千円
平成29年度末件数	中和福祉事務所 3,047 件 吉野福祉事務所 388 件
債権の法的性質	生活保護費徴収金：強制徴収公債権 生活保護費返還金：非強制徴収公債権

#### (3) 未収金の内容

平成29年度末未収金額	中和福祉事務所 45,866 千円 吉野福祉事務所 10,816 千円
平成29年度末未収件数	中和福祉事務所 3,047 件 吉野福祉事務所 388 件

担当課が取り扱う未収金は、次に示す生活保護返納金のうち「収入とするもの」から生じる。

## 1. 生活保護返納金の種類

### (1) 返納金の種類

	戻入とするもの	収入とするもの
事例	<p>1 保護の停止・廃止、変更等に伴い保護費の変動が生じたことにより、保護費を返納させる必要がある場合</p> <p>2 出納事務または保護の決定額と異なる経理事務上の誤り等により生じた保護費の過払い額を返納させる場合</p> <p>※ 上記は、いずれも当該年度の出納閉鎖期日までに返納される場合に限る</p>	<p>1 生活保護法第 63 条返還金</p> <p>① 資力がありながら保護を実施した場合の返還金</p> <p>② 急迫保護等により繰替支弁した保護費の返還金</p> <p>2 生活保護法第 77 条徴収金 扶養義務者との協議または家庭裁判所の審判による扶養義務に係る徴収金</p> <p>3 生活保護法第 78 条徴収金 不当な手段により保護を受給した場合の徴収金</p> <p>4 戻入すべき返納金が当該年度の出納閉鎖後に納入された場合</p>
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民法第 703 条（善意の不当利得）</li> <li>・ 地方自治法施行令第 159 条（過払い金等の戻入）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民法第 703 条（善意の不当利得）</li> <li>・ 民法第 704 条（悪意の不当利得）</li> <li>・ 生活保護法第 63 条、77 条、78 条</li> <li>・ 地方自治法施行令第 160 条（過年度収入）</li> </ul>
留意事項	<p>1 保護の廃止、変更等に伴う返納金</p> <p>(1) 納入義務者へ納入通知書を発付し返納させる。（返納期限は 20 日以内）</p> <p>(2) 収入充当による返納 返納額を一括戻入せず、当該世帯の資力と見なして次回支給月以降に 1 回又は数回（最大 6 ヶ月まで）に分けて収入充当することができる。（局第 10-2-(8)）</p> <p>(3) 返還免除 返納すべき額を消費し、又は喪失して返還できないことについてやむを得ない事情があるときは、返還を免除することができる。（法第 80 条） 但し、返還免除の決定は、当該保護の変更や停止・廃止処分を行うときに決定すべきであり、納入通知書を発行する等の手続きをとり返還債務として確定した後は、適用することはできない。</p> <p>※ 上記(1)、(2)、(3)にかかる処理の適用期間は、発見月及びその前月分の保護費の過払い金についてのみ可能で、それ以前の過払い金は法第 63 条を適用する。</p> <p>2 出納事務又は経理事務の誤りにより生じた返納金 納入義務者へ納入通知書を発付し返納させ（返納期限は 20 日以内）、歳出の元科目に全額戻入する。 （収入充当による調整、返還免除、法第 63 条による返還は適用されない）</p>	<p>1 生活保護法第 63 条返還金 急迫の場合等で資力がある者について保護を応急的に行ったときに、事後においてその費用を返還させる措置。元の処分自体は有効なものであり、処分の遡及変更は行わない。 返還金の決定にあたっては、当該世帯の自立助長を考慮して、実施機関の裁量により必要額を控除できる。</p> <p>2 生活保護法第 77 条徴収金 民法の規定により、扶養義務を履行しなければならない者から扶養の義務の範囲内において、実施機関と扶養義務者が協議し、保護費の全部又は一部を徴収することができる。また協議が整わない場合は、実施機関の申立による家庭裁判所の審判により徴収することもできる。</p> <p>3 生活保護法第 78 条徴収金 不当な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者から保護費を支弁した実施機関がその費用を徴収するもの。 徴収金の決定にあたっては、裁量の余地はなく、また返済能力も考慮されないため、最小限の必要額を控除した対象額全額となる。</p> <p>4 戻入すべき返納金が当該年度の出納閉鎖後に納入された場合 過年度収入として取り扱う。</p>

（出典：生活保護返納金の事務処理及び債権管理マニュアル 県作成 抜粋）

県が現在保有する未収金は生活保護法第 63 条返還金(以下、「63 条未収金」という。)及び第 78 条徴収金(以下、「78 条未収金」という。)である。第 77 条徴収金は実績がないため、県の未収金には含まれていない。

#### 生活保護法

##### (費用返還義務)

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

##### (費用等の徴収)

第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前三項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

(2) 生活保護法第 63 条返還金と第 78 条徴収金

	第 63 条に基づく返還金	第 78 条に基づく徴収金
趣旨	○ 被保護者が急迫の場合において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、実施機関がその費用を返還させることができる旨を定めた規定	○ 実施機関が、不正な手段によって保護を受けた者または受けさせた者から、その費用を徴収することができる旨を定めた規定
適用基準・判断の目安	① 受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、届出または申告を速やかに行わなかったことについて、やむを得ない理由が認められるとき ② 実施機関及び受給者が予想しなかった収入があったことが事後になって判明したとき	① 届出または申告について、口頭または文書による指示をしたにもかかわらず、それに応じなかったとき ② 届出または申告にあたり、明らかに作為を加えたとき ③ 届出または申告にあたり、特段の作為を加えない場合でも、実施機関またはその職員が届出または申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらず、これに応じずまたは虚偽の説明を行ったとき
事例	① 保護開始時において保有を容認した生命保険の解約返戻金相当額 ② 保有を容認できない資産ではあるが、直ちに処分することが困難なもの(未活用の山林、田畑等) ③ 第三者加害による損害賠償請求権(交通事故等) ④ 各種年金等の遡及支給分 ⑤ 遡及変更による戻入処理ができないもの	① 収入等(就労、仕送り、贈与、財産等)の無申告または過少申告 ② 必要経費等(交通費、社会保険料等の実費及び厚生事務次官通知第 8-3-(5)にいうその他の必要経費)の過大申告 ③ 保有資産の無申告または過少申告
金額の決定	① 返還額の決定については、当該資力を限度として受けた保護金品の範囲内において決定 ② 決定に際しては、世帯の自立助長を考慮して必要額を控除	① 徴収額の決定については、不正受給の額を決定するものであり、実施機関の裁量は認められない ※ 社会保険料等の必要最小限の実費のみを控除 就労収入にかかる勤労控除は認めない(但し、過少申告の場合は当初の勤労控除額をそのまま認定) ② 徴収は損害追徴の性格を有しており、徴収額の決定に際して相手側の資力は考慮されない
対象者・債務者	① 保護受給者(当該収入により自立し保護廃止となったものを含む) ※ 世帯主を債務者として返還を決定し、納入通知書等を発行 ② ①の相続人(不存在の場合は相続財産管理人)	① 不正な手段により保護を受けた者または受けさせた者 ※ 世帯員に係る収入の不申告等であっても、原則として世帯主を債務者として納入通知書等を発行 ※ 世帯員による不正受給で世帯主がその事実を知り得なかった場合、徴収決定後に離婚した場合等で、世帯主以外の者を債務者として徴収する場合は、債権管理台帳等にその旨を記載 ② ①の相続人(不存在の場合は相続財産管理人)
不服申立て関係	① 法第 63 条の処分は、法第 19 条第 4 項に規定する「保護の決定及び実施に関する事務」に含まれる。 審査請求は行政不服審査法第 5 条及び法第 64 条により都道府県知事に対して行う。 ② 行政事件訴訟法第 46 条により、文書で次の教示をしなければならない。 ア.取消訴訟の被告とすべき者 イ.取消訴訟の出訴期間 ウ.審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消の訴えを提起できない	① 法第 78 条の処分は、法第 19 条第 4 項に規定する「保護の決定及び実施に関する事務」に含まれない。 審査請求は、処分庁が県福祉事務所長または各市長の場合は県知事に対して、市福祉事務所長の場合は市長に対して行う。 ② 行政事件訴訟法第 46 条により、文書で次の教示をしなければならない。 ア.取消訴訟の被告とすべき者 イ.取消訴訟の出訴期間 ※ 審査請求前置(法第 69 条)の適用を受けないため左のウの教示は要しない。

(出典：生活保護返納金の事務処理及び債権管理マニュアル 県作成 抜粋)

なお、63 条未収金について、資力の発生時点は以下のとおりである。

◆【資力の発生時点】（法第 63 条関係）

区 分	資力の発生時点	留 意 事 項
1 年金	支給事由発生日	・ 遡及して支給される場合、遡及分も返還対象となる（資力の発生時点が保護の開始前になる場合も、返還額決定の対象を開始時以降の遡及分の年金に限定することのないよう留意する必要がある）
2 生命保険 (1) 保護開始時に解約返戻金がある場合  (2) (1)以外の場合で、満期又は事故保険金等	保護開始日  満期又は事故発生日等	・ 対象額は、保護開始時における解約返戻金相当額（開始時における解約返戻金の限度額を超える返戻金収入については、法第 63 条の費用返還の問題は生じず、その収入のあった時点で収入認定することとなる） ・ 支給日と事故等発生日が同日の場合は収入認定のみ
3 第三者行為による補償金、損害賠償金等 (1) 交通事故の場合  (2) その他の加害行為等による場合	事故発生日（自動車損害賠償保険法による保険金（強制保険）が支払われることが確実なため） 原則として加害行為の発生日	・ 後遺障害による補償金又は過失責任等について係争がある場合等は、障害認定後あるいは示談成立後になる場合もある（客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点） ・ 加害行為の有無、不法行為の成立等について係争がある場合は、それらの損害賠償権等が確定した時点
4 災害による補償金	被災日	・ 保護開始前の災害等により補償金（損害賠償金を除く。損害賠償金は上記 3 の (2) の場合と同様に取扱う）、保険金等が保護開始後に支給された場合は、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権、保険金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となる
5 不動産等資産 (1) 保護開始時に保有を否認した場合（すぐに売却等の処分ができない場合） (2) 保護開始時に保有を認めたと、保護中に売却された場合 (3) 保護開始時に保有を認めたと、その後否認に至った場合	保護開始日  売買契約成立日  否認決定通知日	・ 処分価値が利用価値の比して著しく大きいと認められる場合、ケース検討会等で処分指導が適当と認められた場合等 （文書により資産保有の否認、処分指導等を通知した時点以降）
6 相続財産	被相続人の死亡日	
7 離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料等 (1) 慰謝料、財産分与  (2) 養育費	調停、審判、裁判等の結果慰謝料等の請求権が確定した時点 実際に養育費が支払われた時点	
8 扶助費過払い額	本来変更決定を行うべき日	

（出典：生活保護返納金の事務処理及び債権管理マニュアル 県作成 抜粋）

当該未収金の特徴は、生活保護者が一時的に収入を得た時に徴収（返還）を求めるものであるが、債務者は引き続き生活保護を受けることも多いことから、債権の回収においては分割にて収入することが多い傾向にある。

また、生活保護として支給される金額は、生活をするうえで最低限の金額とされていることから、分割納付の決定に際しては慎重な判断が必要とされる一方で、公平性の観点からは厳粛な債権回収が求められるところである。

#### （４）未収金の推移

##### 【中和福祉事務所】

（単位：千円）

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等（※） C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	41,012	36,672	-	4,340	89.4%
	過年度分	21,432	628	-	20,803	2.9%
	合計	62,443	37,300	-	25,143	59.7%
26年度	現年度分	52,375	45,866	-	6,509	87.6%
	過年度分	23,829	674	2,495	20,660	2.8%
	合計	76,204	46,540	2,495	27,169	61.1%
27年度	現年度分	38,136	31,394	-	6,741	82.3%
	過年度分	26,919	455	1,733	24,731	1.7%
	合計	65,055	31,849	1,733	31,473	49.0%
28年度	現年度分	44,905	32,011	-	12,894	71.3%
	過年度分	29,315	631	2,692	25,993	2.2%
	合計	74,221	32,642	2,692	38,887	44.0%
29年度	現年度分	59,847	42,217	-	17,630	70.5%
	過年度分	32,162	222	3,704	28,237	0.7%
	合計	92,009	42,439	3,704	45,867	46.1%

（出典：財務会計システムのデータを元に県が集計）

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

## 【吉野福祉事務所】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	14,584	12,951	-	1,633	88.8%
	過年度分	3,580	72	-	3,509	2.0%
	合計	18,164	13,023	-	5,141	71.7%
26年度	現年度分	20,641	9,817	-	10,824	47.6%
	過年度分	5,141	494	600	4,047	9.6%
	合計	25,783	10,311	600	14,872	40.0%
27年度	現年度分	24,654	24,300	-	354	98.6%
	過年度分	14,872	328	1,611	12,933	2.2%
	合計	39,525	24,628	1,611	13,287	62.3%
28年度	現年度分	10,274	6,219	-	4,055	60.5%
	過年度分	13,139	351	284	12,504	2.7%
	合計	23,413	6,570	284	16,559	28.1%
29年度	現年度分	23,521	22,444	-	1,077	95.4%
	過年度分	10,164	195	230	9,739	1.9%
	合計	33,685	22,639	230	10,816	67.2%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

## 【全体】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	55,596	49,623	-	5,973	89.3%
	過年度分	25,012	700	-	24,312	2.8%
	合計	80,607	50,323	-	30,285	62.4%
26年度	現年度分	73,017	55,683	-	17,333	76.3%
	過年度分	28,970	1,168	3,095	24,707	4.0%
	合計	101,987	56,851	3,095	42,040	55.7%
27年度	現年度分	62,790	55,694	-	7,095	88.7%
	過年度分	41,791	783	3,344	37,664	1.9%
	合計	104,580	56,477	3,344	44,759	54.0%
28年度	現年度分	55,180	38,231	-	16,949	69.3%
	過年度分	42,455	981	2,977	38,497	2.3%
	合計	97,634	39,212	2,977	55,446	40.2%
29年度	現年度分	83,368	64,661	-	18,707	77.6%
	過年度分	42,327	417	3,934	37,976	1.0%
	合計	125,695	65,078	3,934	56,683	51.8%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

未収金に含まれているのは 63 条未収金及び 78 条未収金の合計である。平成 25 年度～平成 29 年度にかけて未収金（収入未済額）は増加傾向にある。また、過去 5 年の債権全体の調定額に対する回収率は約 52%であり、現年度分が約 78%、過年度分が約 1%となっており、未収金の回収が長期化するほど回収が困難になる傾向になることが伺える。福祉事務所ごとにみると、吉野福祉事務所よりも中和福祉事務所の方が件数・金額が大きく、債権管理面での負担はより大きいものと推察される。

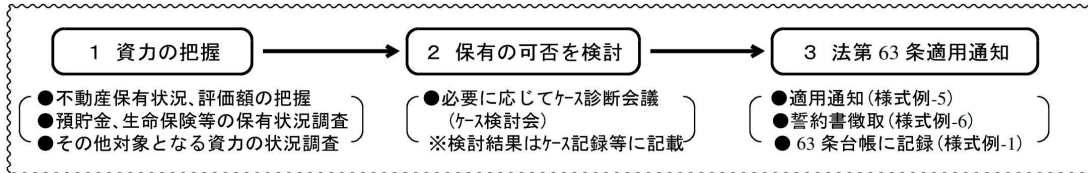


## 2 未収金の管理事務

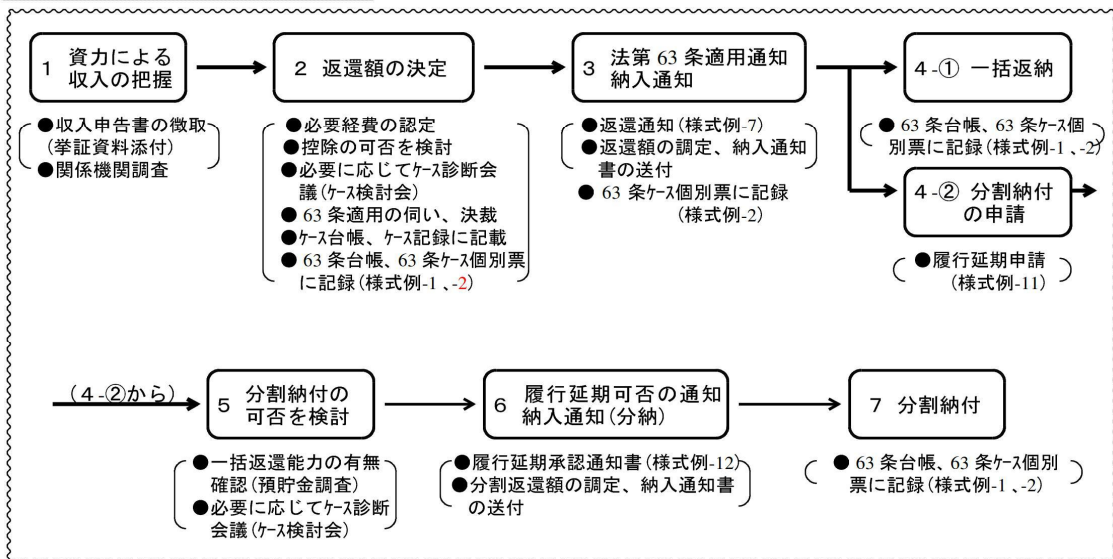
### (1) 未収金の徴収事務

未収金の管理事務は以下のとおりである。

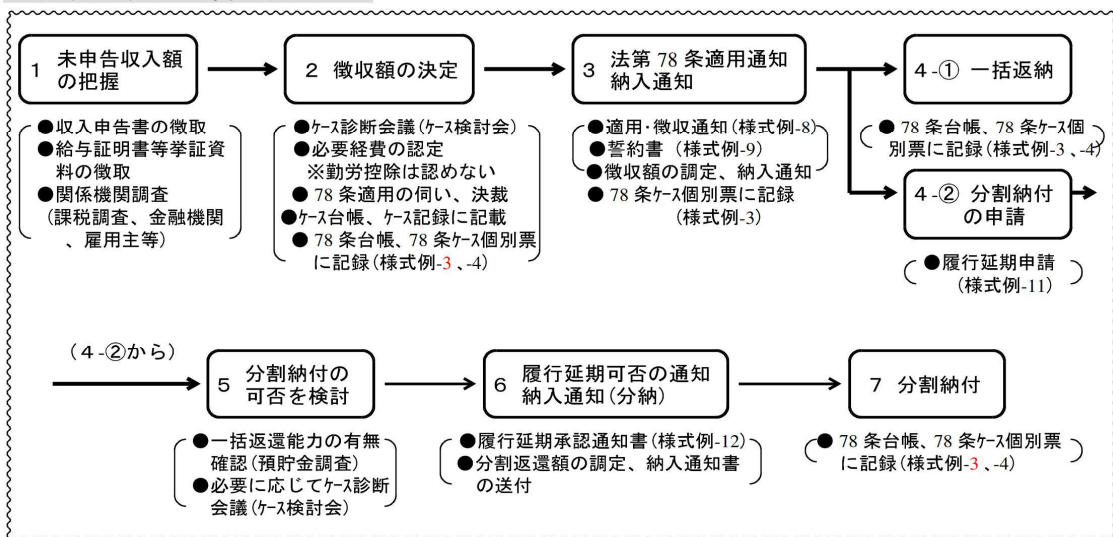
#### ◆ 法第 63 条適用フロー



#### ◆ 法第 63 条による費用返還フロー



#### ◆ 法第 78 条による費用徴収フロー

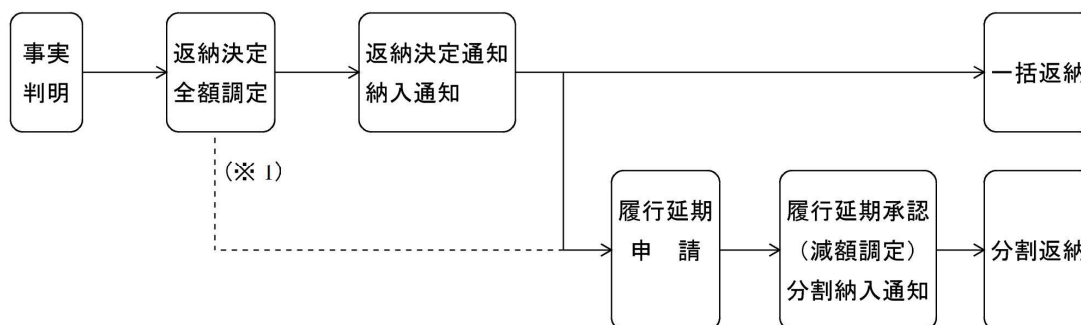


(出典：生活保護返納金の事務処理及び債権管理マニュアル 県作成 抜粋)

収入すべき個々の返納金を「ケース」と名付けて付番管理していることから、当該未収金の管理に係る会議や管理資料は「ケース診断会議」や「ケース台帳」等と称されている。

適用通知が発出されたのちの徴収事務と債権管理の流れは、以下のとおりである。

### 1 返納金の徴収手続き



返還金及び徴収金の額の決定があった場合は、速やかに収入調定を行う。

納入通知は、納入義務者（債務者）に納入通知書を発行して行い、納期限は納入通知書の発行の日から20日以内の日とする。

調定は、返還金・徴収金等当該歳入について、法令違反の有無、所属年度、歳入科目の誤りの有無等について調査し決定するものであり、全額を一括して行う。

しかし、納入義務者（債務者）に債務を一括返済できない事由がある場合には、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づき履行延期の特約等を行うことにより、履行期限の延長、分割納付が認められる。履行延期（分割返納）を認める場合は、全額を減額調定し、履行延期申請に基づき納期の到来するごとに分割調定を行う。

なお、納入義務者（債務者）よりあらかじめ履行延期（分割返納）の申し出があり、やむを得ないものと認められるときは、債務の全額について調定することなく、債務を分割しその返済計画に基づき納期の到来するごとに分割調定を行うこととして差し支えない（※1）。

（出典：生活保護返納金の事務処理及び債権管理マニュアル 県作成 抜粋）

## (2) 履行延期の手続

履行延期事務の手続は、以下のとおりである。

### 4. 徴収の特例

地方公共団体の債権について、徴収効率の問題または債務者に特別の事情等が認められる場合には、次のような徴収の特例がある。(地方自治法第240条第3項)

- 1 履行期限の延長
- 2 徴収停止
- 3 債務の免除

生活保護という低所得階層を対象とする事務においては、返納金が発生した場合、この徴収特例制度の適用の要否を検討する事例が多い。

※ なお、法第80条では前渡した保護金品の返還免除規定を定めている。

#### 1 履行延期の特約等(地方自治法施行令第171条の6)

- 次の事項に該当する場合は、その履行期限を延長する特約等を行うことができる。  
この場合、当該債権を適宜分割して履行期限を定めてよい。
  - ① 債務者が無資力またはこれに近い状態にある場合  
(無資力状態とは、生計を維持するに足る資力を有しない程度に生活状態にあること)
  - ② 債務者が当該債務の全部を一度に履行することが困難であり、かつその現に有する資産の状況により履行期間を延長することが徴収上有利であると認められる場合
  - ③ 債務者に関して災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難である場合
  - ④ 不当利得による返還金にかかる債務について、債務者が当該債務の全部または一部を一時に履行することが困難であり、かつ債務者に弁済の誠意がある場合
- 履行延期の手続き  
履行延期の手続きは、債務者から「返済誓約書(様式例-10)」とともに「履行延期申請書(様式例-11)」を提出させ、預貯金調査等必要な審査のうえ、「履行延期承認通知書(様式例-12)」により債務者に通知する。  
履行延期を承認した後に、再び履行延期の内容を変更する事由が生じた場合は、再度上記の手続きをとるものとする。
- 履行延期の期間  
履行延期の期間は、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行期限の特約等をする日)から5年(地方自治法施行令第171条の6第1項に該当する場合には10年)以内において、その延長にかかる履行期限を定めなければならない。
- 調定の方法  
分割延納を認める場合は、債権(返納金)の総額について調定するのではなく、分割納付されるべき債権の額についてその納期の到来ごとに調定する。  
債権の全額を一括調定した後に分割延納を認める場合は、一括調定した歳入を減額調定したうえで、分割納付されるべき債権の額についてその納期の到来ごとに調定する。

## 2 徴収停止（地方自治法施行令第171条の5）

- 地方公共団体の長は、履行期限到来後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権について、次の事項に該当し、これを履行させることが著しく困難または不適当と認められる場合は、以後、その保全または取り立てをしないことができる。
  - ① 債務者の所在が不明でかつ差し押さえることのできる財産の額が強制執行の費用を超えないと認められる場合
  - ② 債権金額が少額で、取り立てに要する費用に満たないと認められる場合

## 3 債務の免除（地方自治法施行令第171条の7）

- 無資力であることを事由として履行延期の特約をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過してもなお債務者が無資力で弁済することができず、かつ将来も弁済できる見込みがないと認められる場合は、この債務を免除することができる。

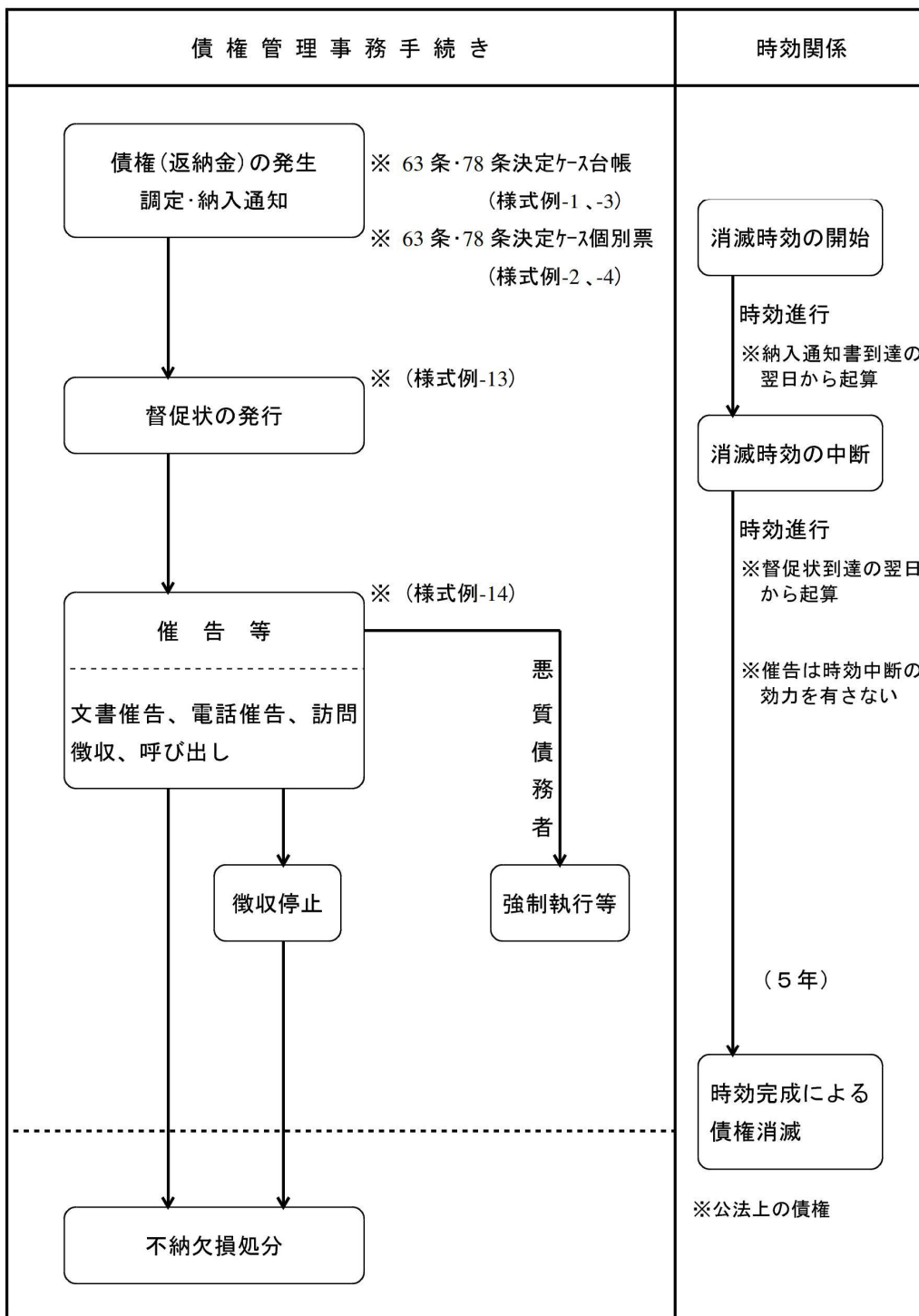
※ 「2 徴収停止」及び「3 債務の免除」については、慎重な取扱いを要する。

（出典：生活保護返納金の事務処理及び債権管理マニュアル 県作成 抜粋）

(3) 返納金にかかる債権管理

返納金にかかる債権管理は、以下のとおりである。

2 返納金にかかる債権管理の流れ



(出典：生活保護返納金の事務処理及び債権管理マニュアル 県作成 抜粋)

(4) 実施手続

生活保護返納金の収納事務について、入手すべき書類が保管されているか否か、適切な決裁が行われているか否かを確認するため、中和福祉事務所及び吉野福祉事務所の未収金を対象に、それぞれ 8 件ずつ合計 16 件を抽出して調査した。結果は以下のとおりである。

中和福祉事務所 債権管理資料

A～E(78条債権)	A	B	C	D	E
①ケース診断会議の検討結果(ケース記録等)	○	○	○	○	○
②78条適用の伺い及び決裁文書	○	○	○	○	○
③適用・徴収通知(費用徴収額積算表含む) (様式例-8)	○	○	○	○	○
④誓約書(様式例-9)	×	○	○	×	×
⑤返済誓約書(様式-10)	○	○	○	×	○
⑥徴収額の調定資料	○	○	○	○	○
⑦納入通知書	○	○	○	公金振替のため無し (保護費天引き)	
⑧78条決定ケース台帳(様式例-3)	○	○	○	○	○
⑨78条決定ケース台帳(様式例-4)	○	○	○	○	○
⑩督促状(様式例-13)	○	○	○	○	○
⑪催告状(様式例-14)	×	×	○	○	×
⑫履行延期申請(様式例-11及び別紙)	○	○	○	○	○
⑬履行延期承認通知書(様式例-12)	○	○	○	○	○
⑭納入確約書(様式例-15)	×	○	○	×	×

F～H(63条債権)	F	G	H
①ケース診断会議の検討結果(ケース記録等)	○	○	×
②63条適用の伺い、決裁文書	○	○	○
③適用通知(様式例-5)	×	×	×
④誓約書(様式例-6)	×	×	×
⑤63条決定ケース台帳(様式例-1)	○	○	○
⑥63条決定ケース個別表(様式例-2)	○	○	○
⑦返還通知(様式例-7)	○	○	○
⑧返還額の調定資料	○	○	○
⑨納入通知書	○	○	○
⑩督促状(様式例-13)	○	○	○
⑪催告状(様式例-14)	×	×	×
⑫履行延期申請(様式例-11及び別紙)	○	○	○
⑬履行延期承認通知書(様式例-12)	○	○	○
⑭納入確約書(様式例-15)	×	×	×

○ 書類が存在 × 書類未確認

(出典：県が作成したものを監査人が加工)

吉野福祉事務所 債権管理資料

あ～お(78条債権)	あ	い	う	え	お
①ケース診断会議の検討結果(ケース記録等)	○	なし	なし	なし	なし ※1
②78条適用の伺い及び決裁文書	○	○	○	○	○
③適用・徴収通知(費用徴収額積算表含む)(様式例-8)	○	△積算なし	○	△積算なし	△積算なし
④誓約書(様式例-9)	なし	なし	なし	なし	なし
⑤返済誓約書(様式-10)	○	○	なし	○	なし
⑥徴収額の調定資料	○	○	○	○	○
⑦納入通知書	○	なし	なし	○	なし
⑧78条決定ケース台帳(様式例-3)	○	○	○	○	○
⑨78条決定ケース台帳(様式例-4)	○	○	○	○	○
⑩督促状(様式例-13)	○	なし ※4	なし ※4	○	なし ※4
⑪催告状(様式例-14)	○	○	○	○	○
⑫履行延期申請(様式例-11及び別紙)	○	○	なし ※2	○	○
⑬履行延期承認通知書(様式例-12)	○	○	○	○	○
⑭納入確約書(様式例-15)	なし	なし	○	なし	○

か～く(63条債権)	か	き	く
①ケース診断会議の検討結果(ケース記録等)	なし	なし	なし ※1
②63条適用の伺い、決裁文書	○	○	なし
③適用通知(様式例-5)	○	○	なし
④誓約書(様式例-6)	なし	なし	なし
⑤63条決定ケース台帳(様式例-1)	○	○	○
⑥63条決定ケース個別表(様式例-2)	○	○	○
⑦返還通知(様式例-7)	○	なし	なし ※3
⑧返還額の調定資料	○	○	○
⑨納入通知書	なし	○	なし
⑩督促状(様式例-13)	なし ※4	○	なし ※4
⑪催告状(様式例-14)	○	○	○
⑫履行延期申請(様式例-11及び別紙)	○	○(金額変更)	○
⑬履行延期承認通知書(様式例-12)	○	○(金額変更)	○
⑭納入確約書(様式例-15)	○	○	なし

- ※1 ケース記録にケース診断会議に諮ったとの記載あり
- ※2 ケース記録に履行延期申告書の提出を受けたとの記載あり
- ※3 台帳に返還額決定通知書を発行したとの記載あり
- ※4 債権管理台帳に督促日の記載あり

(出典：県が作成したものを監査人が加工)

上の図のとおり、中和福祉事務所では、主に誓約書及び納入確約書の入手が漏れており、吉野福祉事務所では、主にケース診断会議の検討結果の保管や誓約書及び納入確約書の入手が漏れている。

上記のいずれの書類も県がマニュアルに様式例を定めた重要な書類であるが、納入確約書など時効の管理の観点から入手すべき書類が入手されていない事例が散見された。また、保管についての定めもマニュアル等に明確化されていなかった。

(5) 結果又は意見

【結果】

生活保護費返還金にかかる未収金について、マニュアルに記載されている債務者と取り交わすべき書類の一部が入手されていない。当該書類は時効を中断する効果を発揮し、訴訟の証拠資料となるなど極めて重要な書類である

ため、確実な入手と保管を実行する必要がある。そのためには、保管に関する事項をマニュアル等に定める必要もある。

調査で確認できなかった資料は（４）に記載のとおりであるが、債権管理簿を作成する上での根拠となる資料でもあり、債権管理簿を適切に作成し、時効の管理を含め未収金の収納管理を適切に行うための基礎資料である。当該重要性に鑑み、今後は適切に入手するとともに、

保管に関する事項もマニュアル等に明記するなどして、入手と保管を漏れなく励行する必要がある。

### 【結果】

分割納付の期間が平成 17 年 4 月から平成 126 年 7 月までと完済まで 100 年以上を要する分納の特約が行われているが、現実的に完済されるとは考えにくく、履行期限の延長に関連する法律の規定等を斟酌して、当該分割返済の特約の見直しも含め、今後の運用について適切に行われたい。

平成 16 年に調定した 78 条未収金にかかる未収金の一部に、平成 17 年 4 月から平成 126 年 7 月までの分割納付申請をうけ、県がこれを承認しているものがあつた。

100 年を超える履行期限を定めても現実的には最後まで回収が困難であると考えられ、担当課もマニュアルにより、履行期限から 5 年ないし場合によっては 10 年以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならないと自ら定めているから、免除も視野に入れて、特約の見直し及び適切な運用を励行する必要がある。

#### ● 履行延期の期間

履行延期の期間は、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行期限の特約等をする日）から 5 年（地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項に該当する場合には 10 年）以内において、その延長にかかる履行期限を定めなければならない。

（出典：生活保護返納金の事務処理及び債権管理マニュアル（県作成））

## 3 債権管理簿

### （１）債権管理簿の整備状況

「生活保護返納金の事務処理及び債権管理マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）によれば、返納金の債権管理においては、債権の決定・収納状



況や督促状況等を把握するために債権管理簿等を整備するよう求めている。県の所管する中和福祉事務所及び吉野福祉事務所において、債権管理簿を整備しているものの、吉野福祉事務所では財務会計システムの未収金残高と債権管理簿を照合することを目的として一覧表を作成しているのに対して、中和福祉事務所では一覧表を作成しておらず、財務会計システムとの照合は行っていない。

財務会計システムと債権管理簿の整合性を確認したところ中和福祉事務所では以下の差が認められた。

(単位:千円)

債権種類	財務会計システム	債権管理簿	差異
78条未収金	25,060	29,097	-4,037
63条未収金	15,690	17,445	-1,755
合計	40,750	46,542	-5,792

上記差異の原因について調査したところ、担当者が行った債権管理簿の作成・管理のチェック体制がとれていなかったことが判明した。債権管理簿の情報に対する重複確認ができておらず、財務会計システムと債権管理簿の数値に齟齬が生じる結果となっていた。

## (2) 結果又は意見

### 【結果】

債権管理について、吉野福祉事務所は財務会計システムと債権管理簿の照合を行なっている一方で、中和福祉事務所では財務会計システムとの照合を行っていない。債権管理簿と財務会計システムとの照合は、未収金を管理するうえで必要な事務となるため、照合する必要がある。

また、吉野福祉事務所と中和福祉事務所のそれぞれについて、財務会計システムと債権管理簿の残高を照合したところ、中和福祉事務所で差異が生じていた。差異内容を把握するとともに、今後差異が生じないように事務の正確性を向上させる必要がある。

県の債権は公平に徴収することは当然のことであり、仮に歳入の調定が漏れていた場合には徴収義務を果たしていないとも言え、問題がある。また、仮に入金があったにもかかわらず債権管理簿に適切に記録されない場合には、二重で収納をする可能性があり問題がある。

したがって、財務会計システムと債権管理簿の整合性を定期的に確認するなどにより、債権管理の正確性を確認し、徴収の公平性を担保する必要がある。

## 【結果】

中和福祉事務所において、担当者一人が債権管理簿を作成・管理しており、別の担当者による債権管理簿のチェック等が行われていない。債権管理の正確性を担保し、属人的な債権管理を防止する観点から、債権管理簿作成担当者とは別の担当者が債権管理簿をチェックするなど債権管理簿の誤りを防止する体制を整備する必要があると考える。

中和福祉事務所の債権管理については、一人の経理担当者が債権管理簿を作成し管理している。担当者が作成した債権管理簿は上席者が再度確認することなく、前述のとおり財務会計システムとの整合性を確認することも行っていない。

このような状況では、歳入の調定をすべき債権が漏れていたとしても、あるいは催告などの事務で、二重に請求するなど誤りが生じていたとしても防止できない体制であるため好ましくない。また、定期的なジョブローテーションの際には、債権の管理方法に差が生じるなど債権管理の水準が属人的になる恐れもある。実際、中和福祉事務所の債権管理簿では、本来債権管理簿の「調定年月日」、「納入期限」及び「収入年月日」に日付を記載すべきところ、該当欄に日付を記載しておらずエクセルの欄外で督促の日付や入金の日付を入力しているものや、入金額の記載がされておらず入金されているか否か判断できないものもあるなど、年度ごとに債権管理簿の作成水準が異なっており、債権管理が属人的になっている点も見受けられた。

したがって、債権管理の正確性を担保し、属人的な債権管理を防止する観点から、様式への記入例を作成するとともに、債権管理簿作成担当者とは別の担当者が債権管理簿をチェックするなど債権管理簿の作成水準を統一化する体制を整備する必要があると考えられる。

(様式2)

生活保護法第63条に基づく費用返還決定ケース個別票

中和福祉事務所

年 度	年 度	No.		保護開始年月日	年 月 日
ケース番号				保護廃止年月日	年 月 日
氏名(世帯主)			生年月日	世帯員	
住 所				電 話	

返還決定年月日	年 月 日	返還決定の内容 免除の理由及 び内訳	
返還対象額	円		
返還免除額	円		
返還決定額	円		
返還履行方法	<input type="checkbox"/> 一括、 <input type="checkbox"/> 分割( 回: 年 月 ~ 年 月)		

調定年月日	調 定 額	納入期限	収入年月日	収 入 額	収入未済額	備 考

項 目	経 過

(氏名) 徴収額 0 円 (別添)

調定年月日	調 定 額	納入期限	収入年月日	収 入 額	収入未済額	備 考

(出典：県が作成した債権管理簿の様式)

(様式4)

生活保護法第78条に基づく費用徴収決定ケース個別票

中和福祉事務所

年 度	年度	No.		保護開始年月日	年 月 日
ケース番号				保護廃止年月日	年 月 日
氏名(世帯主)			生年月日		世帯員
住 所				電 話	

徴収決定年月日	年 月 日	徴収決定の内容  免除の内訳	
徴収対象額	円		
徴収免除額	円		
徴収決定額	円		
徴収履行方法	<input type="checkbox"/> 一括、 <input type="checkbox"/> 分割( 回: 年 月 ~ 年 月)		

調定年月日	調 定 額	納入期限	収入年月日	収 入 額	収入未済額	備 考

項 目	経 過

(氏名) 徴収額 0 円 (別添)

調定年月日	調 定 額	納入期限	収入年月日	収 入 額	収入未済額	備 考
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
小計	0			0	0	

(出典：県作成の債権管理簿の様式)

## 【結果】

中和福祉事務所の不納欠損処理について、すでに時効を迎えた債権について不納欠損処理を行っていないものが存在するため、不納欠損処理の事務を整理する必要がある。また、資力のある債務者に対して時効が到来する債権については、納入確約書を徴収し、時効の中断を促す必要がある。

78 条未収金及び 63 条未収金は、いずれも公債権に該当することから、時効起算日から 5 年を経過した時に消滅する。中和福祉事務所に不納欠損の処理方法を質問したところ、時効起算日から 5 年を経過した債権（以下、「債権 A」という。）であっても、異なる事由で生じた債権（以下、「債権 B」という。）が残っている場合には、債権 B の今後の回収事務に悪影響を与えることから、債権 A の不納欠損処理を行っていないとの回答を得た。確かに、時効起算日から 5 年を経過した時に A 債権について不納欠損処理を行った場合には、債権 A の催告がなされず、時効による債務の消滅について債務者が知ることにより、債権 B までもが時効による消滅を期待して回収できなくなる可能性があることは理解できる。

しかしながら、マニュアルによれば、債務履行能力があるにもかかわらず、納入しない者に対しては、定期的に督促を行い、時効の中断を図るため随時に納入確約書(様式例-15)を徴収する旨の定めがあり、上記の事案であれば、納入確約書を徴収すべきであったと考えられる。

公債権において、時効の援用が不要とされ 5 年で消滅するとしている理由としては、税外債権の管理マニュアルによれば「地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権について、時効の利益の放棄を認めることは、普通地方公共団体の債権債務の関係をいつまでも不確定にするため」とされており、時効を迎えた債権を県の債権として残しておく現状の事務は妥当ではない。また、時効の利益の放棄を認めることができないことから、仮に時効により消滅した債権について入金があった場合には、收受することはできず返金する必要が生じるため、現状の処理は早急に改める必要がある。

## 【結果】

中和福祉事務所の時効管理の履歴が、適時に債権管理簿に記載されていないため、いつ時効を迎える債権であるか判断がつかない状況にある。時効管理方法について周知・徹底が必要である。

時効の中断があった場合には、ケース台帳の経過欄に内容を記載することとなっているが、債権管理簿を確認したところ、債権管理簿への記載が漏れている事案が散見された。また、直近に時効を迎える債権のうち、債務者に

資力があるにもかかわらずこれを安易に時効にすることは納税者の立場からは不合理であり、マニュアルの定めに従って納入確約書入手する必要があるが、現状の時効管理ではこれを失念する可能性もある。

担当者に時効の管理方法を確認したところ、財務会計システムの調定日付をもとに管理している旨の回答を得たが、時効の中断要件は調定日付以外に様々なものがあることを考慮すれば、財務会計システムの調定日付ではなく、債権管理簿で時効管理を行う必要があり、より慎重に債権管理簿への記載を行う必要がある。また、現状はエクセルのシートごとに時効の中断の日を記載しているが、直近に時効を迎える債権を失念しない観点から一覧表で安易に時効を迎える債権を特定できるよう工夫が必要と考える。

#### 【意見】

中和福祉事務所について、発生年度ごとに作成したエクセルにケース台帳ごとのシートを作り管理しているが、未収金として残存するもの、完納済のもの及び不納欠損処理済のものをすべて1つのエクセルで管理しているため、日々の債権管理に非効率が生じていると考えられる。事務の効率化の観点からそれらを別のエクセルに分けて管理するなど管理方法について検討されたい。

中和福祉事務所の債権管理の方法として、一覧表で未収金の管理を行っているのではなく、発生年度ごとに作成したエクセルにケース台帳ごとのシートを作り管理している。そのため、非常に多くのエクセルファイル及びシートにより管理をしていることから、債権管理簿と財務会計システムとの整合性の確認も容易には行えない状況にあった。

また、年度ごとのエクセルには、未収金として残存するもの、完納済のもの及び不納欠損済のものが混在していることから、集計しにくく、また誤りが生じやすい状態になっている。未収金として残存するものは今後の入金、督促及び催告などの管理に使用頻度は高いと思われるが、完納済のものや不納欠損処理済のものは今後の使用頻度は少ないと考えられる。

したがって、債権管理の効率化の観点から、すでに完納済の未収金や不納欠損処理済の未収金については、別のエクセルで管理することを検討されたい。

#### 【意見】

生活保護に関する未収金は、債務者の数、調定の頻度及び時効の中断の種類等を考慮すると膨大な債権を管理するための事務があると推察される。現状はエクセルで管理しているが、記載漏れが散見されるなど現状の管理方法

に限界が来ているとも考えられるため、例えば、財務会計システムに現状の  
収納管理に加え債権管理簿の要件を満たす時効の管理機能を組み込むなど、  
システムによる正確性及び効率性の向上を図りたい。

生活保護に係る未収金の管理は、両福祉事務所ともエクセルで管理しており、時効も目視で確認している状況である。その一方、債権数で見れば、中和福祉事務所では 3,000 件以上の未収金を管理しており、日々の入金管理、時効管理、新規の登録などを考慮するとエクセルの管理ではかなりの事務負担が生じていると考えられる。

実際に、中和福祉事務所の債権管理簿は、時効の中断に関する履歴が記録されていないなど、適正な債権管理が行えていない点も見受けられる。

また、今回監査対象になった他の担当課の未収金についても、エクセルで管理しているものがあり、時効管理などで一定の事務負担が生じていると考えられる。

したがって、例えば、歳入の調定や納入通知の発送と密接に関連のある財務会計システムに債権管理の機能を付加し債権管理を行うことにより、庁内の多くの課で効率化につながる可能性があると考えられる。

#### 【結果】

中和福祉事務所の未収金の一部について、歳入の調定が漏れている事案が発見された。債権管理簿の作成水準を高めるとともに、歳入の調定の決裁を得る際には、債権管理簿との整合性をチェックし、調定すべき金額に誤りがないかを確認したのちに歳入の調定を行う体制を整備する必要がある。

債権管理簿を調査したところ、次の未収金の一部について歳入の調定が漏れている事案が発見された。

(単位:円)

年度	債権種類	ケース番号	徴収対象額
平成18年度	78条未収金	3501	989,044
平成21年度	63条未収金	5436	424,233
平成22年度	63条未収金	5653	185,700

歳入の調定が漏れている理由を調査したところ、債権管理簿の作成・管理を担当者一人が行っており、各月において歳入の調定が必要な債権の管理が行われておらず、決裁時にも管理監督者によるチェックがなされなかったため、調定の漏れが生じたことを把握していなかったとのことであった。

県の債権は公平に収入することが重要であり、調定が漏れるということはあるとはならない。歳入の調定のチェック体制を見直すとともに、今後はこのような誤りが生じないように注意が必要である。

【結果】

時効が到来した未収金について、誤って収入している。今後の時効管理を適切に行うとともに、すでに誤って収入した金額については返金する必要がある。

生活保護負担金は、公債権であるため時効の中断がない限り時効起算日から5年を経過した時に時効を迎えることになるが、以下の債権は、時効は中断しておらず、時効を迎えたのちに未収金を収受しており問題がある。

(単位:円)

年度	債権種類	ケース番号	調定年月日	入金日	入金額
平成16年度	63条未収金	3016	平成17年10月28日	平成24年2月21日	2,000
			平成17年11月28日	平成24年2月21日	2,000

今後の債権管理については、時効管理を適切に行い、適時に不納欠損処理を行うなど時効を迎えた債権を収受しないような体制を整備することが必要となる。

【結果】

滞納者から延滞金を徴収すべきである。やむを得ない理由で延滞金を徴収しない場合には、その理由を決裁により明確化しておく必要がある。

県は63条未収金及び78条未収金について、すべての滞納者から全く延滞金を徴収しておらず、条例に違反している可能性がある。ただし、「県の税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例」では、税外収入を納期限内に完納しなかったものでその完納しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においてのみ、延滞金の徴収の免除が認められる。やむを得ない事由に相当するか否かについては、担当者の属人的な判断によらず、根拠を明確化して事後的に説明できるようにしておく必要がある。知事による決裁を得た規則などで延滞金の免除要件等について明記しておくのも一案である。

なお、63条未収金及び78条未収金は生活保護者を対象にするものであることから、生活保護という福祉の目的の観点から延滞金を徴収するか否かについては格別な配慮を要することも考えられる。これについては「第26県に対する総括的な結果又は意見」において言及しているので参照願いたい。



## 第6 看護師等修学資金返還金

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	奈良県看護師等修学資金貸与条例
所管部局	福祉医療部 医療政策局
担当課	地域医療連携課 医師・看護師確保対策室
制度内容	看護師学校等に在学し、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする者に対して修学資金の貸与を行う。国家試験不合格や義務年限未満退職時には返還の必要がある。

修学資金制度は、県内において業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）の充足を図ることを目的として、奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年3月奈良県条例第50号。以下「条例」という。）及び奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和37年7月奈良県規則第17号。以下「規則」という。）に基づいて、民間立の看護師等の学校又は養成所（以下「看護師学校等」という。）に在籍する者で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする者を対象として奈良県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付ける制度である。

貸与の金額は、次の表のとおりである。

（月額、単位：円）

保健師・助産師・看護師	准看護師
36,000	21,000

看護師学校等を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに県内の次の表の対象施設に一定期間従事すれば、返還免除の申請をすることにより、修学資金の返還義務が免除される。

項目	免除の要件	
返還免除対象施設	医療施設等	
	特定施設	特定病院
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の許可病床数 200 床未満の病院</li> <li>・ 精神病床数が 80% 以上</li> </ul>	県内の許可病床数 200 床以上の病院

	を占める病院 ・ 診療所 ・ 介護老人保健施設 そのほか規則第 2 条で定めるもの	
返還免除となる 就業年限	貸与を受けた期間+2 年	特定病院に就業した期間がある場合、貸与を受けた期間+4 年

このほか、修学生が就業期間中に業務上の理由により死亡したとき、もしくは業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなかった場合、返還免除の申請をすることにより、修学資金の返還免除を受けることができる。

一方、上記免除要件を満たさずに、県内において看護師等の業務に従事しなくなった等の場合は全額返還となる。ただし、従事期間が貸与期間を上回る場合、返還免除の申請をすることにより、一部の金額について免除を受けることができる。また、修学資金の貸与を受けた者が、医療施設等において看護師等の業務に従事する等の場合には、その事由が継続する間、返還債務の履行猶予を受けることができる。

なお、修学生は、修学資金の返還免除の要件に該当しないときは、貸与を受けた修学資金を返還しなければならず、正当な理由なく期限までに返還がなかった場合には、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期限の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

## (2) 債権の内容

名称	看護師等修学資金返還金
根拠法令等	奈良県看護師等修学資金貸与条例
平成 29 年度末金額	1,123,728 千円
平成 29 年度末件数	1,372 件
債権の法的性質	私債権

## (3) 未収金の内容

平成 29 年度末未収金額	10,382 千円
平成 29 年度末未収件数	49 件

(4) 未収金の推移

【看護師等修学資金返還金】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	8,629	7,069	-	1,560	81.9%
	過年度分	24,618	5,013	214	19,389	20.4%
	合計	33,247	12,083	214	20,949	36.3%
26年度	現年度分	7,094	7,078	-	16	99.8%
	過年度分	20,949	2,944	-	18,004	14.1%
	合計	28,043	10,023	0	18,020	35.7%
27年度	現年度分	9,076	8,992	-	84	99.1%
	過年度分	18,020	3,587	-	14,433	19.9%
	合計	27,096	12,579	0	14,517	46.4%
28年度	現年度分	7,308	6,872	-	436	94.0%
	過年度分	14,517	2,505	156	11,856	17.3%
	合計	21,825	9,377	156	12,292	43.0%
29年度	現年度分	7,927	7,511	-	416	94.8%
	過年度分	12,292	2,326	-	9,966	18.9%
	合計	20,219	9,837	0	10,382	48.7%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

直近の5年間を平均した収納率は、93.9%と非常に高い収納率であるが、収入未済額になった過年度分の収納率は、5年間を平均して18.1%と極端に下落する。

## 2 貸与の手続

### (1) 貸与時の手続

県は、修学生への修学資金の貸与決定後、修学生が提出する請求書に基づき貸与を行う。貸与に当たっては、借用証書の提出を求めている。規則第9条で、「修学生は条例第2条第2項の規定により修学資金の貸与を受けたときは、その都度借用証書(第6号様式。以下を参照)を知事に提出しなければならない。」と定めており、また、修学生に配布している「平成29年度 奈良県看護師等修学資金 貸与のしおり(以下、「貸与のしおり」。)の「III 修学資金の貸与決定から卒業まで 3. 借用証書の提出」においても、「修学生は貸与を受けたその都度、借用証書(第6号様式)を、看護師学校等を経由して提出してください。」との記載があり、修学資金の貸与時に借用証書の提出を求めている。

平成 29 年度に県が受領した借用証書について閲覧を行った結果、県は、修学資金の貸与決定後、修学生から請求書の提出を受ける際に、請求月数分の借用証書も同時に提出を受けていた。

第6号様式(第9条関係)	
借 用 証 書	
金 円	
ただし、	年 月分奈良県看護師等修学資金
上記のとおり借用しました。	
年 月 日	
奈良県知事	殿
	貸与決定番号
	住所
	氏名 <input type="checkbox"/>
	法定代理人住所
	法定代理人氏名 <input type="checkbox"/>
注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名押印すること。	

(出典：奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則)

## (2) 一括貸与の手続

県は特別の理由があるときは、2 月分以上を併せて貸与することができる(条例第 2 条第 2 項ただし書)。

具体的な事務手続については、修学生が「一括貸与願書」を作成して看護師学校等経由で県に提出し、記載された理由が合理的であると判断すれば、申請のあった複数月分を修学生に貸与することになる。

「一括貸与願書」の様式は以下のとおりである。

## 一括貸与願書

学校・養成所名 \_\_\_\_\_

___ヶ月分の貸与を受けようとする理由	(例) 学費納入のため など
貸与を受けようとする月分	平成 年 月 ~ 平成 年 月 ( ___ヶ月分)

上記のとおり奈良県看護師等修学資金の一括貸与をお願いします。

平成 年 月 日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

氏 名

印

(出典：県作成様式)

手続として、平成 29 年度に県が受領したすべての一括貸与願書を閲覧し一括貸与の適用事例を確認したところ、一括貸与の申請対象期間の最終月に対象期間の貸与額合計を貸与していた。例えば、修学生が 4 月から 6 月までの 3 か月分の修学資金の貸与を 4 月に申請した場合、県は対象期間の最終月の 6 月に 3 か月分の金額を一括で貸与していた。

### (3) 結果又は意見

#### 【結果】

県は現状の事務処理手続にあわせた施行規則及び様式の記載に改めるべきである。

平成 29 年度に県が受領した借用証書をすべて閲覧した結果、県は修学資金を貸与する前段階で、請求書と同時に借用証書を入手している例が見受けられた。

施行規則では、修学資金の貸与を受けたときは、その都度借用証書を入手することになっており、また当該借用証書には「上記のとおり借用しました。」とあることから、字義的には、借用証書を入手すべき時期は実際に貸与した後であると読める。

債権管理上、借用証書が金銭貸借の証拠書類となることから、貸与後に入手できない危険性を回避する現行の実務は否定されるべきではないので、現状の事務処理手続にあわせた施行規則及び様式の記載に改めるべきである。

#### 【意見】

一括貸与願書で複数月分の一括貸与申請があった場合は、できるだけ早い時期に貸与するのが望ましい。

修学資金は毎月貸与が原則であるが、複数月分の一括貸与も例外として認められている（条例第 2 条）。実際に一括貸与願書には、「学費・生活費に充当するため」「学費納付及び教材等購入の為」「学費納入のため」等の理由が記載されていることからすると、修学生は複数月分の前倒しでの貸与を望んでおり、これに応えることが一括貸与の趣旨と考えられる。したがって、申請対象期間の初月に対象期間の貸与額の合計金額を貸与すること、例えば、4 月～6 月を申請対象期間とした場合、申請対象期間初月の 4 月に 4 月～6 月の 3 か月分の修学資金を一括貸与するのが望ましい。

しかし、現状の一括貸与の運用はむしろ後倒しの貸与になっており、原則どおりに毎月貸与を受ける場合よりも修学生にとって不利な運用になっている。

事前の申請スケジュールを見直すなど、申請対象期間の初月に貸与できる仕組みを構築すべきである。

### 3 延滞金

#### (1) 延滞金等に関する原則的な取り決め

条例第 11 条で、「修学資金の貸与を受けた者は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5%の割合（閏年は、平年と同様に扱う。）で計算した延滞利息を支払わなければならない。」と定めている。また、『貸与のしおり』においても、「IV 卒業してから 3. 修学資

金の返還<延滞利息>」にて、「修学資金の貸与を受けた者が正当な理由なく期限までにこれを返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期限の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。」と記載している。

## (2) 延滞金等に関する例外的な取り決め

(1) の原則的な取り決めに対して、担当課では従来から延滞金等を徴収していなかったため、平成 17 年度の包括外部監査の結果で、「期限内に返還した者との公平性を確保するためにも、条例にしたがって延滞金を徴収する必要がある。」「延滞金を徴収するか否かについて十分に検討したうえで、延滞金を徴収しないように条例改正を行うことも検討の余地がある。」と指摘を受けた。県は、この結果を措置するために、貸与条例第 11 条但し書きで定めているとおり「やむを得ない理由があると知事が認めるとき」は延滞金等の支払いは免除されることから、奈良県看護師等修学資金債権管理マニュアル（以下、「債権管理マニュアル」という。）の「第 9 延滞金の免除理由」にて、「やむを得ない理由」として、以下の理由を規定した。

奈良県看護師等修学資金債権管理マニュアル（抜粋）

### 第 5 延滞金の免除理由

奈良県看護師等修学資金貸与条例第 11 条ただし書きに定める「やむを得ない理由」については次の各号のいずれかとし、免除の必要を認めたときは、延滞金免除申請書を提出させるものとする。

- 1 債務者がその資産について自然災害、火災、盗難等により重大な被害を受けたと認められるとき。
- 2 債務者が疾病、負傷等により生活が困難であると認められるとき。
- 3 その他前各号に類する事由があるとき。

上記債権管理マニュアルによると、延滞金等を免除できるのは非常に限定的な場合になっている。

しかし、担当課では、元金の返還が進まない者に対し、更に 14.5%もの延滞金等を請求することは、かえって元金の返還に支障を生じることになると考え、債権管理マニュアルを制定後もマニュアルどおりに運用しておらず、免除理由に関係なくすべての滞納者から延滞金等を徴収していなかった。

なお、平成 29 年度の収入未済額をもとに概算で延滞金等額を計算すると次のようになる。

計算の前提として、収入未済額の現年度分については、簡便的に年度中に平均して発生したと仮定する。この結果、平成 29 年度において、現年度分から発生する延滞金等相当は、 $416 \text{ 千円} \times 1/2 \times \text{延滞利率 } 14.5\% = 30 \text{ 千円}$ となる。

一方、収入未済額の過年度分については、簡便的に年度末残高に延滞利率 14.5% を乗じて、 $9,966 \text{ 千円} \times 14.5\% = 1,445 \text{ 千円}$ となる。

この結果、平成 29 年度中において発生する延滞金等相当の金額が、 $30 \text{ 千円} + 1,445 \text{ 千円} = 1,475 \text{ 千円}$ となる。

同様に、平成 25 年度から平成 28 年度まで同様に計算すると、以下の表の結果となる。

(単位：千円)

年度	現年度分	過年度分	合計
平成 25 年度	113	2,811	2,924
平成 26 年度	1	2,610	2,611
平成 27 年度	6	2,092	2,098
平成 28 年度	31	1,719	1,750
平成 29 年度	30	1,445	1,475
合計	181	10,677	10,858

出典：監査人作成

上記のとおり、簡便的な計算であるが、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で、総額 10,858 千円の延滞金等が発生していることになる。

### (3) 結果又は意見

#### 【結果】

県は修学資金の返還の延滞者に対し、延滞金等の徴収をすべきである。

担当課では、理由に関係なくすべての滞納者から延滞金等を徴収しておらず、債権管理マニュアルどおりに運用されていない状況である。実質的に平成 17 年度の包括外部監査の指摘が無視されており、返還免除を受けるために県内の対象施設で看護業務に従事した者、あるいは免除を受けることが出来ずに期限内に修学金を返還した者と、滞納者との間での公平性が確保されていない。

県は、債権管理マニュアルに従い、延滞金等の免除理由に該当しない滞納者からは延滞金等を徴収すべきである。

なお、延滞金等について調定がされていないのは担当課だけではなく、他の部局においても共通して見受けられたため、「第 2 6 県に対する総括的な



結果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。

【意見】

貸与条例における延滞金等の割合の変更を検討することが望ましい。

修学資金の貸与が県内において業務に従事する看護師等の充足を図るという趣旨からすれば、修学支援奨学金貸付金元金収入等（修学支援奨学金・育成奨学金）及び同和対策専修学校等修学資金等貸付金の延滞金等の割合が年10.75%であることに比べ、延滞金等の割合が年14.5%と高い割合であることは理解できるが、修学生に貸与を受けた修学資金を返還する義務が生じたとき、年14.5%の割合は修学生にとって相当な負担となり、延滞金等返還の滞納要因になる可能性がある。

民法上の金銭債務の損害賠償金は、但し書きで「約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。」（民法第419条）とあるものの、5%（民法第404条）、改正民法では3%の予定である。

また、独立行政法人日本学生支援機構での無利息の奨学金（第一種奨学金の延滞金）は以下のとおりである。

貸与種別	採用年度	貸与終了年度等	賦課内容
第一種奨学金 (無利息)	平成17年3月以前採用	平成10年2月以前に貸与が終了し、年1回振込用紙で返還	延滞している割賦金の額に対して、各返還期日から6月を経過した日（以下「延滞金賦課日」という。）ごとに、その6月について延滞金賦課日が平成26年3月31日までに該当するときは5%、平成26年4月1日以降に該当するときは2.5%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。
		平成10年3月以降に貸与が終了	延滞している割賦金の額に対して、各返還期日から6月を経過した日（以下「延滞金賦課日」という。）ごとに、その6月について延滞金賦課日が平成26年3月27日までに該当するときは5%、平成26年3月28日以降に該当するときは2.5%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。
	平成17年4月以降採用	—	延滞している割賦金の額に対して、各返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じて、平成26年3月27日までは年（365日当たり）10%、平成26年3月28日以降は年（365日当たり）5%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。

（出典：独立行政法人日本学生支援機構 ホームページ）

採用年度が平成17年4月以降のものを例にとると、「返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じて、平成26年3月27日までは年（365日当たり）10%、平成26年3月28日以降は年（365日当たり）5%の割合を乗じて計

算した額の合計額が賦課されます。」とのことから仮に平成 29 年度に返還した場合は、5%の割合が適用される。

一般論として、期限内の弁済を怠ったものに対して延滞金等を課すことは必要ではあるが、県が定める延滞金等の割合を一覧すると、相対的な割高感があり、経済情勢を踏まえた見直しの必要性を感じる場所である。

なお、延滞金等の割合についての意見は、担当課だけではなく他の部局においても共通して見受けられたため、「第 2 6 県に対する総括的な結果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。

## 第7 旧県立五條病院医業未収金

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	福祉医療部 医療政策局
担当課	病院マネジメント課
制度内容	診療報酬

#### (2) 債権の内容

名称	旧県立五條病院医業未収金
根拠法令等	—
平成29年度末金額	27,639千円
平成29年度末件数	1,047件
債権の法的性質	私債権

#### (3) 未収金の内容

平成29年度末未収金額	27,639千円
平成29年度末未収件数	1,047件

旧県立五條病院医業未収金は、旧県立五條病院が平成28年3月末をもって閉院したことに伴い、当該病院の会計で計上されていた未収金を病院マネジメント課へ移管し、回収業務を行っているものである。なお、旧県立五條病院の建物・施設等は南和広域医療企業団に譲渡され、平成29年4月より南和広域医療企業団五條病院として再開院している。

当該未収金は、主に患者の未払診察代金であり、担当課へ移管される前の旧県立五條病院において、電話・郵送による督促をはじめ、支払能力が乏しい患者については分納での支払も認めて回収に努めてきた。さらに、弁護士事務所への回収業務委託や訴訟等の法的措置も実施したが、閉院時点で回収できずに残存していたもので、担当課へ移管された時点で、既に回収が困難であった可能性が高い未収金である。

#### (4) 未収金の推移

##### 【旧県立五條病院医業未収金】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
28年度	現年度分	0	0	0	0	0.0%
	過年度分	30,699	1,523	381	28,795	5.0%
	合計	30,699	1,523	381	28,795	5.0%
29年度	現年度分	0	0	0	0	0.0%
	過年度分	28,795	635	520	27,639	2.2%
	合計	28,795	635	520	27,639	2.2%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

平成 28 年 3 月末をもって閉院した旧県立五條病院における医業未収金の回収業務を引き継いでいる。このため、上記の表は平成 28 年度からの記載としている。

旧県立五條病院医業未収金は、上記の未収金の推移に記載のとおり、担当課に移管された時点で既に回収が困難であった可能性が高いものである。移管時点で時効期間が経過した未収金も含まれていたが、旧県立五條病院から未収金を移管する直前の平成 27 年度に、弁護士事務所に委託し再度一斉に支払相談、督促等を実施した。しかし、平成 28 年 3 月時点で、30,699 千円の未収金が残存していた。

これらの未収金が回収困難な理由は、まず、債務者たる患者が生活困窮者であり、支払能力がないことである。また、患者が居所不明の場合もあり、その場合には、保証人又は相続人の所在を特定して支払を督促することになるが、10 年以上経過した債権や債務者が死亡しているケースが多く、所在調査も思うように進んでいない。さらに、指定した期限までに全額納付されないときは、保証人に対して履行請求をするか、又は債務名義がある場合は強制執行手続を実施する必要がある。債務名義がなく保証人もいないときは訴訟手続をしなければならないが、訴訟手続は費用対効果を勘案して、一部悪質な患者に対してのみの実施にとどまっている。なお、債務名義とは、強制執行によって実現される請求権が存在することを公証する法定の文書である。

## 2 不納欠損処理

### (1) 不納欠損処理の手続

不納欠損については、旧県立五條病院医業未収金は主に未払診療代金で私債権であることから、時効期間である 3 年（民法第 170 条）が経過した後に

債務者が時効の援用をしてはじめて時効が成立して債権が消滅し（民法第145条）、不納欠損処分が可能となる。しかし、居所不明の債務者から時効の援用の申し出を受けることは現実性に乏しく、このような処分事由が生じることは期待できない。

では次に県がすべきことは、真に回収が困難であるか説明責任を果たすため、債務者及び保証人に対する所在調査と財産調査を尽くし、その結果、価値ある財産がないか、有無が不明の場合に限り、議会の議決を経て債権放棄を行うことができるとされている。

○不納欠損処分にかかる処理について（通知）（平成24年4月2日会局会第62号 各所属長あて 会計局長通知）

別紙

不納欠損処理について

不納欠損処分を行うために必要な事務手続きについて、不納欠損処分基準に基づき、以下の通り定める。（以下、抜粋）

4 不納欠損処分基準各号で想定される処分事由区分

(1)法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により権利が消滅し、又は免除したもの（議決不要）

② 消滅時効が完成し、債権が消滅したもの

b 私法上の債権であって、消滅時効期間が経過し時効の援用があったもの。

(2)実質上、回収が不可能と見込まれるもの（地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の議決を受けるもの）。

① 債務者及び保証人の所在が不明な状態が続き、当該債権について消滅時効が完成しその援用を行うと見込まれるもの（法令の規定により時効の援用を要しないものを除く）。

② 債務者及び保証人が死亡し、相続人が相続の放棄をした場合又は相続人が存在しない場合。

以上のような事情から、旧県立五條病院医業未収金については、回収困難であるものの、不納欠損処分もできず、担当課に移管されてから2年間で2,159千円しか減少していない。2年間の収納率は僅か7%である。

現在、未収金の回収は、担当課と業務委託している法律事務所で分担して回収業務を行っており、平成29年度の回収実績は、担当課が373千円程度、法律事務所で262千円程度の併せて635千円程度にとどまっている。未収金の総額27,639千円を回収するためには、このペースでは単純に43年程度も

の期間を要する。しかも、平成 29 年度の回収実績はほとんどが過年度から分割で返還している患者からのものであり、時効期間経過後の未収金が回収されるのは非常に稀な状況である。

## (2) 結果又は意見

### 【意見】

回収が困難な債権については、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき知事専決処分事項として議会の指定を受けて実施する債権放棄（以下「委任専決処分による債権放棄」という。）の実施を検討すべきである。

県が債権を放棄するためには、法律や条例に特別の定めがなければ、議会の議決が必要である。この議会の議決を経て行う債権放棄の前提として、真に回収が困難であるか説明責任を果たすため、債務者の所在調査や財産調査が必要である旨が示されている。

しかし、旧県立五條病院医業未収金に関する債権は少額のものが多く、所在調査等に要する費用を上回るだけの回収が見込めない債権も含まれており、現に調査が進んでいないという実態もある。このような状況に鑑みると、特に債権金額が債権の回収に要する費用に満たない少額の債権については、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や委任専決処分による債権放棄に実施が有用であると考えられる。

奈良県に隣接する他府県では、大阪府、京都府及び兵庫県のように債権管理条例を制定し、議会の議決を経ず、機動的に債権放棄を行っている自治体がある。また、滋賀県のように地方自治法第 180 条第 1 項に基づき、1 件 20 万円以下の権利を放棄することを知事が専決処分できるように指定を受けている自治体もある。県は、このような近隣府県の状況も踏まえて、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や委任専決処分による債権放棄の実施も含めた、より効果的、効率的な債権管理方法を検討して実施することが望まれる。

なお、債権放棄に関する条例の制定についての意見は、当課だけではなく他の部局においても共通して見受けられたため、「第 2 6 県に対する総括的な結果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。

## 第 8 精神障害者社会復帰施設運営補助金返還金

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	障害者総合支援法、精神保健福祉法
所管部局	福祉医療部 医療政策局
担当課	疾病対策課
制度内容	—

#### (2) 債権の内容

名称	補助金不正受給分返還金（精神障害者社会復帰施設運営補助金返還金）
根拠法令等	障害者総合支援法、精神保健福祉法
平成 29 年度末金額	12,424 千円
平成 29 年度末件数	1 件
債権の法的性質	私債権

社会福祉法人 A より、精神障害者社会復帰施設運営費補助金の交付申請を受け、平成 18 年 9 月に 12,600 千円を概算払いにて交付したが、平成 20 年 5 月に施設職員でないものを職員であると偽装していたことが判明した。その結果、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準における職員配置基準を満たさないことが明らかになったため、法人 A に対し補助金交付取消通知を発出し、補助金不正受給分返還金（未収金）を債権として認識することとなった。

#### (3) 未収金の内容

平成 29 年度末未収金額	12,424 千円
平成 29 年度末未収件数	1 件

法人 A に対しては、平成 20 年 5 月に返還請求を行い、平成 21 年 1 月に強制競売開始の決定を受けたが、先順位の優先債権により劣後していた県には無配であった。

また、県は、法人 A の前理事長 B 及び B の長男であり実質的に法人運営を行っていた前理事 C に対して、損害賠償請求訴訟を提起し、平成 21 年 12 月には県の主張が認められ、前理事長 B 及び前理事 C を連帯債務者と認める

判決を得た。その結果、前理事長 B 及び前理事 C の不動産について競売申立を行ったが、法人 A への競売申立と同様、県には無配であった。

ただし、平成 23 年度には銀行預金に対する強制執行により 175 千円を回収しており、平成 30 年 3 月末時点の未収金残高は 12,424 千円となっている。しかし、県は当該未収金を 12,420 千円として調定しており、差額の 4 千円については、実際に債権があるにもかかわらず県の債権として財務会計システムに登録されていない。

なお、法人 A については、法人 A の代表等が消息不明であるため、平成 19 年度に県が仮理事を選任し、平成 23 年 12 月に仮理事会にて破産法による破産申立を承認した。

#### (4) 未収金の推移

【精神障害者社会復帰施設運営補助金返還金】 (単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	-	-	-	-	-
	過年度分	12,420	-	-	12,420	0%
	合計	12,420	-	-	12,420	0%
26年度	現年度分	-	-	-	-	-
	過年度分	12,420	-	-	12,420	0%
	合計	12,420	-	-	12,420	0%
27年度	現年度分	-	-	-	-	-
	過年度分	12,420	-	-	12,420	0%
	合計	12,420	-	-	12,420	0%
28年度	現年度分	-	-	-	-	-
	過年度分	12,420	-	-	12,420	0%
	合計	12,420	-	-	12,420	0%
29年度	現年度分	-	-	-	-	-
	過年度分	12,420	-	-	12,420	0%
	合計	12,420	-	-	12,420	0%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

## 2 財務会計システムの登録方法

### (1) 財務会計システムの登録方法

訴訟により法人 A の理事長及び副理事長の 2 者が連帯債務者として認められたことを受けて、担当課は、納入通知を発するため、財務会計上、理事長及び副理事長それぞれに対し債務者としての登録を行った。この結果、本来



の未収額の2倍の未収額が財務会計システムに計上されており、県の作成する決算書においても2倍の未収額で集計、公表されている。

会計局に対し、連帯債務者に請求する場合の財務会計システムの登録方法について照会したところ、「財務会計システムには、1つの債権は1つの調定として登録しなければならない。納入義務者としては主債務者1名に対する債権のみを登録する。正しい登録方法はないものの、実務的な運用として、主債務者1名を登録するとともに、連帯債務者については、調定決議書の「納付目的」欄に入力する等の方法によって納入通知書に表示することが可能である。」との回答であった。

## (2) 結果又は意見

### 【結果】

県が有する債権額(未収金)は12,424千円であるのに対し、調定は12,420千円として行われ、この差額の発生が把握されていたにも関わらず訂正がなされていない。県の財産の状況を正確に把握・管理するために、適時適切に調定を行うことは当然であるが、誤謬について速やかに改める意思と行動の必要性について再認識されたい。

歳入の調定は、歳入の内容を調査して収入金額を決定し回収すべき債権について対外的な権利行使の起点を画する内部的意思決定行為であるため、適時適切に行うべきである。また、事務上の誤りを認識したのであれば速やかにこれを修正する健全な精神を発揮されたい。

### 【結果】

会計局は連帯債務者に請求する場合における財務会計システムへの登録方法を定めてこれを各課に周知するとともに、担当課においてはそれに沿って適切な登録を行う必要がある。

当未収金については、財務会計システムに連帯債務者の人数分だけ個別に債権の登録が行われたことにより、各連帯債務者に対して未収金が個別に認識されており、県の債権残高が連帯債務者の数の倍数だけ過大になってしまっている。

会計局は、これを避けるための登録方法を理解しているものの、このような例外的な事項についての処理方法を定めて周知することは、誤解と誤謬を招く恐れがあるので実施すべきでないとの見解を示している。

しかし、このような場合についてこそ一定の方法を周知しないと、担当課に誤解と混乱が生じるだけである。消極的な不作為が現に不適切な結果を招

いている現実に留意しなければならない。会計局は、連帯債務者に請求する場合における財務会計システムへの登録方法を定め、各課に周知することによって職責を果たすべきである。そのうえで、担当課は決算書の誤りを防止するため、現在の財務会計システムの登録方法を改めるべきである。

## 第9 母子父子寡婦福祉資金貸付金債権

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	福祉医療部こども・女性局
担当課	こども家庭課 家庭福祉係
制度内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るための貸付を行う。

#### (2) 債権の内容

名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金債権
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 奈良県母子、父子及び寡婦福祉資金貸付規則
平成29年度末金額	206,514 千円
平成29年度末件数	※
債権の法的性質	私債権

※ 件数については、現年度の債権数を調定件数で把握しており貸付債権数と一致しないため計上できない。

#### (3) 未収金の内容

平成29年度末未収金額	104,659 千円
平成29年度末未収件数	541 件

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るための貸付金に対する返済（償還）のうち、納付期日までに入金がなかったものが未収金となる。

貸付金の種類は、法律で列挙されており、以下のとおりである。

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧(H30. 4. 1)

(目的)母子家庭、父子家庭や寡婦の方と面談相談の上、真に必要な場合に低金利または無利子で各種資金を貸付し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とする。

資金名	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子	根拠法令
修学資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子 高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費に必要な資金	別表1	就学期間中	卒業後 6ヶ月	10年以内	無利子	法 第13条第1項第2号、同第2項、同第3項、第15条 令 第4条第1号、第5条、第7条第3号、第8条～第20条
就学支度資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子 就学、修業するために必要な入学金、被服、くつ、靴に必要な資金(小・中学校については所得制限あり)	別表2		卒業後 6ヶ月	就学 10年以内 修業 5年以内	無利子	法 第13条第1項第4号、第15条 令 第3条第8号、第7条第11号、第8条～第20条
修業資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子 事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円以内 特別 460,000円以内(※1)	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後1年	6年以内	無利子	法 第13条第1項第3号、同第2項、同第3項、第15条 令 第4条第2号、第5条、第7条第5号、第8条～第20条
就職支度資金	母子(父子)家庭の母(父)又は児童(子)、父母のない児童、寡婦 就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円以内 特別 330,000円以内(※2)		1年	6年以内	無利子 (母・父・寡婦は連帯保証人なし年1%)	法 第13条第1項第4号、第15条 令 第3条第1号、第7条第6号、第8条～第20条
技能習得資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦 自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	【一般】 月額 68,000円以内 【特別】 一括 816,000円以内 運転免許 460,000円以内	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後1年	10年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)	法 第13条第1項第3号、第15条 令 第7条第4号、第8条～第20条
医療介護資金	母子(父子)家庭の母(父)又は児童(子)、寡婦 医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円以内 特別 480,000円以内 【介護】 500,000円以内		6ヶ月	5年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)	法 第13条第1項第4号、第15条 令 第3条第2号、第7条第7号、第8条～第20条
生活資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦 ◎知識技能を取得している間 ◎医療若しくは介護を受けている間 ◎ひとり親家庭になって間もない(7年未満)母(父)の生活を安定継続する間(生活安定期間) ◎失業中上記の期間で生活を安定・継続するのに必要な生活補助資金	【一般】 月額 103,000円 【技能】 月額 141,000円(※3)	◎知識技能を習得する期間中5年以内 ◎医療又は介護を受けている期間中1年以内 ◎離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後等 6ヶ月	技能習得 10年以内 医療・介護 5年以内 生活安定 8年以内 失業 5年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)	法 第13条第1項第4号、第15条 令 第3条第3号～第5号、第7条第8号、第8条～第20条
住宅資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦 住宅を建設、購入、補修、保全、改築、増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円(※4)		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)	法 第13条第1項第4号、第15条 令 第3条第6号、第7条第9号、第8条～第20条
転宅資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦 住宅を移転するため住宅の賃貸に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)	法 第13条第1項第4号、第15条 令 第3条第7号、第7条第10号、第8条～第20条
結婚資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦 母子(父子)家庭の母(父)の扶養する児童、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)	法 第13条第1項第4号、第15条 令 第3条第9号、第7条第12号、第8条～第20条
事業開始資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦 事業を開始するのに必要な経費	2,850,000円(個人) 4,290,000円(団体)		1年	7年以内	無利子	法 第13条第1項第1号、第14条、第15条 令 第6条、第7条第1号、第8条、第9条、第15条～第20条
事業継続資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦 現在営んでいる事業を継続するのに必要な経費	1,430,000円		1年	7年以内	無利子	法 第13条第1項第1号、第14条、第15条 令 第6条、第7条第2号、第8条、第9条、第15条～第20条

(出典：母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧)

(別表1: 修学資金貸付限度額(月額))

			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	76,500	76,500			
	私立	自宅通学	79,500	79,500			
		自宅外通学	90,000	90,000			
大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	76,500	76,500	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	81,000	81,000	81,000	81,000	
		自宅外通学	96,000	96,000	96,000	96,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			48,000	48,000			

(別表2: 就学支度資金貸付限度額)

	小学校	中学校	国公立 高校	私立高校	国公立 大・短大 等	私立大 学・短大 等	国公立 大学院	私立大学 院	修業施設 等
自宅通学	40,600	47,400	150,000	410,000	370,000	580,000	380,000	590,000	90,000
自宅外通学			160,000	420,000	380,000	590,000			100,000

(出典: 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覽)

(4) 未収金の推移

【母子父子寡婦福祉資金貸付金債権】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	79,981	68,739	-	11,242	85.9%
	過年度分	110,089	10,837	-	99,253	9.8%
	合計	190,070	79,576	-	110,495	41.9%
26年度	現年度分	87,601	76,698	-	10,903	87.6%
	過年度分	110,495	11,116	-	99,378	10.1%
	合計	198,096	87,814	-	110,282	44.3%
27年度	現年度分	93,013	82,830	-	10,183	89.1%
	過年度分	110,282	9,635	5,359	95,288	8.7%
	合計	203,294	92,465	5,359	105,471	45.5%
28年度	現年度分	98,388	88,403	-	9,985	89.9%
	過年度分	105,471	11,721	85	93,665	11.1%
	合計	203,859	100,124	85	103,650	49.1%
29年度	現年度分	102,865	92,558	-	10,307	90.0%
	過年度分	103,650	9,297	-	94,353	9.0%
	合計	206,515	101,855	-	104,659	49.3%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

貸付金の過去5年間の推移は、債権全体では約106百万円で推移しており、年度ごとの差もそれほどない。また、現年度分の収納率は約90%であり、過年度分の収納率約10%と比較して高い水準にあるため、いかに現年度に発生した未収金を効率的に収入するかが重要となる。

(5) 貸付金の利用実績

母子父子寡婦福祉資金貸付金の種類別の利用実績は次のとおりである。

貸付金(種類)	平成25年度 (人)	平成26年度 (人)	平成27年度 (人)	平成28年度 (人)	平成29年度 (人)	過去5年の 利用人数合計
事業開始資金	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	1	0	1
修学資金	220	207	185	168	144	924
技能習得資金	9	7	9	7	8	40
修業資金	3	2	7	2	0	14
就職支度資金	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	1	1
生活資金	10	7	10	5	9	41
住宅資金	0	0	1	0	0	1
転宅資金	4	2	2	0	2	10
就学支度資金	37	45	30	20	17	149
結婚資金	0	0	0	0	0	0
合計	283	270	244	203	181	1,181

(出典：母子寡婦福祉資金貸付状況 県データを監査人が加工)

直近 5 年間の種類別利用実績をみると、修学資金の利用が約 80%を占めており、年間 100 名～200 名の利用がある。その一方で、事業開始資金、就職支度資金及び結婚資金は、直近 5 年間に利用はない。また、事業継続資金、医療介護資金及び住宅資金は、直近 5 年間の利用者が 1 名のみであり、利用実績は極めて少ない状況である。

## (6) 結果又は意見

### 【意見】

利用実績の少ない貸付金が母子父子寡婦貸付金の制度として残っているが、利用実績の少ない貸付金についても担当者は制度を理解する必要があるなど一定の事務負担が生じている。貸付金の種類については、法律などで定められているため、県は独自に廃止できないものの、事務の効率化を図る観点から、利用実績の少ない貸付金については、国へ廃止を提言するなど、効率化に向けた働きかけを行うことが望ましい。

利用実績の少ないあるいは実績のない貸付金については、貸付事務を行う担当者は制度を理解しておく必要があるなど、一定の事務負担が発生している。

事務の効率化を図る観点からは、利用実績の少ないあるいは実績のない貸付金については、当初の制度目的を達成したものとして廃止するなどの検討が望まれる。しかしながら、貸付金の種類は法律で定められたものであり、県独自の判断で取りやめることはできない側面があることから、国への提言の機会に貸付種類の削減を要望するなど、事務の効率化に資する働きかけを行うことが望まれる。

## 2 長期滞留債権

### (1) 概要

貸付金は種類ごとに据え置き期間が設けられており、貸付から収納まで長期間を要する。次の表は平成 30 年 9 月 25 日現在の最終調定年度ごとの未収金一覧及び直近 2 年の貸付金の年度別収納済一覧である。

最終調定年度ごとの未収金一覧表（表 1）

最終調定年度	滞納金額(千円)
昭和54年度	29
昭和55年度	64
昭和59年度	28
昭和61年度	1,195
昭和62年度	566
昭和63年度	939
平成元年度	139
平成2年度	1,468
平成3年度	1,203
平成4年度	2,082
平成5年度	432
平成6年度	3,125
平成7年度	3,189
平成8年度	1,675
平成9年度	1,100
平成10年度	272
平成11年度	2,667
平成12年度	1,003

最終調定年度	滞納金額(千円)
平成13年度	1,433
平成15年度	4,016
平成16年度	409
平成17年度	2,398
平成18年度	2,367
平成19年度	2,758
平成20年度	5,355
平成21年度	4,044
平成22年度	4,276
平成23年度	4,352
平成24年度	4,409
平成25年度	5,365
平成26年度	5,730
平成27年度	9,569
平成28年度	2,815
平成29年度	4,403
平成30年度	35,668
総計	120,560

(出典：平成30年9月25日滞納者一覧表を監査人が加工)



貸付金の年度別収納済一覧（表 2）

			（単位千円）		
調定年度	平成28年度 収納済額	平成29年度 収納済額	調定年度	平成28年度 収納済額	平成29年度 収納済額
昭和53年度	0	0	平成11年度	290	83
昭和54年度	0	0	平成12年度	366	65
昭和55年度	0	0	平成13年度	569	311
昭和56年度	0	0	平成14年度	486	226
昭和57年度	0	0	平成15年度	618	308
昭和58年度	6	2	平成16年度	719	260
昭和59年度	0	0	平成17年度	740	190
昭和60年度	7	0	平成18年度	743	210
昭和61年度	7	0	平成19年度	569	466
昭和62年度	19	18	平成20年度	498	329
昭和63年度	7	38	平成21年度	295	369
平成1年度	3	54	平成22年度	613	430
平成2年度	31	64	平成23年度	661	522
平成3年度	31	79	平成24年度	522	887
平成4年度	16	40	平成25年度	763	716
平成5年度	0	32	平成26年度	1,182	739
平成6年度	3	32	平成27年度	1,851	899
平成7年度	0	40	平成28年度	88,403	1,827
平成8年度	16	21	平成29年度		92,558
平成9年度	0	2	合計	100,124	101,855
平成10年度	79	24			

（出典：県作成の母子寡婦福祉資金年度別収納済額一覧を監査人が加工）

表 1 は、最終調定年度ごとの未収金額を示している。ただし、貸付金の返済は毎月返済が行われることから、未収金額の全額が最終調定年度に調定されたわけではないが、最終調定年度ごとの未収金を一覧にすることで収入すべき日から未収金がどのくらい回収されずに残っているかを示すことができると考え、当該集計を行った。

私債権の時効の基準となる直近 10 年で発生した未収金は 80,630 千円と全体の約 67%を占めているが、その一方、時効の援用により消滅が見込まれる債権が、昭和 54 年から平成 20 年までの滞留債権の合計として 39,923 千円残っている。

また、一番古いものは、昭和 54 年 11 月に調定したものであり、当該貸付金については、最終入金日から約 34 年もの間、入金がない状況にある。それ以外の貸付金についても、最終入金日から数十年間入金のない貸付金が複数含まれている。

次に、表 2 は、調定年度ごとの貸付金に対して、平成 28 年度及び平成 29 年度にどのくらい貸付金を収納したかを一覧にしたものである。調定年月日から経過年数が短い貸付金は収入額が大きい。しかし、調定年月日から 10 年

以上経過した貸付金は、長期になればなるほど収納済額が減少しており、回収が進んでいない実態が見て取れる。特に、回収が全くない年度の貸付金は回収の見込みがないと推察される。

## (2) 結果又は意見

### 【意見】

長期間回収がない貸付金について、財産調査や所在調査を行うなどの事務負担が生じている。回収の見込みが少ない貸付金については、時効の援用を得る前に不納欠損処理を行えるよう、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や委任専決処分による債権放棄の実施も含めた、より効果的効率的な管理に注力できる全庁的なルールを整備改廃が必要である。

母子父子寡婦貸付金の事業が、母子家庭など一般に経済的に救済を必要とする家庭を対象にした貸付であるため、返済に長期間を要するという側面がある点は理解できるが、回収が見込めない債権を保有し続けることは、債権管理の事務コストを増大させる要因となること及び県の財産管理にも影響があると考えられる。

安易な債権放棄の実施は認められるものではないが、上述した長期滞留債権の状況を踏まえると、回収可能性が高く督促等コストに見合う債権徴収に人員や時間等の資源を集中できるように、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や委任専決処分による債権放棄の実施も含めた、より効果的、効率的な債権管理方法を検討して実施することが望まれる。なお、債権放棄に関する条例の制定についての意見は、当課だけではなく他の部局においても共通して見受けられたため、「第2-6 県に対する総括的な結果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。

## 3 違約金の計算

### (1) 違約金の計算

貸付の違約金については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令により、貸付金の返済を怠った時に、滞納した日数を計算し、当該期間に基づいて元利金に対して年5%の違約金が発生する。

違約金が発生することに関する債権者への案内は、利用者への制度周知をまとめた『平成30年度ひとり親家庭のしおり』や督促状・催告書に記載している。なお、違約金の利率については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に基づき、平成27年3月31日までは年10.75%、平成27年4月1日以降は年5%としている。

違約金の収入事務については、延滞している債権を収納するまでは滞納日数を確定できないとの理由で、歳入調定を行っていない。

なお、督促状や催告書についても、違約金の利率の記載はあるが、いくら違約金が発生しているかといった具体的な金額情報までは記載していない。ただし、債務者から問い合わせがあった際には、書面又は口頭で伝えるなどの対応を行っているとのことである。

## (2) 結果又は意見

### 【結果】

貸付金を納入期限内に返済しなかったことによる違約金については、収納があるときまでその発生額が確定しないという理由で、県は調定をしていない。

しかし、貸付金元利金の返済（分納を含む。）により違約金の額が確定したもののについては、調定により県としての債権が存在することを確認しなければならず、また県民に示す観点からも、適時に調定して県の財産として管理する必要がある。事後調定をする理由は無い。

県は、違約金について、延滞している債権を収納するまでは滞納日数を確定できないことを理由に、調定を行っていない。

しかし、違約金は、延滞の期間に応じてその金額が決まるから、一部でも元本が返済されたものに対して違約金が確定していることに議論の余地はない。

元利金が完済されたものから生じる違約金について調定を行う場合は、母子父子寡婦システムから違約金データを出力し、調定を行うことが考えられるが、現状の母子父子寡婦システムでは、過去に不徴収決定した違約金と不徴収決定していない違約金とがデータに含まれている可能性があり、しかも過去一定時期以前について両者の区分ができない状況にあり、債務者に請求する違約金を過去の元利金完済分すべてについて特定し調定することは事実上不可能である。

これを踏まえると、例えば、直近5年以内に完済された元利金に係る違約金に限定して不徴収決定の有無を調査し、不徴収決定がない違約金は調定するとともに、完済から5年超の元利金に係る違約金相当については、すべて包括的に不徴収決定を行うということが考えられる。その後、不徴収決定のある違約金をすべて母子父子寡婦システムから消去することで母子父子寡婦システムの違約金が整理され、それ以降は適切な調定が可能になると考える。

なお、延滞金等について事後調定が行われているのは当課だけではなく、他の部局においても共通して見受けられたため、「第 2 6 県に対する総括的な結果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。

## 第10 児童保護措置費保護者負担金

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	福祉医療部
担当課	こども家庭課 児童虐待対策係
制度内容	児童福祉法第27条第1項第3号及び第27条第2項の規定により、保護者に監護させることが不相当であると認める児童は、県が認める児童福祉施設に入所の措置をとらなければならないとされている。そして、当該児童を施設などに入所させた際に、県が施設等に支払った費用（生活費、食費、医療費、教育費、事務費等）については、保護者から所得に応じて徴収することができることされており、当該徴収すべき負担金の一部が未収金となる。

#### 児童福祉法(抜粋)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に於いて、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。
- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
- 四 家庭裁判所の審判に付することが相当であると認める児童は、これ

を家庭裁判所に送致すること。

- 2 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県児童福祉審議会に要する費用
- 二 児童福祉司及び児童委員に要する費用
- 三 児童相談所に要する費用（第九号の費用を除く。）
- 四 削除
- 五 第二十条の措置に要する費用
  - 五の二 小児慢性特定疾病医療費の支給に要する費用
  - 五の三 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に要する費用
- 六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第三号において同じ。）
  - 六の二 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用
  - 六の三 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給に要する費用
- 七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）
  - 七の二 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採つた場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用
  - 七の三 都道府県が行う児童自立生活援助（満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。）の実施に要する費用
- 八 一時保護に要する費用
- 九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

<p>第五十六条 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第二号から第五号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>3 前項の規定による徴収金の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。</p>
--

(2) 債権の内容

名称	児童保護措置費保護者負担金
根拠法令等	・児童福祉法 ・児童福祉法の基づく措置費等の徴収に関する規則
平成 29 年度末金額	47,549 千円
平成 29 年度末件数	4,120 件
債権の法的性質	強制徴収公債権

(3) 未収金の内容

平成 29 年度末未収金額	32,372 千円
平成 29 年度末未収件数	2,960 件

(4) 未収金の推移

【児童保護措置費保護者負担金】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	16,321	10,124		6,197	62.0%
	過年度分	39,324	1,154	9,138	29,032	2.9%
	合計	55,645	11,278	9,138	35,229	20.3%
26年度	現年度分	16,147	8,506		7,641	52.7%
	過年度分	35,229	1,289	6,734	27,205	3.7%
	合計	51,376	9,795	6,734	34,847	19.1%
27年度	現年度分	15,675	9,623		6,052	61.4%
	過年度分	34,847	1,275	5,093	28,479	3.7%
	合計	50,522	10,898	5,093	34,531	21.6%
28年度	現年度分	15,010	10,076		4,934	67.1%
	過年度分	34,531	1,454	6,443	26,634	4.2%
	合計	49,541	11,530	6,443	31,568	23.3%
29年度	現年度分	15,981	10,367		5,614	64.9%
	過年度分	31,568	2,067	2,744	26,758	6.5%
	合計	47,549	12,434	2,744	32,372	26.1%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

平成25年度から平成29年度にかけて未収金（収入未済額）は減少傾向にあり、不納欠損額も平成29年度は他の年度に比較して発生額は小さく、債権の回収は効果的に行われていることが伺える。また、過去5年の債権全体の回収率は約22%であり、現年度分が約62%、過年度分が約4%となっている。未収金の回収が長期化するほど回収が困難になる傾向になることが伺える。

(5) 結果又は意見

【意見】

県は財務会計システムの調定額及び収入額をもとに、手作業で債権管理簿を作成しており、一定の事務負担が発生しているため、財務会計システム内で債権管理簿を自動作成する機能を付加するなど事務事業の効率化が望まれる。

当債権について、全体の推移を一覧にして債権管理に役立てること、及び「児童保護措置費保護者負担金未収金対策手引き」第3(1)により債権管理台帳を設けることが求められていることから、所管課にとって債権管理簿の作成は必要な業務である。

しかし、財務会計システムから出力される入金情報（納入通知 No や氏名）をもとに担当者がエクセルに手入力して作成しており、相当の事務負担が発

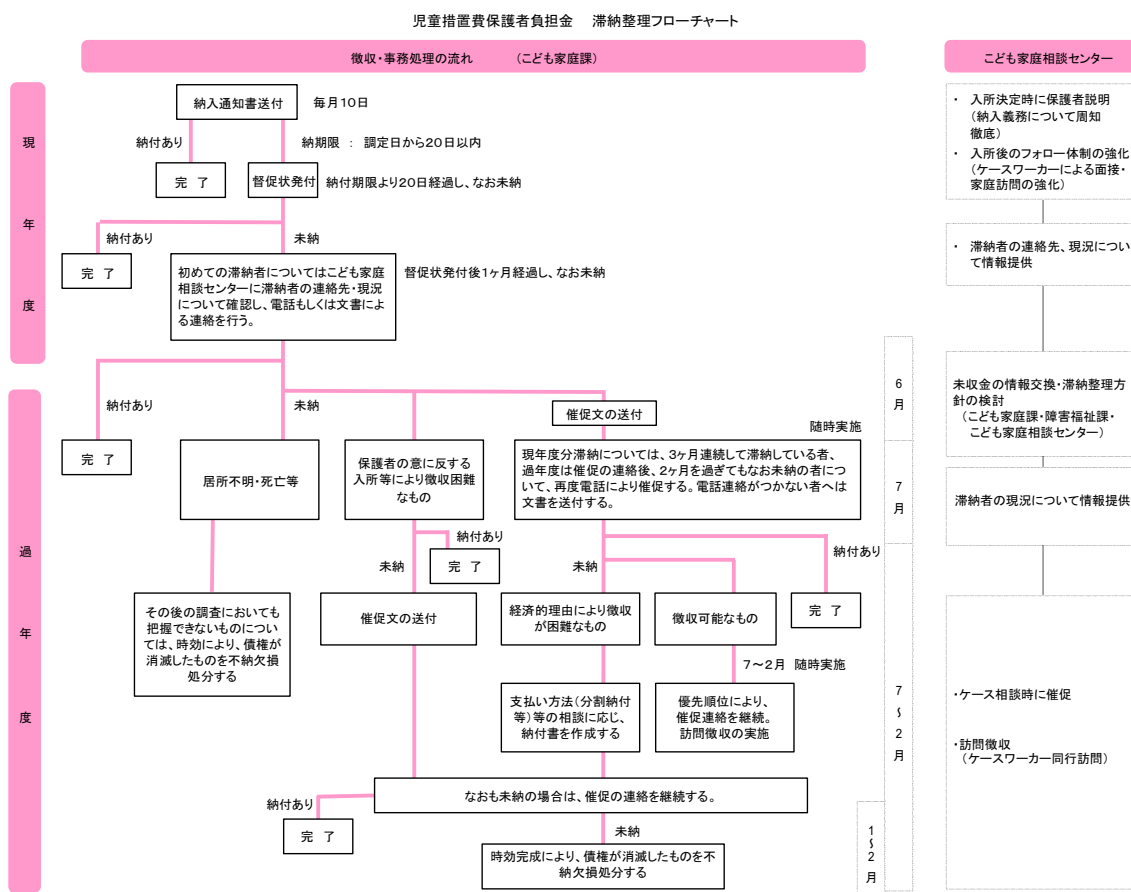


生している。財務会計システムから自動作成されるように改修することにより、事務の効率化につながると考えられる。

## 2 債権回収事務

### (1) 回収事務の概要

児童措置費保護者負担金の回収事務は以下のとおりである。



(出典：「児童措置費保護者負担金 滞納整理フローチャート」(県作成))

県の担当者は、児童措置決定後、毎月の保護者負担金についての納入通知書を翌月10日に作成、発送している。納入通知書の納付期限より20日経過しても、なお未納の債権については、督促状を発送する。

督促状発付後1か月経過しても、なお未納の債権については、こども家庭相談センターと連携し、回収を進めている。また、上記フローチャートへの記載はないが、12月及び3月に催告を行っている。

不納欠損処理については、当該債権が強制徴収公債権に該当するため、基本的に時効起算日から5年経過した債権を一律処理しており、行政の判断が介在する余地も小さい。

## (2) 結果又は意見

### 【意見】

債権の回収業務に関する事務をすべて所管課の職員が行っているが、法律の改正に伴い収納事務について民間委託が可能になったため、業務の効率化の観点から検討を進められたい。

既述のとおり、当該債権に関する徴収事務は極めてシンプルであり、行政の判断が介在する余地は大きくなく、児童福祉法の改正により収納事務の民間への委託が可能となった。

特に同課が所管する母子父子寡婦貸付金事業においては、民間委託が行われていることから、一括で公募することにより事務の一層の効率化や一括委託によるコスト削減効果も期待できるため、民間への事務委託について検討することが望ましい。

## 3 債権管理事務に関連する手引

### (1) 督促、催告

「児童保護措置費保護者負担金未収金対策の手引き」(以下、手引という。)及び「税外債権の管理マニュアル」には以下の定めがある。

#### 第6 催告状

(1) 督促状の発付後、督促状に指定する期日までに納付がないときには、この期日より20日経過(督促状発付後1ヶ月経過)してもなお未納の者に対して、初めての滞納者については所管のこども家庭相談センターに滞納者の連絡先・現況について確認を行い、電話もしくは催告状(様式2-1)による連絡を行う。

(2) 連絡後1ヶ月経過し未納の者に対し、催告状(様式2-2)を送付する。

(出典：児童保護措置費保護者負担金未収金対策の手引き)

## (2) 催告の方法

催告方法についての規定は特にありませんが、納付忘れ等の未納者を放置することで、債権の回収が困難になってしなうケースが多いため、督促状による指定納付期限後は、迅速かつ適切に文書、電話、現地訪問などの方法により行い、早期回収に努めてください。

(出典：税外債権の管理マニュアル)

県は、12月及び3月に催告を実施しているが、手引によれば、催告の要件を満たした時に催告状を随時送付することとなっている。県に理由を確認したところ、業務効率化の観点から12月及び3月に催告を行なっているとのことである。

なお、手引は平成18年8月に策定されており、手引に記載されている様式が保管されておらず、現在使用している催告状が手引に定めたものであるか不明となっている。

## (2) 延滞金

「県の税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例」第二条第1項によれば、県税以外の県の歳入を納期限内に完納しない者に対しては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金を徴収することを求めている。

一方、同条例第二条第2項では、税外収入を納期限内に完納しなかった者でその完納しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、知事は当該延滞金を減免することができる旨を定めている。

この点、県は児童保護措置費保護者負担金について、すべての滞納者から延滞金を徴収していない。

## (3) 結果又は意見

### 【結果】

児童保護措置費保護者負担金の徴収事務を定めた「児童保護措置費保護者負担金未収金対策の手引き」(平成18年8月)が、県が行っている実際の事務と異なっている。手引きに沿った事務を実施する、または、手引きを実施している事務と整合するよう見直す必要がある。

「税外債権の管理マニュアル」によれば催告は、時期・頻度について規定はないもの、督促状による指定納付期限後速やかに文書、電話、現地訪問など債務者に応じて適切な方法により行うこととしている。県は、12月及び3月に催告を実施しているが、「税外債権の管理マニュアル」に沿った取り扱い

とは言えない。また、催告の要件を満たした時に、即座に催告を行わなければ、催告の効果が限定的になる恐れがある。

本来、催告は12月及び3月といった、時期を定めて実施すべきではなく、手引に記載のとおり、早期に催告状を送付すべきと考える。

なお、手引は平成18年8月に策定されており、手引に記載されている様式も保管されておらず、現在使用している催告状が手引に定めたものであるか不明となっている状況や策定から10年以上が経過していることに鑑みると、税外債権の管理マニュアルを参考にしつつ、手引を見直す必要があると考える。

### 【結果】

児童保護措置費保護者負担金の滞納者から、延滞金を徴収すべきである。やむを得ない理由で延滞金を徴収しない場合には、その理由を明確化しておく必要がある。

県は児童保護措置費保護者負担金について、すべての滞納者から延滞金を徴収しておらず、条例に違反している可能性がある。ただし「県の税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例」では、税外収入を納期限内に完納しなかったものでその完納しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においてのみ、延滞金の徴収の免除が認められる。やむを得ない事由があり免除する場合には、担当者の属人的な判断によらないよう、根拠を明確化する観点から、知事による決裁を得た規則などで延滞金の免除要件等について明記しておくのも一案である

#### 4 抽出調査

##### (1) 抽出調査の内容

申請・同意書は、措置の開始日など措置にあたり重要な事項を保護者と取り決める書類である。申請・同意書は別添のとおりである。保護者住所、氏名、措置年月日など措置に必要な事項が記入項目として設けられている。措置年月日は負担金の開始決定に重要な要素であることから、任意に 10 件抽出し、調査を行ったところ、以下の不備が認められた。

サンプル	作成年月日の未記載	印鑑の入手漏れ	措置年月日の未記載	児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号か第 2 項かの適用区分の未記載
A	記載無		記載無	
B	記載無			記載無
C	記載無		記載無	
D	記載無		記載無	
E			記載無	記載無
F				
G	記載無		記載無	記載無
H			記載無	記載無
I	記載無	記載無		記載無
J	記載無	記載無	記載無	記載無

(出典：調査結果をもとに監査人が作成)

申請・同意書のひな形

## 申請・同意書

平成 年 月 日

奈良県 こども家庭相談センター所長 殿

申請者	保護者住所		
	氏名 <small>(生年月日)</small>	( ) 印	( ) 印
	続柄		

児童福祉法第27条 第1項3号 第2項 の措置につき、下記Ⅰの事項を申請・同意します。  
また、申請後及び措置後は下記Ⅱの事項について同意し、遵守します。

### 記

#### Ⅰ. 申請・同意事項

(1)措置児童名等  ( H . . 生 )	性別	(2)措置施設等	(3)措置年月日
	男 ・ 女	<input type="checkbox"/> 里 親 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 指定病院	

#### Ⅱ. 同意・遵守事項

- (1) 当所が、相談・判定記録等の写しを処遇上の参考資料として措置予定施設等に或いは児童の福祉のために必要に応じて関係機関(児童福祉施設、教育機関、医療機関等)に情報提供することに同意します。
- (2) 施設等に在籍中は、当所及び施設等の指示に従うとともに、施設等の退所についても当所の指示に従います。
- (3) 転居、連絡先の変更、その他重要なことは当所並びに措置施設等に連絡します。
- (4) 施設等に在籍中は、認定された負担金を期限までに支払います。
- (5) 上記(4)の負担金を認定するために必要な書類を所定の期日までに提出します。
- (6) 上記(5)の必要書類を提出しなかった場合、当所が所轄官庁へ課税証明書、所得証明書等を請求することに同意します。

(出典：申請・同意書(県作成))

以上のように申請・同意書への記入項目について多くの記載漏れが散見され、双方の合意を示す文書として適切でないと考える。特に措置開始年月日は負担金の開始年月日を示すこと、適用区分については、負担金の発生の有無を示すことから、未収金管理の観点からより慎重な記入が求められる。また、印鑑の入手が漏れている申請・同意書も見受けられた。

## (2) 債務者が死亡した場合の不納欠損処理

債務者である保護者が死亡した場合、それ以降の児童保護措置費保護者負担金の歳入の調定を停止するが、それまで発生していた未収金は消滅時効が到来するまで県の債権として管理している。債務者が死亡した場合であっても、本来であれば相続人が存在する場合には相続人調査を行い、未収金の回収に努めることとなるが、児童保護措置費保護者負担金においては、相続人が措置対象となる児童となり、相続人からの回収が見込めないため、相続人への請求を行っていない。

## (3) 不納欠損処理の時期

所管課の不納欠損処理の事務は、例えば、平成 29 年度であれば、平成 23 年度に調定した未収金から時効の中断がされた未収金を除く方法によって抽出したものを、3 月に不納欠損処理している。

所管課が当該方法を採用する背景は、平成 24 年度に調定した未収金を中心に不納欠損処理した場合、例えば、平成 25 年 3 月に歳入の調定を行った未収金は、1 回目の督促状が平成 25 年 5 月に送付されて時効が中断することから、他の時効の中断を満たす事象がない限り、消滅時効は平成 30 年 4 月に到来する。したがって、当該未収金について平成 29 年度に不納欠損処理を行うと、法的に債権がある状態にもかかわらず不納欠損処理を行うこととなるため、これを防止することを目的として、対象年度を 1 年ずらし、主に平成 23 年度に調定した債権を不納欠損処理している。

なお、平成 29 年度に不納欠損処理を行った未収金の調定年月日別の内訳は次のとおりである。

不納欠損一覧（収入調定年度別の内訳）

（単位：千円）

決議年月日	収納未済額(計)
平成23年5月27日	200
平成23年6月12日	13
平成23年6月22日	311
平成23年7月28日	196
平成23年8月23日	181
平成23年9月9日	62
平成23年9月26日	246
平成23年9月29日	4
平成23年10月25日	209
平成23年11月28日	212
平成23年11月29日	10
平成24年1月6日	205
平成24年2月1日	205
平成24年2月28日	133
平成24年2月29日	113
平成24年3月30日	215
平成24年3月31日	222
合計	2,743

（出典 不納欠損対象者のデータをもとに監査人が集計）

（4）歳入の調定の時期

平成 29 年度の不納欠損処理を行った未収金のうち、措置施設利用月ごとの一覧は次のとおりである。

単位円		単位円	
納付目的	収納未済額(計)	納付目的	収納未済額(計)
平成19年度3月分	2,420	平成22年度10月分	13,720
平成20年度10月分	2,420	平成22年度11月分	13,720
平成20年度11月分	2,420	平成22年度12月分	13,720
平成20年度12月分	2,420	平成22年度1月分	13,720
平成20年度1月分	2,420	平成22年度2月分	13,720
平成20年度2月分	2,420	平成22年度3月分	15,070
平成20年度3月分	2,420	平成22年度4月分	220
平成20年度4月分	2,420	平成22年度5月分	220
平成20年度5月分	2,420	平成22年度6月分	220
平成20年度6月分	2,420	平成22年度7月分	13,720
平成20年度7月分	2,420	平成22年度8月分	13,720
平成20年度8月分	2,420	平成22年度9月分	13,720
平成20年度9月分	2,420	平成23年度10月分	214,490
平成21年度10月分	2,420	平成23年度11月分	207,890
平成21年度11月分	2,420	平成23年度12月分	207,890
平成21年度12月分	2,420	平成23年度1月分	233,190
平成21年度1月分	2,420	平成23年度2月分	215,490
平成21年度2月分	2,420	平成23年度3月分	222,090
平成21年度3月分	220	平成23年度4月分	215,310
平成21年度4月分	2,420	平成23年度5月分	187,150
平成21年度5月分	2,420	平成23年度6月分	196,610
平成21年度6月分	2,420	平成23年度7月分	212,070
平成21年度7月分	2,420	平成23年度8月分	231,070
平成21年度8月分	2,420	平成23年度9月分	216,470
平成21年度9月分	2,420	合計	2,743,510

（出典 不納欠損対象者のデータを下に監査人が集計）



表中の「納付目的」は、措置施設利用月を示している。平成 23 年度の措置施設利用分が 2,559,720 円を占めているが、それ以外の年度の未収金についても平成 29 年度に不納欠損処理が行われていた。内容を所管課に質問したところ、保護者が何らかの事情で納入通知を受け取ることができない場合、受け取ることができる状況になった時に過去の措置施設利用分も含めて歳入の調定を行って納入の通知を行っており、納入の通知が時効の中断の要件を満たすため、現状の不納欠損処理に問題はない旨の回答を受けた。

確かに、「税外債権の管理マニュアル」【1】2(4)において、主な時効中断の事由に、「納入の通知」が記載されており、通知を平成 23 年度に行うことで時効が中断し、債権が残っていたとの説明は一定理解できるものの、事務フローでは、毎月の児童保護措置費保護者負担金を翌月の 10 日に調定を行い、納入通知を送付することとしており、当該事務フローとかい離が生じているし、例外的な事項を定めた要領なども存在していない。

また、地方自治法施行令第 154 条第 1 項によれば、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査して行うこととしており、同条第 2 項では、性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない旨を定めている。さらに、納入の通知が相手先に届かない場合等も考慮し、同条第 3 項で、納入の通知は、納入通知書による納入の通知に替えて、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる旨定めている。

#### (5) 債権管理簿の記載状況

債権管理簿には、次の項目が記載されている。

- 氏名
- 児童名
- センター
- 担当
- 相手方登録
- 施設種別
- 施設名
- 年月ごとの調定金額、収入済額、収入日及び収入未済額
- 平成 29 年度の調定金額、収入済額、収納未済の合計

税外債権の管理マニュアルに記載すべき事項は次のとおりである。

■ 債権管理簿等で管理すべき情報の例

- ・ 債権に関すること（名称、発生日、金額、時効期間）
- ・ 債務者に関すること（氏名、住所、電話番号、生年月日、職業及び勤務先）
- ・ 家族及び保証人に関すること（氏名、続柄、住所、電話番号、職業及び勤務先）
- ・ 担保に関すること（保証人の保証内容を含む。）
- ・ 債務者の資力に関すること（金融資産の現況、不動産の現況、生命保険の現況、その他資産の現況）
- ・ 納付記録（調定日、分割納付の場合は年月分又は回数、納期限、納付日、金額）
- ・ 滞納状況（滞納原因、今後の回収見込み）
- ・ 交渉記録（交渉年月日、交渉相手方、応対者、交渉内容）
- ・ 時効に関すること（時効起算日、時効の中断、時効満了日）

税外債権の管理マニュアルに記載の項目は、あくまで債権管理簿等で管理すべき情報の例であるから、必ずしもすべてを網羅的に把握する必要があるわけではないと推察するが、「税外債権の管理マニュアル」で必須とされている項目については、債権管理を適正に行う観点から適切に記載すべきと考える。「税外債権の管理マニュアル」で債権管理簿への記載が必須とされている事項は次のとおりである。

- 督促履歴の履歴（発付年月日、指定納付期限、発付相手先、返戻の有無等）
- 催告履歴の履歴（実施年月日、手段、発付（交渉）相手、返戻の有無等）
- 所在調査の履歴（実施年月日、調査項目、方法、その結果や対応内容等）
- 財産調査の履歴（調査年月日、調査項目・方法、その結果等）
- 分割納付の履歴（納付計画の内容、納付期限と納付状況、催告等の実施年月日、その結果等）
- 履行延期の履歴（その内容と延期後の納期限等） など

しかし、所管課が作成する債権管理簿を閲覧したところ、督促、催告及び所在調査などは記載されていないものが散見された。

また、「児童保護措置費保護者負担金未収金対策の手引き」によれば、時効の管理に関連して納付の意思が確認できた場合には、債権管理簿に記載する

ことが求められているが、平成 24 年度に発生した債権の一部について、時効の中断に該当する事実の債権管理簿への記録が残っていなかった。

平成 24 年度に調定した債権及びその入金は以下のとおりである。

収入調停月	収入日	金額(円)
平成24年4月	平成29年11月29日	9,000
平成24年5月	平成29年11月29日	9,000
平成24年6月	平成29年11月29日	9,000
平成24年7月	平成29年11月29日	9,000
平成24年8月	平成29年11月29日	9,000
平成24年9月	平成29年11月29日	9,000
合計		54,000

(出典 県作成債権管理簿から監査人が加工)

上記は提出を受けた債権管理簿から時効を迎えた債権のうち、県が誤って収納していないか否かを調査する過程で抽出された債権である。上記表から調定月を基準として時効を推測すると収入日においては時効が到来しているような外観が存在する。

これについて県担当者より「債務者より一括入金する旨の相談を受け、平成 29 年 4 月頃に滞納分の納付書を再送した」旨の説明を受けたが、それを示す記録は債権管理簿に残っていなかった。

## (6) 結果又は意見

### 【結果】

児童福祉法に定められる措置を行う際に、保護者から入手している申請・同意書について、記入項目が設けられているにもかかわらず未記入となっているものがあつた。申請・同意書は措置にあたり保護者との取り決めに記載した重要な書類であるため、適切に記載すべきである。

(1) に記載のとおり、申請・同意書は、措置の開始日など措置にあたり重要な事項を保護者と取り決める書類であり、保護者住所、氏名、措置年月日など措置に必要な事項が記入項目として設けられている。特に、措置開始年月日は負担金の開始年月日を示すこと、適用区分については、負担金の発生の有無を示すことから、未収金管理にとって非常に重要な項目である。したがって、申請・同意書に記載されている項目について、漏れなく適切に記載する必要があると考える。

### 【意見】

債務者である保護者が死亡した場合、その時点までの未収金は、今後回収が見込まれない状況にあるが、消滅時効が成立するまで不納欠損処理を行っていない。事務の効率化及び財産管理の観点から死亡が確認された時点で不納欠損することが望ましいと考える。

(2)に記載のとおり、債務者が死亡した場合には、当該未収金は回収は見込めないこととなり、当該未収金に対して債権管理を行うのは事務の非効率化につながると考える。また、県の債権という財産を管理するうえでも回収が見込まれない未収金が残存することは望ましくない状況と考えられるため、不納欠損処理を行うことを検討されたい。

### 【結果】

平成 29 年度の不納欠損処理の対象債権は、主に平成 23 年度に調定したものを対象に行っているが、すでに平成 28 年度に時効起算日から 5 年を経過し不納欠損すべきであった債権も含まれている可能性があり、不納欠損処理が適切に行われていない。

(3)に記載のとおり、負担金は強制徴収公債権に該当することから、時効起算日から 5 年を経過した時に、地方自治法第 236 条第 2 項の規定により、時効の援用を要することなく当然に権利が消滅する。

したがって、平成 29 年度の不納欠損処理の対象には、平成 24 年度に調定した未収金の一部も含めるべきである。

また仮に、平成 24 年度に調定した債権のうち時効を迎えた債権について、入金があった場合には県で収入することができない状況であるため、返還する必要がある点も留意が必要である。

### 【結果】

保護者に納入の通知が到達しない場合、当該負担金の調定期及び納入の通知を遅らせているが、当該負担金について、措置対象の児童が措置施設を利用した会計年度に調定をする必要がある。

(4)に記載のとおり、負担金の所属年度を考えると、そもそも負担金は当該児童を施設等に入所させた際に、県が施設等に支払った費用（生活費、食費、医療費、教育費、事務費等）のうち、保護者が所得に応じて一部を負担するものであり、入所した月の属する会計年度が歳入の調定を行ううえでの所属年度と考えるべきである。また、地方自治法施行令も納入の通知を行

う旨の記載はあるが、口頭、掲示その他の方法によって行うことが可能であり、納入通知が保護者に到達するか否かの基準をもって、歳入の調定を行う現状の事務は適切でないとする。

**【結果】**

「税外債権の管理マニュアル」に従い、債権管理簿に必要な事項を漏れなく記載すべきである。

(5) に記載のとおり、債権管理簿への記載が必要な事項に関して、記載漏れが散見される。中には時効管理に必要な事項も含まれていた。所管課は、少なくとも時効管理に必要な事項を債権管理簿に含めるべきである。

**【結果】**

平成 24 年度に発生した債権の一部について、納付の意思確認という時効の中断に該当する事実の債権管理簿への記録が残っていなかった。

納付の意思確認は時効の中断を示す重要な事実であるため、今後は債権管理簿に適切に記録するとともに、債務者から債務承認にかかる書面を入手する必要がある。

(5) に記載のとおり、時効の中断の根拠となる納付の意思確認の記録が残っていない事例があった。

「児童保護措置費保護者負担金未収金対策手引き」第 7 (1) ⑤イによれば納付の意思確認があった場合には、滞納者管理台帳に記載することが求められており、また、税外債権管理マニュアル（平成 27 年 9 月）においても、債務承認に近い記載として分割納付の記載個所に交渉記録を適切に残すとともに、債務承認について書面の提出を求めている。

したがって、時効の中断の根拠となる情報として適切に債権管理簿に記録するとともに債務者から債務承認にかかる書面を入手する必要がある。

## 第 1 1 同和対策専修学校等修学資金等貸付金

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「特別措置法」という。）に規定する特別対策のため、奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例を策定して実施していた事業
根拠法令等	奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例
所管部局	くらし創造部
担当課	人権施策課
制度内容	同和関係者で経済的理由により修学困難な者に対し、修学資金等を貸与する

同和対策専修学校等修学資金は、平成 13 年度末に失効した地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「特別措置法」という。）に規定する特別対策のため、奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例を策定して実施していた事業に係る貸付金である。特別措置法は、同法に規定する対象地域に居住する同和関係者の子弟であって、職業に必要な技術及び知識を習得するため、専修学校又は各種学校に入学するもののうち、経済的理由によって修学が困難なものに対し、修学資金等を貸与することにより、修学の奨励と就職の機会の拡大を図ることを目的としていた。

同和対策専修学校等修学資金対象者は、県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟で、職業に必要な技術及び知識を習得して自己の職業に活用しようとする意志が認められ、かつ、低所得世帯に属して経済的理由により修学が困難な者である。

貸付限度額は、以下のとおりである。

#### 【修学資金】

（月額、単位：円）

昭和 62 年から 昭和 63 年まで	平成元年から 平成 2 年まで	平成 3 年	平成 4 年から 平成 16 年まで
35,000	36,000	38,000	43,000

【通学用品等助成金】

(月額、単位：円)

昭和 62 年から 昭和 63 年まで	平成元年から 平成 3 年まで	平成 4 年から 平成 16 年まで
70,000	72,000	74,000

返還方法は、年賦又は半年賦による 20 年以内の均等払い（無利息、連帯保証人あり）である。

免除規定があり、本人が死亡した場合、又は、精神もしくは身体に著しい障害を受けたとき又はその他やむ得ない事情が認められる場合は、返還未済額の全額免除が認められ、前年所得が生活保護基準額の 1.5 倍を超えない場合は、5 年分間の返還額の免除が認められる。

(2) 債権の内容

名称	同和対策専修学校等修学資金等貸付金
根拠法令等	奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例（施行昭和 62 年 10 月から平成 14 年 3 月まで） 同廃止条例（平成 14 年 4 月から）
平成 29 年度末金額	41,767 千円
平成 29 年度末件数	169 件
債権の法的性質	私債権

(3) 未収金の内容

平成 29 年度末未収金額	38,456 千円
平成 29 年度末未収件数	114 件

(4) 未収金の推移

【奈良県同和对策専修学校及び各種学校修学資金】 (単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	6,941	3,403	153	3,384	49.0%
	過年度分	42,843	2,440	773	39,628	5.6%
	合計	49,784	5,844	927	43,013	11.7%
26年度	現年度分	5,567	2,879	457	2,230	51.7%
	過年度分	43,013	2,566	3,536	36,910	5.9%
	合計	48,580	5,446	3,993	39,141	11.2%
27年度	現年度分	5,002	3,033	54	1,914	60.6%
	過年度分	39,141	1,893	296	36,951	4.8%
	合計	44,143	4,927	350	38,865	11.1%
28年度	現年度分	3,860	1,966	55	1,838	50.9%
	過年度分	38,865	1,613	131	37,121	4.1%
	合計	42,726	3,580	186	38,959	8.3%
29年度	現年度分	3,405	1,665	399	1,340	48.8%
	過年度分	38,959	1,645	197	37,116	4.2%
	合計	42,364	3,311	596	38,456	7.8%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

2 分割納付

(1) 分割納付の手続

県では、奈良県同和对策専修学校及び各種学校修学資金等貸付金債権管理マニュアル(以下、本稿第11において「債権管理マニュアル」という。)第7「3 一部納付、分割納付等」に従い、経済的身体的状況を原因として返還猶予及び免除の対象となる債務者以外の債務者に対しては戸別訪問等を実施し、支払能力に応じて一部納付ないし分割納付を提案していたとのことである。そして、提案に応じた債務者からは、その償還意思を確認するものとして未収金の支払計画書を徴している。この支払計画書の入手は、時効を中断させる効果を有する。

(2) 結果又は意見

【意見】

県は分割納付の対象とした債務者の支払能力について、今後も定期的に調査を行い、賦払金の額(分割納付月額等)の見直しについて継続的に検討されたい。その調査においては、単に債務者等への事情聴取にとどまることなく、各種証明書等に基づく客観的具体的な検討にまで踏み込む必要がある。



分割納付を受ける場合の賦払金及び納付期間については、債務者と分割納付の交渉を実施した担当課の職員の判断に委ねられており、まずは継続的な元本回収を優先すべく、将来いつまで回収し続けなければならないかという納付期間よりも、今いくらまで回収できるかという賦払金の額を重視して決定されてきた。つまり、まず賦払金の額が決まり、その結果として回収期間が定まる。こうした運用を重ねてきた結果、分割納付者の賦払金は月額 1,000 円から 11,000 円程度、平均月額 4,000 円程度と幅が広く、平成 29 年度末時点での分割納付の残存返済期間は平均 9 年程度、長いもので 50 年程度となっており、奨学金の原則的な返済期間である 20 年（以内）と比して非常に長いものも見受けられる。

では、実際に賦払金の額を決める際に、どこまで債務者の支払能力について調査検討されたのか。担当課によれば、債務者への戸別訪問による事情聴取により判断されたとのことであるが、これを説明するに足るものは残っておらず、債務者の所得の状況、保有資産の状況など、支払能力に関して客観的具体的な検討がされていない。また、債務者からの申し出がない限り、支払計画書は見直されていない。

「債権管理マニュアル」にあるように、分割納付の条件は債務者の支払能力によって決定されるべきものであり、同時にその支払能力の変動に応じて見直されるべきものと考えられるから、県は、分割納付の対象とした債務者の支払能力について、定期的に調査を行い、賦払金の額（分割納付月額等）の見直しについて継続的に検討すべきである。ただし、その支払能力の判定に際しては、債務者からの口頭説明だけでなく、所得証明書や納税証明書などを入手して、これまで以上に客観的かつ具体的に支払能力を検討する必要がある。この点は債権管理マニュアルの見直しも必要となる。

### 3 延滞金

#### (1) 延滞金等に関する原則的な取り決め

奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例第 11 条（以下、「貸与条例」という。）で、「修学資金の貸与を受けた者は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 10.75%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。」と定めている。

また、続けて、「ただし、修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。」と免除規定を設けている。

## (2) 延滞金等に関する例外的な取り決め

(1) の原則的な取り決めに対して、県では従来から延滞金等を徴収していなかったため、平成 17 年度の包括外部監査の結果で、「期限内に返還した者との公平性を確保するためにも、条例にしたがって延滞金を徴収する必要がある。」「やむを得ない理由を明確にするなど具体的な取り扱いを取り決めたい。」「今後の対処方針や方法を検討する必要がある。」と指摘を受けている。

県は、この結果を措置するために、債権管理マニュアルを作成し、その「第 9 延滞金の免除理由」にて、以下の理由を「やむを得ない理由」として規定した。

奈良県同和对策専修学校及び各種学校修学資金等貸付金債権管理マニュアル（抜粋）

### 第 9 延滞金の免除理由

奈良県同和对策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例第 11 条ただし書きに定める「やむを得ない理由」については次の各号のいずれかとし、免除の必要を認めるときは、延滞金免除申請書を提出させるものとする。

- 1 債務者がその資産について自然災害、火災、盗難等により重大な被害を受けたと認められるとき。
- 2 債務者が疾病、負傷等により生活が困難であると認められるとき。
- 3 その他前各号に類する事由があるとき

上記のとおり、延滞金等を免除できるのは非常に限られた場合となっている。

しかし、県では、元金の返還が進まない者に対し更に 10.75%もの延滞金等を請求することは、かえって元金の返還に支障を生じることになること、及び経済的に困難な者を支援することが目的の事業であることを考慮し、債権管理マニュアル制定後も、上記の免除理由に該当しない滞納者からも延滞金等を徴収していなかった。

なお、平成 29 年度の収入未済額をもとに概算で延滞金等額を計算すると次のようになる。

計算の前提として、収入未済額の現年度分については、簡便的に年度中に平均して発生したと仮定する。この結果、平成 29 年度において現年度分から発生する延滞金等は、 $1,340 \text{ 千円} \times 1/2 \times \text{延滞利率 } 10.75\% = 72 \text{ 千円}$ となる。

一方、収入未済額の過年度分については、簡便的に年度末残高に延滞利率 10.75%を乗じて、 $37,116 \text{ 千円} \times 10.75\% = 3,989 \text{ 千円}$ となる。

この結果、平成 29 年度中において発生する延滞金等の金額が、72 千円 + 3,989 千円 = 4,061 千円となる。

同様に、平成 25 年度から平成 28 年度まで同様に計算すると、以下の表の結果となる。

(単位：千円)

年度	現年度分	過年度分	合計
平成 25 年度	181	4,260	4,441
平成 26 年度	119	3,967	4,086
平成 27 年度	102	3,972	4,074
平成 28 年度	98	3,990	4,088
平成 29 年度	72	3,989	4,061
合計	572	20,178	20,750

簡便的な計算であるが、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で、総額 20,750 千円の延滞金等が発生していることになる。

## (2) 結果又は意見

### 【結果】

県は修学資金の返還の延滞者に対し、延滞金等の支払いを求めるべきである。

県では、免除理由に関係なくすべての滞納者から延滞金等を徴収しておらず、債権管理マニュアルを作成したものの、その運用には至っていない。これでは、実質的に平成 17 年度の包括外部監査の結果が措置されたとは言い難く、期限内に修学資金を返還した者と滞納者との間での公平性が確保されていないままである。

免除理由に関係なく延滞金等を徴収しないのは、貸与条例違反である。

県は、債権管理マニュアルに定める延滞金等の免除理由に該当しない滞納者からは延滞金等を徴収すべきである。

なお、延滞金等について調定がされていないのは当課だけではなく、他の部局においても共通して見受けられたため、「第 2 6 県に対する総括的な結果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。

### 【意見】

貸与条例の延滞金等の割合の変更を検討することが望ましい。

経済的な理由で修学が困難な者に対する支援という事業の性格上、10.75%もの延滞金等を徴収すると本来の目的が達成できないと判断して県が延滞金等を徴収していない現状に鑑みると、延滞金等の割合が適正な範囲を上回っているものと推察される。

民法上の金銭債務の損害賠償金は、但し書きで「約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。」(民法第419条)とあるものの、5%(民法第404条)、改正民法では3%の予定である。

また、独立行政法人日本学生支援機構での無利息の奨学金(第一種奨学金)の延滞金等は以下のとおりである。

貸与種別	採用年度	貸与終了年度等	賦課内容
第一種奨学金 (無利息)	平成17年3月以前採用	平成10年2月以前に貸与が終了し、年1回振込用紙で返還	延滞している割賦金の額に対して、各返還期日から6月を経過した日(以下「延滞金賦課日」という。)ごとに、その6月について延滞金賦課日が平成26年3月31日までに該当するときは5%、平成26年4月1日以降に該当するときは2.5%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。
		平成10年3月以降に貸与が終了	延滞している割賦金の額に対して、各返還期日から6月を経過した日(以下「延滞金賦課日」という。)ごとに、その6月について延滞金賦課日が平成26年3月27日までに該当するときは5%、平成26年3月28日以降に該当するときは2.5%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。
	平成17年4月以降採用	—	延滞している割賦金の額に対して、各返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じて、平成26年3月27日までは年(365日当たり)10%、平成26年3月28日以降は年(365日当たり)5%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。

(出典：独立行政法人日本学生支援機構 ホームページ)

採用年度が平成17年4月以降のものを例にとると、「返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じて、平成26年3月27日までは年(365日当たり)10%、平成26年3月28日以降は年(365日当たり)5%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。」とのことから仮に平成29年度に返還した場合は、5%の割合が適用される。

一般論として、期限内の弁済を怠ったものに対して延滞金等を課すことは必要ではあるが、県が定める延滞金等の割合を一覧すると、相対的な割高感があり、経済情勢を踏まえた見直しの必要性を感じるところである。

なお、延滞金等の割合についての意見は、当課だけではなく他の部局においても共通して見受けられたため、「第2-6県に対する総括的な結果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。

## 第 1 2 中小企業高度化資金貸付金等

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	産業・雇用振興部
担当課	地域産業課
制度内容	「(2) 債権の内容」に記載。

#### (2) 債権の内容

名称	① 奈良県中小企業高度化資金貸付金 ② 奈良県中小企業近代化資金貸付金 ③ 奈良県小売商業高度化資金貸付金
根拠法令等	① 独立行政法人中小企業基盤整備機構法、 奈良県中小企業高度化資金貸付規則 ② 中小企業近代化資金等助成法、 奈良県中小企業近代化資金貸付規則 ③ 奈良県小売商業高度化資金貸付規則
平成 29 年度末金額	① 1,655,437 千円 ② 21,439 千円 ③ 22,079 千円
平成 29 年度末件数	① 26 件 ② 10 件 ③ 12 件
債権の法的性質	私債権

#### ① 奈良県中小企業高度化資金貸付金

##### (ア) 概要

中小企業高度化資金貸付事業は、中小企業者の行う他の事業者との連携又は事業の共同化、中小企業の集積の活性化に寄与する事業等に必要な資金を、中小企業者等に対し長期・低金利（又は無利子）により貸付けることにより、中小企業の振興を図ることを目的とした制度である。

中小企業者等に対しては、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」）と県が協調して資金を貸付けることとなっており、県内で行われる事業については、機構が県に財源を貸付け、県が財源を追加し、中小企

業者等に資金を貸付ける「A方式」が適用される。また、複数の都道府県にまたがる広域事業については、A方式とは反対に、県が機構に財源を貸付け、機構が財源を追加し、中小企業者等に対し資金を貸付ける「B方式」が適用される。

(イ) 貸付条件

貸付対象	工場の集団化、事業の共同化、協業化、その他共同して運営基盤の強化を図る県内の事業協同組合、商店街振興組合、共同出資会社等
貸付用途	土地、建物、構造物、設備
貸付限度額	貸付対象施設の設備資金の80パーセント又は90パーセント以内
償還期限	20年以内で、知事が適当と認める期間
据置期間	3年以内で、知事が適当と認める期間
利率	原則年0.45パーセント（平成30年度は年0.5パーセント）、特別な法律に基づく事業等は無利子
担保	原則として貸付対象施設及び不動産について徴求
保証人	連帯保証人2名以上
償還方法	原則年賦又は半年賦の元金均等割賦償還。ただし知事が適当と認める場合は定期償還又は元金不均等の割賦償還によることができる

(ウ) 貸付手続

借入申請を行おうとする中小企業者等は、高度化事業計画を作成の上、診断申込を知事へ提出する。知事は事業計画について調査・分析し、診断・助言を行う。診断の結果、中小企業者等は必要な場合には計画を修正し、知事に借入申請書を提出する。

その後、知事が適当と認める場合には貸付けの決定を行い、貸付金の請求を受け、交付がなされる。これに伴い、県と貸付金の交付を受けた中小企業者等は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約について強制執行認諾文言を記載した公正証書を作成する。

## ②奈良県中小企業近代化資金貸付金

### (ア) 概要

中小企業近代化資金貸付制度は、中小企業近代化資金等助成法に基づき、設備の近代化、合理化を進める中小企業に対し必要な資金の2分の1以内を無利子で貸付ける制度である。

なお、中小企業近代化資金等助成法は平成12年4月に小規模企業者等設備導入資金助成法へと改正され、中小企業近代化資金貸付制度が終了した。それにより平成12年度以降新たな貸付けはなく、県は既存の貸付金の回収のみを行っている。

### (イ) 貸付条件

貸付対象	資本金が1億円以下又は従業員300人以下(業種により1,000万円以下又は50人以下等)であることや、県内において現在の事業を1年以上営んでいる(創業者枠を除く)などの要件を備える企業であり、設備の近代化、合理化を進める必要性が高いと認められる中小企業
貸付用途	対象業種別に定められた機械設備等で、新品であり、県内において自社で使用するもの
貸付限度額	原則として貸付対象設備本体価格の2分の1以内で、1企業当たり50万円以上4,000万円以下(創業者枠は25万円以上2,000万円以下)
償還期限	原則5年以内
据置期間	1年以内
利率	無利子
担保	貸付金額1,000万円超の場合、強制。貸付金額1,000万円以下であっても、担保又は保証人のいずれかの設定が必要。
保証人	連帯保証人1名又は2名。法人企業に500万円超1,000万円以下の貸付けを行う場合には、保証人3名又は担保の設定が必要。
償還方法	原則年賦又は半年賦の元金均等割賦償還

### (ウ) 貸付手続

借入申請を行おうとする中小企業者は、診断申込書や決算書等必要な書類を県に提出する。県による書類審査ののち、中小企業診断士又は職員に

よる企業診断及び審査会による診断結果の審査検討の結果、貸付けを行うことが適当と認める場合には、知事は貸付けの決定を行い、貸付金の請求を受け、交付がなされる。これに伴い県と貸付金の交付を受けた中小企業者は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約について強制執行認諾文言を記載した公正証書を作成する。

### ③奈良県小売商業高度化資金貸付金

#### (ア) 概要

小売商業高度化資金貸付事業は、県下の小売商業者が大型店の進出、消費者ニーズの多様化等に対応できるよう店舗施設の改装等により共同化、大型化、連鎖化、事業転換を図るために要する資金の一部を貸付ける制度である。

なお、小売商業高度化資金貸付事業が平成 21 年度に終了したことから、新規の貸付けは行っておらず、既存の貸付金の回収のみを行っている。

#### (イ) 貸付条件

貸付対象	資本金又は出資金が 1,000 万円以下又は従業員の数が 50 人以下の小売商業者であって、県下において 1 年以上引き続き小売商業を営むもの
貸付用途	合併又は協同により設立する店舗の設置、店舗の増築や改築、改装
貸付限度額	原則として必要と認める資金の 2 分の 1 以内の額。加えて、事業に応じて 700 万円又は 1,000 万円を上限とする
償還期限	5 年以内
据置期間	6 か月以内
利率	無利子
担保	連帯保証人を立てない場合、物的担保を徴求
保証人	連帯保証人 1 名以上
償還方法	半年賦の元金均等割賦償還

#### (ウ) 貸付手続

借入申請を行おうとする小売商業者は、貸付申請書及び必要書類を知事に提出する。知事が書類を受理し、対象物件の実地検査の上、調査の結果貸付けを適当と認めたときは、貸付けの決定及び交付を行う。これに伴い、



県と貸付金の交付を受けた小売商業者は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約について強制執行認諾文言を記載した公正証書を作成する。

(3) 未収金の内容

平成 29 年度末未収金額	中小企業高度化資金貸付金：1,364,565 千円 中小企業近代化資金貸付金：21,439 千円 小売商業高度化資金貸付金：22,079 千円
平成 29 年度末未収件数	26 件（課の未収金合計）

(4) 未収金の推移

【奈良県中小企業高度化資金貸付金（A方式）】 (単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等（※） C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	234,080	229,007	0	5,073	97.8%
	過年度分	3,485,482	29,919	2,014,173	1,441,389	0.9%
	合計	3,719,563	258,926	2,014,173	1,446,462	7.0%
26年度	現年度分	162,414	157,341	0	5,073	96.9%
	過年度分	1,466,462	22,944	0	1,423,518	1.6%
	合計	1,608,877	180,285	0	1,428,591	11.2%
27年度	現年度分	104,888	94,395	0	10,493	90.0%
	過年度分	1,428,591	28,872	0	1,399,719	2.0%
	合計	1,533,479	123,267	0	1,410,212	8.0%
28年度	現年度分	51,097	46,021	0	5,073	90.1%
	過年度分	1,410,212	30,831	0	1,379,380	2.2%
	合計	1,461,306	76,853	0	1,384,453	5.3%
29年度	現年度分	69,572	64,494	0	5,078	92.7%
	過年度分	1,384,453	24,965	0	1,359,487	1.8%
	合計	1,454,026	89,460	0	1,364,565	6.2%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

平成 25 年度の不納欠損額 2,014,173 千円は、主に、B 協同組合に対して貸付けた平成元年度の 1,600,000 千円及び平成 2 年度の 400,000 千円のうち、回収不能となった額 1,931,926 千円である。当該貸付けは、知事や商工労働部長が債権を償還させず県に損害を与えた等として平成 14 年度に住民監査請求、住民訴訟の提起を受けたものであり、判決は平成 13 年以降の県の債権管理が不適切であるというものであった。組合は平成 19 年度に倒産し、組合や連帯保証人から担保不動産に対する競売等により一部弁済充当されたが、貸付額のうち多くが回収できず、不納欠損処理を行った。

【奈良県中小企業高度化資金貸付金（B方式）】

（単位：千円）

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等（※） C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	4,494	4,494	0	0	100.0%
	過年度分	44,639	0	44,639	0	0.0%
	合計	49,133	4,494	44,639	0	9.1%
26年度	現年度分	4,141	4,141	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	-
	合計	4,141	4,141	0	0	100.0%
27年度	現年度分	3,857	3,857	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	-
	合計	3,857	3,857	0	0	100.0%
28年度	現年度分	4,082	4,082	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	-
	合計	4,082	4,082	0	0	100.0%
29年度	現年度分	4,256	4,256	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	-
	合計	4,256	4,256	0	0	100.0%

（出典：財務会計システムのデータを元に県が集計）

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

【奈良県中小企業近代化資金貸付金】

（単位：千円）

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等（※） C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	89,219	905	43,341	44,973	1.0%
	合計	89,219	905	43,341	44,973	1.0%
26年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	44,973	2,628	5,447	36,898	5.8%
	合計	44,973	2,628	5,447	36,898	5.8%
27年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	36,898	722	4,571	31,605	2.0%
	合計	36,898	722	4,571	31,605	2.0%
28年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	31,605	777	3,585	27,243	2.5%
	合計	31,605	777	3,585	27,243	2.5%
29年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	27,243	1,293	4,510	21,439	4.7%
	合計	27,243	1,293	4,510	21,439	4.7%

（出典：財務会計システムのデータを元に県が集計）

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

## 【奈良県小売商業高度化資金貸付金】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	3,280	3,280	0	0	100.0%
	過年度分	71,854	1,627	19,253	50,974	2.3%
	合計	75,134	4,907	19,253	50,974	6.5%
26年度	現年度分	2,160	2,160	0	0	100.0%
	過年度分	50,974	1,378	7,064	42,532	2.7%
	合計	53,134	3,538	7,064	42,532	6.7%
27年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	42,532	1,209	3,425	37,898	2.8%
	合計	42,532	1,209	3,425	37,898	2.8%
28年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	37,898	1,180	5,607	31,111	3.1%
	合計	37,898	1,180	5,607	31,111	3.1%
29年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	31,111	7,392	1,640	22,079	23.8%
	合計	31,111	7,392	1,640	22,079	23.8%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

(5) 個別債権の状況

個々の債権について、抽出により 9 件の債権を確認したところ、以下のような状況が見られた。

県は、A 組合に対し、中小企業高度化資金貸付金として貸付けを行っている。A 組合に対する貸付けの概要及び貸付条件は以下のとおりである。

○貸付の概要 (単位：千円)

	貸付年度	貸付額	うち、県の負担額	用途
①	昭和 62	335,900	111,970	土地
②	昭和 63	1,436,770	478,930	建物、構築物
③	平成 4	305,980	102,000	倉庫
	合計	2,078,650	692,900	

(出典：県提供資料をもとに監査人集計)

○貸付条件

貸付利率	無利子
償還期間	① 土地：25 年（うち据置期間 5 年） ② 建物：20 年（同 5 年） ③ 倉庫：20 年（同 5 年）
最終償還期限	① 土地：平成 25 年 2 月 ② 建物：平成 21 年 2 月 ③ 倉庫：平成 24 年 11 月
担保	土地、建物に対し第 1 順位の抵当権
償還の特徴	傾斜償還（償還開始後 6 年目以降、償還額が増額）

(出典：貸付時資料より監査人作成)

## ○貸付決定時の償還予定額

(単位：千円)

年度	回数	① 土地	回数	② 建物	回数	③ 倉庫	合計
平成 5	1	6,718	-	-	-	-	6,718
平成 6	2	6,718	1	35,919	-	-	42,637
平成 7	3	6,718	2	35,919	-	-	42,637
平成 8	4	6,718	3	35,919	-	-	42,637
平成 9	5	6,718	4	35,919	-	-	42,637
平成 10	6	20,154	5	35,919	1	7,649	63,722
平成 11	7	20,154	6	125,717	2	7,649	153,520
平成 12	8	20,154	7	125,717	3	7,649	153,520
平成 13	9	20,154	8	125,717	4	7,649	153,520
平成 14	10	20,154	9	125,717	5	7,649	153,520
平成 15	11	20,154	10	125,717	6	26,773	172,644
平成 16	12	20,154	11	125,717	7	26,773	172,644
平成 17	13	20,154	12	125,717	8	26,773	172,644
平成 18	14	20,154	13	125,717	9	26,773	172,644
平成 19	15	20,154	14	125,717	10	26,773	172,644
平成 20	16	20,154	15	125,722	11	26,773	172,649
平成 21	17	20,154	-	-	12	26,773	46,927
平成 22	18	20,154	-	-	13	26,773	46,927
平成 23	19	20,154	-	-	14	26,773	46,927
平成 24	20	20,154	-	-	15	26,778	46,932
		<u>335,900</u>		<u>1,436,770</u>		<u>305,980</u>	<u>2,078,650</u>

(出典：貸付時資料)

当該貸付けは、地場産業の経営基盤強化等を目的として、組合員十数者による工場団地を造成するために実施されたものであるが、土地造成事業終了後、自己都合により2者が組合から脱退し、平成9年、10年度は1者からの償還が滞った。傾斜償還契約により平成10年度から土地、平成11年度から建物の償還額が多額になることや、景気の悪化や産業の衰退による売上低迷などの理由も相まって、当初の約定どおりの返済が難しくなったため、平成9年度から単

年度猶予の条件変更を実施し、平成 19 年度に行った最終の条件変更の結果、以下のような償還予定となっている。

○平成 19 年度の条件変更後の償還予定額と実際償還額 (単位：千円)

年度	償還予定額	実際償還額
平成 5	6,718	6,718
平成 6	42,637	42,637
平成 7	42,637	42,637
平成 8	42,637	42,637
平成 9	38,973	38,973
平成 10	59,569	59,569
平成 11	23,723	23,723
平成 12	46,622	46,622
平成 13	46,622	46,622
平成 14	27,135	27,135
平成 15	27,135	27,135
平成 16	27,135	27,135
平成 17	26,317	26,317
平成 18	25,351	25,351
平成 19	25,351	25,351
平成 20	1,183,849	25,351
平成 21	96,560	25,351
平成 22	96,560	27,720
平成 23	96,560	27,999
平成 24	96,551	27,999
平成 25	-	27,999
平成 26	-	20,799
平成 27	-	18,541
平成 28	-	19,617
平成 29	-	19,173
	2,078,650	749,122

(出典：償還計画及び回収状況表)

しかし、平成 20 年度から滞納が始まっており、平成 29 年度末（平成 30 年 3 月末）時点の未回収額は以下のようになっている。

（単位：千円）

貸付年度	貸付額(A)	未回収額(B)	割合(B)/(A)
昭和 62	335,900	224,448	66.8%
昭和 63	1,436,770	934,804	65.1%
平成 4	305,980	170,274	55.6%
合計	2,078,650	1,329,527	64.0%

（出典：貸付残高一覧表より監査人作成）

上表のように、平成 29 年度末時点で貸付額の 64%が回収されておらず、当該残高が地域産業課が抱える未収金のうち、大きな割合を占めるものとなっている。

なお、A 組合では、当初の十数者のうち 1 者倒産、1 者廃業、1 者休業（実質廃業）、1 者転業により、現在稼働しているのは十者弱である。

抵当権の行使については、それによる換価回収と事業継続による回収との比較による検討、及び当該貸付けが地場産業の振興・経営基盤強化を目的の一つとしていることを勘案し、県では担保物件としている土地、建物を現時点で換価するのではなく事業を継続させながら債権を回収することを目指している。その判断に至る過程として、抜本的な回収方策を検討したり、年に 1 度以上組合員と面談を実施し、各組合員の財務・経営状況を把握し、回収額の増額交渉などが行われている。

## （6）結果又は意見

### 【結果】

県は、条件変更を行った平成 9 年度時点において、担保物の追加や保証人の見直しなどを行い債権保全に努めることが必要であったと考えられ、今後の同種貸付案件においては、単年度猶予の条件変更を繰り返す前に、債権保全への対応を尽くす必要がある。

奈良県中小企業高度化資金貸付金については、担保として貸付対象施設及び不動産の提供が求められ、また、保証人として連帯保証人 2 名以上が要求されているが、県の A 組合への貸付は条件変更を行った平成 9 年度より、事業継続による事業収入からの返済が継続されてきた。これは、県が担保物件

としている土地、建物を換価することは趣旨になじまないと判断し、事業を継続させながら債権を回収することを主導してきた結果である。

しかしながら、当貸付けは当初の最終償還年度から5年を経過した平成29年度末時点に至っても、貸付額の6割超1,329百万円が未回収となっている。

当組合が提供した担保提供資産は流動性が低く、換価には困難性を伴うことは容易に想像でき、本来は、このような債権額の大きさに鑑み、より慎重かつ丁寧に案件に対処する必要があったと考える。

このように、県は、条件変更を行った平成9年度時点において、担保物の追加や保証人の見直しなどを行い、債権保全に努めることが必要であったと考えられ、今後においては、再びこのような事態を招来しないよう債権保全への対応を十分に尽くす必要がある。

#### 【意見】

県は機構と連携して、組合員が実施する事業について、経営改善の助言を実施する、経営の専門家より助言を受ける、中期経営計画の策定とその実行を支援し、実施状況をモニタリングするなど、より踏み込んだ施策の実施を検討すべきである。その上で、事業者の意欲と能力に応じて、地域産業振興の趣旨に鑑みた一定の猶予や免除についての考慮がされうるものと思料する。

当貸付けは平成9年度より当初の約定どおりの回収が困難となったため、県は、昭和62年度及び昭和63年度の貸付けについては平成9～19年度まで、平成4年度の貸付けについては平成15～19年度まで、いずれについても単年度猶予の条件変更を繰り返しており、この結果、昭和63年度に実施した貸付けの契約上の最終償還年度である平成20年度に1,183百万円もの多額の償還を受けることになっていた。

このようなあまりにも後過重な償還計画は実現可能性に乏しいものの、機構が定める最終償還年度延長の要件を充たしておらず、計画上は最終償還年度の延長ができなかった経緯があった。

しかしながら、単年度猶予を繰り返して計画をたてながらも条件変更を繰り返しては、回収が進まないのも事実である。

返済計画は経営計画とセットで検討されるべきものであるから、県は機構と連携して、組合員が実施する事業について、経営改善の助言を実施する、経営の専門家より助言を受ける、中期経営計画の策定とその実行を支援し、実施状況をモニタリングするなど、より踏み込んだ施策の実施を検討すべきである。

そうした活動を通じて、当貸付けが目的とするところの地域産業振興についての実情への理解がより深まるものと期待され、地域産業振興の視点から



の回収猶予や免除についての考慮についても展望しうるのではないかと思料する。

### 第 1 3 中央卸売市場施設使用料等

#### 1 概要

##### (1) 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	奈良県中央卸売市場条例
所管部局	農林部
担当課	マーケティング課、中央卸売市場
制度内容	「(2) 債権の内容」に記載。

##### (2) 債権の内容

名称	施設使用料 水道使用料 電気使用料納付金 下水道使用料納付金
根拠法令等	奈良県中央卸売市場条例
平成 29 年度末金額	581,606 千円
平成 29 年度末件数	6,228 件
債権の法的性質	非強制徴収公債権（施設使用料） 私債権（水道使用料、電気使用料納付金、下水道使用料納付金）

上記債権は、中央卸売市場の利用者から県に納められる施設使用料、及び利用者が市場において使用している電気、水道及び下水道使用料である。使用料の計算方法は、以下のとおりである。

卸売業者市場使用料	卸売金額の 0.25%に相当する額及び卸売場面積 1 平方メートルにつき月額 180 円
仲卸業者市場使用料	許可を受けて買い入れた物品の販売金額の 2.5%に相当する額及び仲卸売場面積 1 平方メートルにつき月額 1,320 円
買荷保管所使用料	1 平方メートルにつき月額 680 円
買荷積込所使用料	1 平方メートルにつき月額 840 円
荷さばき場使用料	1 平方メートルにつき月額 490 円
屋上駐車場使用料	1 台につき月額 7,200 円
倉庫使用料	倉庫 A...1 平方メートルにつき月額 910 円

	倉庫 B...1 平方メートルにつき月額 600 円
冷蔵庫使用料	A 棟...1 棟につき月額 2,700 千円 B 棟...1 棟につき月額 2,260 千円 C 棟...1 棟につき月額 550 千円
バナナ加工室使用料	1 棟につき月額 1,200 千円
加工場使用料	1 平方メートルにつき月額 960 円
福利厚生施設使用料	1 平方メートルにつき月額 1,200 円
関連事業者市場使用料	1 平方メートルにつき月額 2,520 円
銀行事務所使用料	1 平方メートルにつき月額 1,440 円
関係業者・団体事務所使用料	1 平方メートルにつき月額 1,200 円
水道使用料	使用水量 1 立方メートルにつき 65 円
郵便局事務所使用料	1 平方メートルにつき月額 1,560 円

(出典：奈良県中央卸売市場条例施行規則 98 条、別表第 5)

(3) 未収金の内容

平成 29 年度末未収金額	22,658 千円
平成 29 年度末未収件数	391 件

(4) 未収金の推移

県中央卸売市場における未収金は以下のとおりである。

【施設使用料】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	308,615	304,635	3,980	0	98.7%
	過年度分	34,046	3,668	5,922	24,455	10.8%
	合計	342,662	308,303	9,903	24,455	90.0%
26年度	現年度分	317,333	316,531	0	801	99.7%
	過年度分	24,455	2,284	0	22,170	9.3%
	合計	341,788	318,816	0	22,972	93.3%
27年度	現年度分	317,611	316,524	0	1,087	99.7%
	過年度分	22,972	798	2,542	19,631	3.5%
	合計	340,584	317,323	2,542	20,718	93.2%
28年度	現年度分	310,909	310,909	0	0	100.0%
	過年度分	20,718	609	2,441	17,667	2.9%
	合計	331,628	311,519	2,441	17,667	93.9%
29年度	現年度分	313,529	313,529	0	0	100.0%
	過年度分	17,667	550	4,683	12,434	3.1%
	合計	331,196	314,079	4,683	12,434	94.8%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

【水使用料】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	9,309	9,211	97	0	98.9%
	過年度分	2,222	67	863	1,291	3.0%
	合計	11,531	9,279	961	1,291	80.5%
26年度	現年度分	8,967	8,950	0	17	99.8%
	過年度分	1,291	77	0	1,213	6.0%
	合計	10,258	9,027	0	1,230	88.0%
27年度	現年度分	8,728	8,722	0	6	99.9%
	過年度分	1,230	89	3	1,137	7.2%
	合計	9,959	8,811	3	1,143	88.5%
28年度	現年度分	8,759	8,758	0	0	100.0%
	過年度分	1,143	8	141	993	0.7%
	合計	9,903	8,767	141	993	88.5%
29年度	現年度分	8,409	8,409	0	0	100.0%
	過年度分	993	8	379	606	0.8%
	合計	9,403	8,417	379	606	89.5%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

## 【電気使用料納付金】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	99,318	98,155	1,163	0	98.8%
	過年度分	14,298	1,218	22,802	10,277	8.5%
	合計	113,617	99,373	3,966	10,277	87.5%
26年度	現年度分	114,814	114,434	0	379	99.7%
	過年度分	10,277	507	0	9,769	4.9%
	合計	125,091	114,942	0	10,149	91.9%
27年度	現年度分	104,651	104,346	0	305	99.7%
	過年度分	10,149	170	815	9,163	1.7%
	合計	114,801	104,517	815	9,468	91.0%
28年度	現年度分	86,412	86,404	7	0	100.0%
	過年度分	9,468	103	1,463	7,902	1.1%
	合計	95,881	86,507	1,471	7,902	90.2%
29年度	現年度分	86,944	86,944	0	0	100.0%
	過年度分	7,902	8	1,672	6,221	0.1%
	合計	94,846	86,952	1,672	6,221	91.7%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

## 【下水道使用料納付金】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	32,364	32,024	339	0	98.9%
	過年度分	6,142	240	890	5,011	3.9%
	合計	38,506	32,265	1,229	5,011	83.8%
26年度	現年度分	31,285	31,227	0	58	99.8%
	過年度分	5,011	248	0	4,763	4.9%
	合計	6,297	31,475	0	4,821	499.8%
27年度	現年度分	30,789	30,767	0	22	99.9%
	過年度分	4,821	182	11,053	4,627	3.8%
	合計	35,611	30,950	11,053	4,650	86.9%
28年度	現年度分	30,766	30,765	0	0	100.0%
	過年度分	4,650	8	439	4,202	0.2%
	合計	35,416	30,774	439	4,202	86.9%
29年度	現年度分	29,578	29,578	0	0	100.0%
	過年度分	4,202	8	798	3,395	0.2%
	合計	33,780	29,586	798	3,395	87.6%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

#### (ア) 債権管理

滞納月数が 3 か月未満の滞納者に対しては、納入督促及び納入指導を行う。滞納月数が 3 か月以上の滞納者に対しては、滞納者の事情聴取を行って納付を促し、納付に至らない場合は分納による納付確約又は保証金の充当を行う。

市場長は、同一年度内に 2 回保証金を充当したが、さらに滞納が発生した場合や納付確約を守らない場合には、滞納者を退去させることができる。

納入督促について、平成 29 年度は、文書により 664 回及び訪問により 244 回実施されたとのことである。

#### (イ) 監査の過程

まず、債権を管轄しているマーケティング課及び中央卸売市場の担当者から未収金の発生状況をヒアリングした。

そして、債権管理簿の記載内容の妥当性、異常項目の有無を確認するために、債権の内訳資料を閲覧し、資料より債権管理簿を 4 件抽出し、サンプルテストを行った。

#### (5) 結果又は意見

##### 【意見】

債権管理台帳には、すべての滞納整理事務を記載する必要がある。

閲覧した債権管理台帳のうち、施設使用料、水道使用料、電気使用料及び下水道使用料の未収金について、平成 20 年 10 月 28 日から平成 23 年 7 月 21 日までの間、催告の状況が一切記載されていないものが 1 件（債権合計 2,597 千円）あった。

県は財務事務の適切性を県民に正しく説明する責任を有するが、債権管理簿の記載がない以上、説明責任を果たすことはできないと考える。

また、会計局、監査委員事務局あるいは包括外部監査等の調査や監査においては、財務事務が適切に実施されていたかどうかを直接確認できないため、多くの場合においては、財務事務の実施時に残される証憑書類やそこに残された記載をもって確認することとなる。現在の担当職員によれば、当該期間においても月に一度は債務者への催告を行っていたとのことであるが、債権管理台帳に記載がない以上、その状況を把握することができず、債権管理が適切に行われていたかについて確認することができない。平成 17 年度の包括外部監査にて協議記録を適正に管理すべきとの意見を受けたことも踏まえ、県の説明責任を果たすとともに、調査や監査による第三者のチェックを効果

的に行うためにも、債権管理台帳にはすべての滞納整理事務を記載する必要がある。

現在は適切に債権管理台帳への記載が行われていることが認められるが、職員は引き続き債権管理への意識を高く持ち、滞納整理事務を適切に実施されたい。

#### 【結果】

約 2,600 千円の債権に対し、月 2 千円で分割回収中の事案があり、全額回収が非現実的な状況となっている。今後、分割納付について合意する際には、全額回収について現実性を帯びた合理的な期待ができる期間内に収まるようにすべきである。

市場内業者である株式会社 A に対し、県が検針システムのメーターと店舗との紐づけ設定を誤ったため、電気使用料等を 7,150 千円過少に請求したことが平成 24 年 2 月に発覚した。株式会社 A は時効を援用し、県は消滅時効期間が経過した 4,367 千円について不納欠損処理を行った。その後、株式会社 A との交渉を経て、平成 25 年度以降は月 2 千円の回収を受け入れ、平成 30 年 3 月末時点で 2,662 千円が未収となっている。

当該事案は、県の設定誤りによって請求金額が過少となったため、事業者の主張をそのまま受け入れる状況となっており、平成 25 年の納付確約書では、平成 25 年度は月 2 千円ずつ、平成 26 年 4 月以降については月 3 千円以上の納付確約が謳われているが、平成 26 年度以降も実際の入金は月 2 千円のみで、その後の納付確約書の更新締結にも至っていない。

約 2,600 千円に対して、月 2 千円の回収額では、回収までに 100 年以上かかるため現実的ではない。平成 27 年度に作成された県の「税外債権の管理マニュアル」では、分割納付の期間について、双方の合意によって定めることは可能であるものの、2 年間を目安とした納付計画を立てることとしている。また、分割納付期間中も延滞金が発生するため、分割納付期間が長期にわたることは債務者にとっても負担となりうる。

今回の債権の発生は県の誤りに起因しているが、今後も様々な理由により分納契約となる事案が生じることが考えられる。債権の全額回収を促進するためには、債務者に対して長期分納のデメリットを説明して早期完納を促すとともに、「税外債権の管理マニュアル」を参考に全額回収について現実性を帯びた合理的な期待ができる期間内に収まるようにすべきである。

今回の分割納付についても、これまでの経緯を踏まえると、マニュアルの 2 年間目安にこだわるものではないが、全額回収を見込みうると担当課とし

て合理的に説明できる期間内完済を目指した納付確約書の取得に尽力された  
い。

#### 【意見】

事業者から提出された事業報告書を、事業者の経営分析に活用することが  
望まれる。

県は、卸売業者は法に基づいて、また、仲卸業者は条例に基づいて事業報  
告書の提出を受けているが、当該資料は主として統計データの作成に利用さ  
れている。

仲卸業者については経営状況の悪い事業者を毎年数社抽出し、経営診断を  
行っている。しかしながら、経営診断の受診には強制力がなく、助言が必要  
な事業者に診断を行えない場合もある。

提出された事業報告書を事業者の経営分析に活用するとともに、県が事業  
者を指導・助言することにより、滞納金の発生を未然に防ぐことが可能であ  
ると考えられる。また、当該分析を通して県が事業者の経営状況について把  
握することにより、所管課・市場全体で情報共有を行い滞納債権の発生防止  
に役立てることが可能であり、事業者とのコミュニケーションの促進にもつ  
ながると考えられる。

事業報告書の積極的活用が望まれる。

#### 【結果】

滞納している債権に対し延滞金を徴収していないが、分割納付により返済  
を受けた場合であっても当該元本部分に対応する延滞金は徴収しなければな  
らない。徴収せずに減免を行うのであれば適切な手続きを経る必要がある。

「県の税外収入にかかる延滞金の徴収に関する条例」第2条第1項により、  
県税以外の公債権については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数  
に応じ、滞納金額につき年 10.75%の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する  
規定となっている。

しかし、滞納となっている市場使用料について、県は延滞金の計算及び徴  
収をしていない。事業者の経営状況等を勘案した上でのことであると担当課  
は説明しているが、経緯を示す決裁書等もなく、事実関係を確認することは  
できなかった。

当未収金の現年度調定額に対する収納率は、ここ 5 年程度は、ほぼ 100%  
で推移しており、新たな未収金の発生が非常に抑制されていることは評価に  
値する。ただし、過年度に生じた未収金のうち、元本（分納により支払われ



た元本部分を含む。)である市場使用料の全部または一部が返済された場合には、その時点で当該返済を受けた元本に対応する延滞金は確定するから、延滞金を調定し納入の通知をしなければならない。

なお、延滞金等について調定がされていないのは担当課だけではなく、他の部局においても共通して見受けられたため、「第2-6 県に対する総括的な結果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。

また、延滞金の減免については、同条例同条第2項に、税外収入を納期限内に完納しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合には減免することができる規定がある。減免の可否については、その時々俗人的な判断を排するために、まずは事業者から延滞金減免申請書を受領し、当該申請に基づき課としての可否判断を決裁することが必要と考えられる。

## 第 1 4 農業経営構造対策事業費補助金返還金

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	アグリ・チャレンジャー支援事業
根拠法令等	食料・農業・農村基本法、アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領、奈良県農業経営構造対策事業費補助金交付要綱
所管部局	農林部
担当課	担い手・農地マネジメント課
制度内容	「① 制度内容」に記載。

#### ① 制度内容

アグリ・チャレンジャー支援事業は、農業生産を核として加工、流通、情報、交流等の分野に取り組むアグリ・ビジネスに積極的に挑戦する「アグリ・チャレンジャー」を支援するため、国の財源により農業事業に要する経費の一部を補助する事業である。アグリ・ビジネスとは、農業を中心に農産物加工、貯蔵、流通販売、農機具・肥料製造などを含めた産業としての農業を指す。補助金は国から県へと交付され、県から市町村、市町村から補助事業者へと交付される。

事業としては、プロポーザル事業、ビジネス・サポート事業、ビジネス・スタート事業の3つがあり、このうち県が補助金を交付したものはビジネス・スタート事業である。

なお、平成17年4月に「強い農業づくり交付金実施要綱」が施行されたことに伴い、平成16年度末に当該事業は終了している。

#### ② 補助の対象となる団体

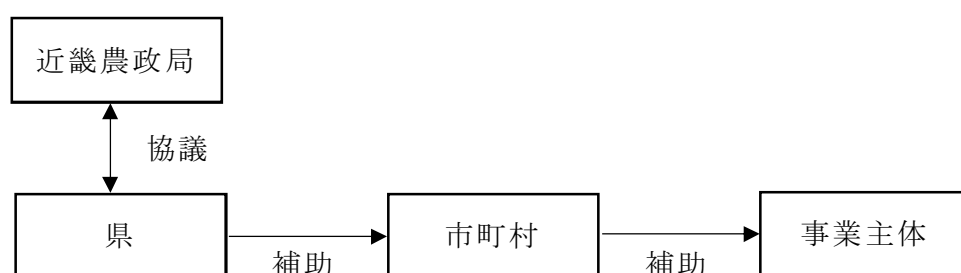
農業協同組合、土地改良区、農業委員会、公社、農事組合法人、集落営農機構等農業者等の組織する団体、第三セクター等、その他市町村長が適当と認める団体であり、受益戸数3戸以上のもの。

#### ③ 補助率

事業に要する経費の2分の1以内について補助する。

#### ④補助事業の事務手続

補助を受けようとする事業主体は、市町村の指導のもとにアグリ・ビジネスの展開方針等を定めたビジネス・スタート事業計画を作成し、市町村を経由して県の承認を受ける。県は、近畿農政局長と協議を行い、事業計画の内容を検討し、承認を行う。承認を受けた事業主体は、補助金の交付の申請を行い、県は、当該書類を受理し適当と認められた場合には、補助金の交付を決定する。その後、事業主体は事業計画に基づくすべての事業が完了したときに、市町村を通じて県に報告し、県はこれを取りまとめ、近畿農政局に提出する。



#### (2) 債権の内容

名称	農業経営構造対策事業費補助金返還金
根拠法令等	食料・農業・農村基本法、アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領、奈良県農業経営構造対策事業費補助金交付要綱
平成 29 年度末金額	23,441 千円
平成 29 年度末件数	1 件
債権の法的性質	私債権

県及び都祁村（平成 17 年 4 月に奈良市に編入）は、平成 16 年 7 月に有限会社 A に対し、平成 16 年度アグリ・チャレンジャー支援事業にかかる補助金を交付することを決定した。事業内容は果物の収穫体験施設の開設・運営であり、事業費は 189,000 千円、補助金額は 72,000 千円（補助率 38.10%）である。

その後、平成 24 年 11 月に有限会社 A は株式会社 X に合併され、有限会社 A は解散した。それに伴い、補助対象となる要件である「受益戸数 3 戸以上を含む団体」の要件を欠いた状態となったため、奈良市は平成 27 年 10 月に

株式会社 X に対し、交付確定金額を控除した 23,441 千円について補助金等変更交付決定及び補助金等返還命令を行った。

これを踏まえ、平成 29 年 10 月に県から奈良市に対し、同額について補助金等変更交付決定及び補助金等返還命令を行い、農業経営構造対策事業費補助金返還金として、23,441 千円の債権が生じている。

なお、時効については地方自治法第 236 条第 1 項を適用し、5 年としている。

(3) 未収金の内容

平成 29 年度末未収金額	23,441 千円
平成 29 年度末未収件数	1 件

平成 27 年 10 月に奈良市が株式会社 X に対して発出した補助金等変更交付決定及び補助金等返還命令を送付後、株式会社 X は異議を申し立てたが、X の異議申立は却下された。

株式会社 X は奈良市に対して、平成 28 年 6 月に異議申立却下決定取消請求（平成 28 年 8 月訴え取下げ）、平成 28 年 12 月に補助金等変更交付決定無効確認請求（平成 29 年 8 月奈良市勝訴）を提訴した。平成 29 年 8 月には債務不存在確認請求を提訴したが、奈良市が不当利得返還請求を反訴したため、株式会社 X は債務不存在確認請求を取下げ、不当利得返還請求は平成 30 年 11 月に奈良市の勝訴で判決が確定した。

当該判決の確定を踏まえて、奈良市は株式会社 X に対し催告書を送付し、県は市に対し催告書を送付している。

(4) 未収金の推移

【農業経営構造対策事業費補助金返還金】 (単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等 (※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	0	0	0	0	-
	合計	0	0	0	0	-
26年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	0	0	0	0	-
	合計	0	0	0	0	-
27年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	0	0	0	0	-
	合計	0	0	0	0	-
28年度	現年度分	0	0	0	0	-
	過年度分	0	0	0	0	-
	合計	0	0	0	0	-
29年度	現年度分	23,441	0	0	23,441	0.0%
	過年度分	0	0	0	0	-
	合計	23,441	0	0	23,441	0.0%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

(5) 結果又は意見

【結果】

補助金の交付を受けた事業主体が補助要件を欠くことが明らかになり、返還請求すべき金額が確定した時点で、当該補助金の返還請求について調定をしていなかった。効果的な債権管理及び正しい情報公開のために、しかるべき時期に調定を実施すべきである。

前述のとおり、当該補助金は、平成 16 年度に奈良市が事業主体（有限会社 A）に交付決定をしたことに伴い、国から県そして県から奈良市へと交付されたものであるが、当該事業主体は平成 24 年 11 月に株式会社 X に吸収合併されたことにより、「受益戸数 3 戸以上のものに限る」という補助要件を欠くこととなった。

奈良市は、国、県と協議の上、株式会社 X に対し、補助要件を充たすよう再三改善指導を行ったが、応じる姿勢が見られないことから、平成 27 年 10 月に株式会社 X へ補助金の変更交付決定及び返還命令を発した。一方で、県が調定を実施し奈良市に対する返還命令書を発したのは、奈良市が上記の変更交付決定に対する訴訟に勝訴した後の平成 29 年 10 月である。

問題は、調定はいつ実施すべきかという調定の時期である。歳入の調定は、歳入の徴収に関する地方公共団体の内部的意思決定であり、債権の発生を画する行為であるから、その収入の発生の原因となった事実が生じたときに行わなければならない。株式会社 X から奈良市に異議申立があり、また奈良市との間で訴訟が継続中であったため、県は、弁護士による法律相談や国との協議結果を踏まえ、調定を行わずに保留していたとのことであるが、奈良市が国や県とも協議のうえで返還命令等を発したことのものが、収入の発生の原因となった事実が生じていることを裏付けるものであり、奈良市は株式会社 X に対する債権の存在を前提に訴訟等に対応していたのであるから、県は、遅くとも奈良市が株式会社 X へ返還命令等を行った平成 27 年度において返還請求の調定をすべきであったと考えられる。

なお、当該債権は平成 29 年 11 月に納期日を迎えていることから、奈良県補助金交付規則第 17 条第 4 項によれば納期日の翌日から年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金が生じることになる。しかし県は、奈良市に課する延滞金は奈良市ではなく株式会社 X が実質負担すべきものであり、それが同社の経営負担となれば奈良市の回収額に大きな影響を及ぼすとの配慮から、奈良市に対し、延滞金の免除を定める同規則同条第 6 項の適用を検討している。

#### 奈良県補助金交付規則（抜粋）

##### 第 17 条

- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 知事は、第一項又は第四項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

## 第 15 修学支援奨学金貸付金元金収入等

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	奈良県高等学校等奨学金貸与条例
所管部局	奈良県教育委員会事務局
担当課	学校支援課
制度内容	「学びたい」と強く思いながら、経済的な理由で学校へ通いにくい高校生・高等専門学校生・専修学校高等課程生・特別支援学校生に、貸与する制度

#### (2) 債権の内容

名称	修学支援奨学金貸付金元金収入等
根拠法令等	奈良県高等学校等奨学金貸与条例
平成 29 年度末金額	440,698 千円
平成 29 年度末件数	2,169 件
債権の法的性質	私債権

奈良県高等学校等奨学金は、「学びたい」と強く思いながら、経済的な理由で学校へ通いにくい高校生・高等専門学校生・専修学校高等課程生・特別支援学校生に、貸与する制度である。

奈良県高等学校等奨学金には、修学支援奨学金と育成奨学金がある。

両者の貸与要件は、以下の表のとおりである。

修学支援奨学金	育成奨学金
① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）又は高等専門学校に在学している者	① 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む）又は専修学校の高等課程に在学している者
② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者	② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者	③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.0 以上であること</li> </ul>
④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族全員の収入額の合計が生活保護基準の 1.5 倍以内であること</li> </ul>	④ 経済的理由により、修学が困難と認められる者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族全員の収入額の合計が生活保護基準の 1.5 倍以内。校長の推薦により、特に意欲があると認められる場合にあっては、3.0 倍以内であること</li> </ul>
⑤ 地方公共団体、その他公共団体から学資の貸与、又は給付を受けていない者	⑤ 地方公共団体、その他公共団体から学資の貸与、又は給付を受けていない者

貸与額と対応する返還額は下の表のとおりである。

【返還の例】 36 か月貸与された場合

区分		貸与月額	返還総額	毎月返還額	半年毎の返還額
国公立	自宅	18,000 円	648,000 円	5,400 円	32,400 円
	自宅外	23,000 円	828,000 円	6,900 円	41,400 円
私立	自宅	30,000 円	1,080,000 円	9,000 円	54,000 円
	自宅外	35,000 円	1,260,000 円	10,500 円	63,000 円

奨学金の貸与の終了月の翌月から起算して 6 か月を経過した後 10 年以内に月賦又は半年賦（一括返還可）の返済となる。なお、滞納金（延滞金）には年 10.95%の延滞利息が加算される。

振込時期は概ね下の表のとおりである。

	新規貸与	継続貸与
前期 (4 月から 9 月分)	8 月中旬	4 月下旬
後期 (10 月から 3 月分)	10 月中旬	



返還には猶予制度があり、初年度は返還期日の1か月前までに申請が必要であり、次年度以降は毎年申請が必要となる。

猶予申請の事由と猶予期間は下の表のとおりである。

事由	猶予期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が大学、短期大学、大学院、専修学校、各種学校へ進学した場合又は留学した場合あるいは高校在学中の場合</li> </ul>	在学中 （ただし、留学は3年が限度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学（受験）準備中で予備校等に在学している場合</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病・負傷した場合</li> </ul>	通算3年が限度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害にあった場合</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動中にもかかわらず就労できない場合</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護を受けている場合又は生活保護基準相当額以下の世帯収入の場合</li> </ul>	該当する期間

さらに、貸与を受けた者が次の場合には、残額の全部又は一部の返還が免除される。

事由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与を受けた者が死亡した場合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与を受けた者が心身の著しい障害により返還が困難になった場合</li> </ul>

### (3) 未収金の内容

平成29年度末未収金額	440,698千円
平成29年度末未収件数	2,169件

(4) 未収金の推移

【修学支援奨学金】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	152,128	104,258	0	47,869	68.5%
	過年度分	147,740	9,804	0	137,936	6.6%
	合計	299,868	114,062	0	185,805	38.0%
26年度	現年度分	177,264	125,282	0	51,981	70.7%
	過年度分	185,805	12,398	872	172,534	6.7%
	合計	363,069	137,680	872	224,516	38.0%
27年度	現年度分	187,423	136,169	0	51,254	72.7%
	過年度分	224,516	11,206	703	212,606	5.0%
	合計	411,939	147,375	703	263,860	35.8%
28年度	現年度分	199,990	147,313	0	52,676	73.7%
	過年度分	263,860	9,345	316	254,198	3.5%
	合計	463,850	156,658	316	306,875	33.8%
29年度	現年度分	205,767	155,171	0	50,596	75.4%
	過年度分	306,875	20,313	687	285,875	6.6%
	合計	512,642	175,484	687	336,471	34.3%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

【育成奨学金】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	115,952	100,636	0	15,316	86.8%
	過年度分	33,041	3,062	0	29,979	9.3%
	合計	148,993	103,698	0	45,295	69.6%
26年度	現年度分	123,783	107,594	0	16,188	86.9%
	過年度分	45,295	3,391	1,464	40,439	7.7%
	合計	169,078	110,986	1,464	56,628	66.2%
27年度	現年度分	143,059	123,668	0	19,391	86.4%
	過年度分	56,628	4,451	453	51,723	7.9%
	合計	199,687	128,120	453	71,114	64.3%
28年度	現年度分	165,081	143,392	0	21,688	86.9%
	過年度分	71,114	2,503	81	68,529	3.5%
	合計	236,195	145,895	81	90,218	61.8%
29年度	現年度分	189,027	165,962	0	23,064	87.8%
	過年度分	90,218	8,926	129	81,162	9.9%
	合計	279,245	174,888	129	104,227	62.7%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

## 【修学支援奨学金 + 育成奨学金】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	268,080	204,894	0	63,185	76.4%
	過年度分	180,781	12,866	0	167,915	7.1%
	合計	448,861	217,760	0	231,100	48.5%
26年度	現年度分	301,047	232,876	0	68,169	77.4%
	過年度分	231,100	15,789	2,336	212,973	6.8%
	合計	532,147	248,666	2,336	281,144	46.7%
27年度	現年度分	330,482	259,837	0	70,645	78.6%
	過年度分	281,144	15,657	1,156	264,329	5.6%
	合計	611,626	275,495	1,156	334,974	45.0%
28年度	現年度分	365,071	290,705	0	74,364	79.6%
	過年度分	334,974	11,848	397	322,727	3.5%
	合計	700,045	302,553	397	397,093	43.2%
29年度	現年度分	394,794	321,133	0	73,660	81.3%
	過年度分	397,093	29,239	816	367,037	7.4%
	合計	791,887	350,372	816	440,698	44.2%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

上記のとおり、現年分の収納率は70%超の高い率であるが、過年度分の収納率は10%未満まで落ち込むのがわかる。現年度で回収できなければ、翌年度以後での回収は極端に悪くなる傾向にあることが分かる。

## (5) 未収金の管理方法

県は、奨学金管理システムに、Microsoft社のAccessを使用している。

県は、現在、修学支援奨学金、育成奨学金以外にも、地域改善対策奨学金（高校）、地域改善対策奨学金（大学）、高校全日制課程等修学奨励金、定・通制課程修学奨励金の4つの奨学金を当該システムで管理しており、それぞれの奨学金の平成29年度末の案件数は、以下のとおり17,110件にもものぼる。

奨学金名	件数
地域改善対策奨学金（高校）	4,591件
地域改善対策奨学金（大学）	2,078件
高校全日制課程等修学奨励金	1,298件
定・通制課程修学奨励金	1,340件
修学支援奨学金	4,532件
育成奨学金	3,271件
合計	17,110件

(6) 結果又は意見

【意見】

県は、平成 31 年度に運用が予定されている奨学金管理システムの更新において、課題を解決する仕様に更新することが望まれる。

Microsoft のホームページによれば、Access のデータベースは最大で 2 GB であり、調査時点での県のデータベースの容量は 1.03GB であったが、奨学金 1 件につき、貸与、返還、督促、住所等の基本データ等が保存されることから、これからの奨学生の増加や返還滞納者の増加を考慮すると、いずれ容量が不足することが予想される。

また、Microsoft のホームページによれば、同時ユーザ数は最大 255 名となっているが、県では常時 10 名以上の職員が同時にデータベースにアクセスしている。

上記が直接影響しているかどうかは判断できないが、業務中にアプリケーションが停止する、業務処理に時間がかかる等障害が発生し、県職員の業務が著しく不効率となっているとのことであった。

そもそも奨学金管理システムを使用するには Access の知識が必要となるため、他課から担当課へ異動してきた職員は、Access を使いこなせるようにならなければ、本来業務の実施もままならない状況となっている。

この状況の中、現行のシステムは、平成 21 年度に開発されたものであり、社会保障・税番号制度への対応が困難であることから、平成 31 年度にシステムの更新を予定している。

なお、このシステム更新に併せて、アクセス制御やログ管理などのセキュリティ対策の強化を行う予定である。

県はシステム更新時に、上記障害等の課題を解決できる仕様に更新することを期待する。

## 2. 貸与の手続

(1) 貸与時の手続

奨学金の振込みのスケジュールは以下のとおりである（年により多少前後する場合がある。）。

	新規貸与	継続貸与
前期 (4月から9月分)	8月中旬	4月下旬
後期 (10月から3月分)	10月中旬	

上記のとおり、貸与は前期と後期に分けて1年に2回、指定の預金口座に振り込みが行われる。奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則（以下、「施行規則」という。）第11条では、「奨学金の貸与を受けた者は、その都度奨学金借用証書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。」と定めている。この借用証書については、『奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金・育成奨学金）申請の手引き』にも、「申込みの提出書類」⑧に掲げられている。

県では、奨学金の申請書類の一部として、年度ごとに学校を通じて、奨学生から借用証書を手入している。

第6号様式(第11条関係)

奨 学 金 借 用 証 書

金 円

ただし、奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金・育成奨学金)として  
 年 月 から 年 月 まで ( ) か月分(月額 円)  
 上記のとおり借用しました。

については、奈良県高等学校等奨学金貸与条例及び関係規則等の規定に従い、相違なく返還します。

各返還期日までに返還しなかった場合は、返還期日にかかわらず、既に貸与を受けた奨学金に対する一括返還の請求を受けても異議ありません。

年 月 日

奈良県教育長 殿

借 受 人 貸与決定番号

在 学 校 名

住 所

氏 名 印

連帯借受人 住 所

氏 名 印

上記について、同意します。

法定代理人(親権者を含む。)  
 又は未成年後見人

住 所

氏 名 印

(出典：奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則)

(2) 継続して貸与する場合の手続

奈良県高等学校等奨学金貸与条例第2条第1項第1号によると、修学支援奨学金の貸与の要件は、

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)又は高等専門学校に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体、その他公共団体から学資の貸与、又は給付を受けていない者

となっている。

また、同条例第2条第1項第2号によると育成奨学金の貸与の要件は、

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む)又は専修学校の高等課程に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体、その他公共団体から学資の貸与、又は給付を受けていない者

となっている。

上記要件を満たしているかどうかを検証するため、県では、貸与の申請時には、高等学校、高等専門学校又は専修学校の担当者に対して、奨学生からの奨学貸与申請書、在学校の校長の推薦書、所得に関する市町村長発行の課税証明書、住民票謄本(家族全員)等を取りまとめ、県へ提出するよう求めている。

しかし、1年目から2年目、2年目から3年目の継続申請の場合は、上記の貸与申請時の証憑書類は求めておらず、請求書(前期・後期)と借用証書、学校長が提出する貸与申請者一覧表の提出となっている。

上記以外に、施行規則第16条によると、奨学生に異動等があった場合には、その都度関係書類を提出することが課されている

### (3) 結果又は意見

#### 【結果】

県は現状の事務処理手続にあわせた施行規則及び様式の記載に改めるべきである。

平成 29 年度に県が受領した借用証書をすべて閲覧した結果、県は奨学金を貸与する前段階で、請求書と同時に借用証書を入手している例が見受けられた。

施行規則では、修学資金の貸与を受けたときは、その都度借用証書を入手することになっており、また当該借用証書には「上記のとおり借用しました。」とあることから、字義的には、借用証書を入手すべき時期は実際に貸与した後であると読める。

債権管理上、借用証書が金銭貸借の証拠書類となることから、貸与後に入手できない危険性を回避する現行の実務は否定されるべきではないので、現状の事務処理手続にあわせた施行規則及び様式の記載に改めるべきである。

## 3. 延滞金

### (1) 延滞金等に関する原則的な取り決め

貸与条例第 10 条で、「借受人が、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。」と定められている。また、『奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金・育成奨学金） 貸与生のしおり』においても、「8 奨学金の返還について説明します」にて、「滞納金には年 10.95%の延滞利息が加算されることとなっていますので、必ず納期限内に納入してください。」と記載されている。さらに、貸与終了時に返還方法等を説明している『返還のてびき』においても、「<奨学金の返還について>4 返還金の督促および延滞利息」にて、「★滞納金には年 10.95%の延滞利息が加算されることとなっています。」と記載されている。

### (2) 延滞金等に関する例外的な取り決め

(1) の原則的な取り決めに対して、県では、従来から延滞金等を徴収していなかったため、平成 17 年度の包括外部監査の結果で、「期限内に返還した者との公平性を確保するためにも、条例にしたがって延滞金を徴収する必要がある。」「やむを得ない理由を明確にするなど具体的な取り扱いを取り決めたいうえで、今後の対処方針や方法を検討する必要がある。」と指摘を受けて

いる。県の貸与条例第9条で、「知事は、奨学金の貸与を受けた者が死亡した場合又は精神若しくは身体に著しい障害を受け奨学金を返還することができなくなったと認められる場合は、返還未済額を限度として、申請により奨学金の返還債務を免除することができる。」と返還債務の免除規定があるが、返還債務を免除できるのは非常に限定的な場合となっている。

奈良県高等学校等奨学金 返還のてびき（抜粋）		
7 返還免除制度の利用		
貸与を受けた者が次の場合には、残額の全部又は一部の返還を免除することができます。		
返還免除は、次の（１）、（２）により奈良県教育委員会事務局学校支援課授業料奨学金係に申請してください。		
事由	証明書類	証明書類発行者
(1) 貸与を受けた者が死亡した場合	死亡診断書又は住民票等(死亡の事実を確認できる公的書類)	医師、市町村長
(2) 貸与を受けた者が心身の著しい障害により返還が困難になった場合	身体障害者手帳（1～4級）の写し 精神障害者保健福祉手帳（1～2級）の写し	知事

しかし、県では、奨学金は勉学の意欲がありながら経済的に困難な者に対し貸与しているもので、教育のための貸与であること及び経済的理由の背景を考慮し、なおかつ、元本の返還を最優先に進め未納の状態を少しでも解消させるため、貸与条例制定後も免除理由に関係なくすべての滞納者から延滞金等の徴収は行っていなかった。

なお、平成29年度の収入未済額をもとに概算で延滞金等額を計算すると次のようになる。

計算の前提として、収入未済額の現年度分については、簡便的に年度中に平均して発生したと仮定する。この結果、平成29年度において現年度分から発生する延滞金等は、 $73,660 \text{ 千円} \times 1/2 \times \text{延滞利率 } 10.95\% = 4,032 \text{ 千円}$ となる。

一方、収入未済額の過年度分については、簡便的に年度末残高に延滞利率10.95%を乗じて、 $367,037 \text{ 千円} \times 10.95\% = 40,190 \text{ 千円}$ となる。



この結果、平成 29 年度中において発生する延滞金等の金額が、4,032 千円 + 40,190 千円 = 44,222 千円となる。

同様に、平成 25 年度から平成 28 年度まで同様に計算すると、以下の表の結果となる。

(単位：千円)

年度	現年度分	過年度分	合計
平成 25 年度	3,459	18,386	21,845
平成 26 年度	3,732	23,320	27,052
平成 27 年度	3,867	28,944	32,811
平成 28 年度	4,071	35,338	39,409
平成 29 年度	4,032	40,190	44,222
合計	19,161	146,178	165,339

上記のとおり、簡便的な計算であるが、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で、総額 165,339 千円の延滞金等が発生していることになる。

### (3) 結果又は意見

#### 【結果】

県は奨学金の返還の延滞者に対し、延滞金等の支払いを求めるべきである。

県では、返還債務の免除理由に関係なくすべての滞納者から延滞金等を徴収しておらず、貸与条例に違反している。これでは、実質的に平成 17 年度の包括外部監査の結果が措置されたとは言い難く、期限内に奨学金を返還した者と滞納者との間での公平性が確保されていない。

この点、奨学金等の貸付金債権管理事務取扱要領 第 8 延滞金の取り扱いにおいては、「延滞金については、償還時に同時入金を原則とするが、借受人や連帯保証人の資力等やむを得ない場合には、元金から充当することができる」という記載があることから、元本自体を優先して回収することに異論はないが、当該取り扱いの記載は、延滞金等自体を請求しないことの原因にはならない。回収したお金を延滞金等の返済とするか、元本に充当するか、県内部の事務処理の話であって、延滞金等自体は元本とともに請求すべきである。理由に関係なく延滞金等を徴収しないのは、貸与条例違反である。

県は、貸与条例に従い、返還債務の免除理由に該当しない滞納者からは延滞金等を徴収すべきである。

なお、延滞金等について調定がされていないのは当課だけではなく、他の部局においても共通して見受けられたため、「第 2 6 県に対する総括的な結

果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。

【意見】

貸与条例の延滞金等利率の変更を検討することが望ましい。

経済的な理由で修学が困難な者に対する支援という事業の性格上、10.95%もの延滞金等を徴収すると本来の目的が達成できないと判断して県が延滞金等を徴収していない現状を鑑みると、延滞金等の利率が適正な範囲を上回っているものと推察される。

民法上の金銭債務の損害賠償金は、但し書きで「約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。」(民法第419条)とあるものの、5%(民法第404条)、改正民法では3%の予定である。

また、独立行政法人日本学生支援機構での無利息の奨学金(第一種奨学金)の延滞金等は以下のとおりである。

貸与種別	採用年度	貸与終了年度等	賦課内容
第一種奨学金 (無利息)	平成17年3月以前採用	平成10年2月以前に貸与が終了し、年1回振込用紙で返還	延滞している割賦金の額に対して、各返還期日から6月を経過した日(以下「延滞金賦課日」という。)ごとに、その6月について延滞金賦課日が平成26年3月31日までに該当するときは5%、平成26年4月1日以降に該当するときは2.5%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。
		平成10年3月以降に貸与が終了	延滞している割賦金の額に対して、各返還期日から6月を経過した日(以下「延滞金賦課日」という。)ごとに、その6月について延滞金賦課日が平成26年3月27日までに該当するときは5%、平成26年3月28日以降に該当するときは2.5%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。
	平成17年4月以降採用	—	延滞している割賦金の額に対して、各返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じて、平成26年3月27日までは年(365日当たり)10%、平成26年3月28日以降は年(365日当たり)5%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。

(出典：独立行政法人日本学生支援機構 ホームページ)

採用年度が平成17年4月以降のものを例にとると、「返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じて、平成26年3月27日までは年(365日当たり)10%、平成26年3月28日以降は年(365日当たり)5%の割合を乗じて計算した額の合計額が賦課されます。」とのことから仮に平成29年度に返還した場合は、5%の割合が適用される。

一般論として、期限内の弁済を怠ったものに対して延滞金等を課すことは必要ではあるが、県が定める延滞金等の割合を一覧すると、相対的な割高感があり、経済情勢を踏まえた見直しの必要性を感じるところである。

なお、延滞金等の割合についての意見は、当課だけではなく他の部局においても共通して見受けられたため、「第 2 6 県に対する総括的な結果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。

## 第 16 章 放置違反金

### 1 概要

#### (1) 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	道路交通法、道路交通法施行令、奈良県道路交通法施行細則
所管部局	奈良県警察本部
担当課	交通部交通指導課、警務部会計課
制度内容	放置駐車違反を行った車両の運転者が責任を果たさない場合に、車両の使用者に対してその支払いを命ずる制度。

#### ① 放置違反金制度

放置違反金制度は、放置駐車違反を行った車両の運転者が出頭しない場合や運転者を特定できない場合に、当該車両の使用者に対して、反則金と同額の行政制裁金の支払いを命じる制度である。

放置駐車違反に対する責任は、あくまでも違法駐車を行った車両の運転者が果たすべきであるが、運転者に対して責任追及ができない場合には、車両の適正な使用のための管理義務を負う使用者に対し責任を追及することができるよう、平成 16 年の道路交通法改正（平成 18 年施行）によって新たに設けられた。

車両の使用者とは、「車両を使用する権限を有し、車両の運行を支配し管理する者であり、車両の運行についての最終的な決定権を有する者（法人を含む）」をいい、基本的には自動車検査証等に記載された使用者となる。使用者については、道路交通法第 74 条の 2 により「車両を適正に駐車する場所を確保することその他駐車に関しての車両の適正な使用のために必要な措置を講じなければならない」と定められている。

ただし、自動車検査証上の使用者として記載されている者が、車両を売却した場合や盗難被害にあった場合で、車両の運行についての決定権を失っているときには、弁明することにより使用者責任は追及されない。

放置違反金の額は以下のとおりである。

駐停車禁止場所等

(単位:円)

車両の種類	大型自動車	25,000
	中型自動車	
	準中型自動車	
	大型特殊自動車	
	重被けん引車	
	普通自動車	18,000
	軽自動車	
	大型自動二輪車	10,000
	普通自動二輪車	
	小型特殊自動車	
	原動機付自転車	

駐車禁止場所等

(単位:円)

車両の種類	大型自動車	21,000
	中型自動車	
	準中型自動車	
	大型特殊自動車	
	重被けん引車	
	普通自動車	15,000
	軽自動車	
	大型自動二輪車	9,000
	普通自動二輪車	
	小型特殊自動車	
	原動機付自転車	

(出典：道路交通法施行令別表第一より監査人作成)

高齢運転者等専用駐車区間又は専用時間制限駐車区間において、標章を掲示せずに駐車した場合、標章に記載された車両以外の車両が駐車した場合、高齢運転者等以外の者が駐車した場合には、上表の金額に2,000円を加算した金額が放置違反金の額となる。

②放置違反金のフロー

違反日（警察官等が放置車両を確認し、確認を告知する標章を取り付けた日）から4日目以降運転者が出頭しなかった場合、又は運転者が出頭し

ても反則金の仮納付が確認されない場合、車両の使用者に対して弁明通知書が送付される。

車両の使用者は、弁明通知書に記載された放置駐車違反の事実について弁明がある場合には、弁明書を作成し公安委員会に送付する。なお、弁明が認められるのは次の場合である。

- ・ 駐車許可証を所持していた等で、違反が成立していない場合
- ・ 当該違反日において、放置車両の使用者ではなかった場合
- ・ 当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責に帰すことが著しく相当性を欠くことが明らかである場合

弁明の事由がなく、早期に事案を終結させたいときには、弁明通知書に同封されている仮納付書により期限までに納付すれば、公示による納付命令がなされ、それをもって手続は終了となる。

弁明が認められない場合又は期限までに仮納付書による納付がなされなかった場合には、車両の使用者に対して納付命令書（納付書）を送付する。納付の期限までに放置違反金の納付がない場合には、督促状を発出し、さらに督促期限までに納付がなければ、地方税の滞納処分の例により、放置違反金を徴収することができる。具体的には、催告状の送付を行い、未納の場合は強制徴収（差押え）を行う。

また、納付命令書に記載の納付の期限を過ぎても納付がない場合には、納付の期限の翌日から年 14.5 パーセントの延滞金が計算され、放置違反金とともに請求される。さらに、放置違反金に係る督促状を送付された者は、領収書や納付・徴収済確認書といった、放置違反金を納付したこと、又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければ、自動車検査証の返付を受けることができない。

なお、放置車両の使用者が、違反日の前 6 か月以内に同じ車両の違反により以下の回数の納付命令を受けたことがある場合、車両の使用が一定期間制限される。同一車両が繰り返し放置駐車違反を行うことを禁止する趣旨である。

1年以内に車両の使用制限命令を受けた回数	6か月以内に納付命令を受けた回数
0回	3回
1回	2回
2回以上	1回

（出典：道路交通法施行令第二十六条の八表一より監査人作成）

## (2) 債権の内容

名称	放置違反金
根拠法令等	道路交通法、道路交通法施行令、奈良県道路交通法施行細則
平成 29 年度末金額	0 千円
平成 29 年度末件数	0 件
債権の法的性質	強制徴収公債権

### ① 放置違反金にかかる事務のフロー

確認標章の取付日の翌日から起算して 4 日目以降違反車両の運転者が未出頭の場合、交通指導課における放置駐車違反管理システム（以降、「個別システム」という。）より弁明通知書・仮納付書を印刷し、違反車両の使用者に対し送付する。その後、仮納付があれば金融機関から納入済データ入手し、県会計局にて仮納付された金額を歳入歳出外現金に組み込む。納入済データを交通指導課にて個別システムに取り込み、当該取込データをもとに県警会計課が歳入の調定を行い、公金振替手続を経て県の歳入となる。

一方、仮納付がなく、弁明の容認もない場合、個別システムにて納付命令書・納付書を印刷し、車両の使用者に対し送付する。県警会計課は交通指導課が作成した納付命令データをもとに、日次で歳入の調定を行う。納付があった場合、金融機関から納入済データ入手し、交通指導課にて個別システムへの取込がなされ、県警会計課にて受け入れ決議を行い、公金振替を経て県の歳入となる。

## (3) 未収金の内容

平成 29 年度末未収金額	12,591 千円
平成 29 年度末未収件数	836 件

放置違反金が未収金となるのは、納付命令書を発出後、納期限までに納付がなされなかった場合である。したがって、仮納付書の納期限を超過しただけでは未収金にはならず、個別システムにおいて納付命令書を印刷し、歳入の調定を行ったもののうち、金融機関から納入済通知を得られなかったものが、放置違反金の未収金となる。

(4) 未収金の推移

【放置違反金】

(単位：千円)

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 等(※) C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
25年度	現年度分	92,067	86,319	136	5,612	93.8%
	過年度分	39,453	13,140	4,894	21,418	33.3%
	合計	131,520	99,459	5,031	27,030	75.6%
26年度	現年度分	69,044	64,164	15	4,865	92.9%
	過年度分	27,030	7,117	4,345	15,568	26.3%
	合計	96,074	71,281	4,360	20,433	74.2%
27年度	現年度分	79,451	74,553	0	4,898	93.8%
	過年度分	20,433	5,164	4,756	10,512	25.3%
	合計	99,884	79,717	4,756	15,410	79.8%
28年度	現年度分	103,595	97,707	0	5,888	94.3%
	過年度分	15,410	3,954	2,737	8,718	25.7%
	合計	119,005	101,661	2,737	14,606	85.4%
29年度	現年度分	102,104	97,031	0	5,073	95.0%
	過年度分	14,606	4,569	2,519	7,518	31.3%
	合計	116,710	101,600	2,519	12,591	87.1%

(出典：財務会計システムのデータを元に県が集計)

※ 不納欠損、免除、債権放棄等の収納以外の減少額

(5) 結果又は意見

【結果】

財務会計システムの放置違反金未収入額について、交通指導課で管理している個別システムの残高と照合すべきである。

放置違反金は、前述のとおり、交通指導課にて納付命令データ及び納入済データを個別システムに入力し、当該データをもとに県警会計課にて財務会計システムへの入力（歳入の調定や納付金を県の歳入とする手続）を行う。財務会計システムへの入力は個別システムのデータをもとになされるため、両者の未収金残高は一致するはずである。

ところが県は、個別システムにおいて未収金が確定する時期と、財務会計システムにおいて未収金が確定する時期が相違することや、違反金納付後、公金振替を行い、財務会計システムで収納処理がされるまでに5営業日必要である等の理由により残高の一致を確認することが困難であるとして、財務会計システム上の放置違反金の未収入額と、個別システム上の未収入額の一致を確認していない。

しかしながら、歳入の調定や収納処理の時期に差があることにより両者の残高を確認できないのであれば、差の原因となる事象を集計に含まない等工



夫をすれば、残高の一致を確認できるはずである。歳入の調定の額及び収納処理を行った金額については、交通指導課と県警会計課で毎月末に一致を確認しているが、歳入の調定の額から収納処理を行った額を控除した未収入額についても、毎月末か、少なくとも期末に一致を確認する必要がある。

**【意見】**

放置違反金の延滞金のうち、一定の条件を満たしたものについてその納付期限と金額を指定して催告しているが、その催告を決定した時点で調定をしていない。期間を画して計算した延滞金額を催告することは納入の通知に該当するとも考えられるため、当該催告の決定に際して調定をする実務運用に向けて検討を進められたい。

県は、放置違反金の延滞金について、納入すべき金額が予め確定しないと理由で、その全額が収納されるまで調定をしておらず、いわゆる事後調定をしている。

一方、当該延滞金は千円未満の端数が切り捨てられる取り扱いがされるため、県は当該延滞金が1千円増える都度、以下のとおり放置違反金と延滞金を合算した納付書を同封して催告状を債務者に送付している。

	第 号 年 月 日	
(住所) (氏名)	殿  奈良県公安委員会 印	
<u>催 告 状</u>		
<p>あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により放置違反金の納付を命じたところ、その納付の期限を経過しても納付されなかったことから督促しましたが、その指定納付期限を経過しても未だ納付されていませんので、催告します。</p> <p>下記の指定納付期限までに、<u>同封の納付書により至急納付してください。</u></p> <p>指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、<u>あなたの財産を差し押さえることとなります。</u></p> <p>なお、完納された後、この催告状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。</p>		
記		
弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
第 号	円	円
指定納付期限	年 月 日まで	
納付場所	納付書記載の金融機関	
<p>注1 上記の放置違反金等を納付しない場合は、法令の規定により、<u>車検拒否</u>の対象となる上、あなたの財産を差し押さえて<u>強制徴収</u>することとなります。</p> <p>注2 <u>先に送付しました納付書は使用できませんので、必ず、同封した納付書</u>により上記納付場所の金融機関の窓口でお納め下さい。</p> <p>なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。</p> <p>注3 延滞金については、裏面をご覧ください。</p>		
照 会 先		
〒630-8578 奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策第一係 電話(0742)-23-0110		

(催告状裏面)

◆ 延滞金について

あなたは、「放置違反金納付命令書」に記載した「納付の期限」までに、放置違反金を納付しなかったため、当該「納付の期限」の翌日から納付の日までの日数に応じ、放置違反金の額に年14.5パーセントの割合(閏年は、平年と同様に取り扱う。)を乗じて計算した額の延滞金が課せられます。

延滞金は、1,000円未満の端数額を切り捨てて計算されますので、本催告状に記載した「指定納付期限」までに納付される場合は、本催告状に記載した延滞金を放置違反金に合わせて納付してください(合算した金額は、同封した「納付書」に記載していません。)

(出典：奈良県道路交通法施行細則 別記様式第17号の2の15)

当該催告状に同封されている納付書により、放置違反金及び延滞金が指定納付期限までに納付されれば、追加で延滞金を請求することはない。このような催告状の送付は、予め納入すべき額を確定させて行う納入の通知と同様の形式を備えているから、事実上は延滞金債権を確定させた前提で行われているものとして、事前に調定が必要ではないかと考えられる。

ただし、調定を行わずにする延滞金の催告、特に元本債権が未納である場合に当該未納額と併せて納付書に記載して滞納者に送付することにより行われる延滞金の催告については、調定を要するところの金額確定に当るか否かについて議論のあるところであり、他の部局においても同じ実務運用が見受けられたため、「第26県に対する総括的な結果又は意見」において、県の考え方とそれに対する問題点を総括的に指摘しているので参照願いたい。

当課による現状の実務運用は収納率の向上を目指す有効な施策であり否定されるものではないが、債権管理の視点からは、具体的金額を定めて催告するという能動的な対外的行為に着目して、それに対する事前の組織的統制として調定をすることが有意義であると考えられるので、そのような実務運用に向けて検討を進められたい。

以上